

## 第3章 評価結果

### 3-1 政策の妥当性

- 現行の対インドネシア国別援助計画は、近年の ODA 改革の流れをうけて策定された援助計画として、基本方針、重点分野、実施方針とも、日本の上位政策である ODA 大綱や中期政策との整合性が高い。ただし、「地球的規模の問題への取組」の位置付けは、必ずしも明確でない。経済が成長軌道に乗り中進国化を目指す段階にあるインドネシアの現状や、同国の環境問題や自然災害、鳥インフルエンザの問題等は、国内問題にとどまらない規模と影響を持つため、早急に検討するべきである。
- 外交政策との関連については、国別援助計画は、支援の意義としてアジア外交の基本とインドネシアの重要性をふまえており、共通理念に基づいた政策文書となっている。
- インドネシアの開発ニーズの観点から評価すると、インドネシア政府の国家中期開発計画(2004-2009年)と十分な整合性がある。これは、2002年から約2年間にわたり日本政府が実施した経済政策支援を通じて、インドネシア政府高官や有識者との緊密な政策協議がなされ、開発や援助についてのビジョンが日本とインドネシア間で共有されていたこととも関連していると思われる。
- 他ドナーの援助政策との相互補完性も高い。日本と並ぶ主要ドナーである世界銀行、アジア開発銀行とともにガバナンス改革を基本方針とし、政策・制度改革支援や社会的サービスを重視しているのに対し、日本は、投資環境整備の一貫としての経済インフラ支援をより重視している。

#### 3-1-1 日本の上位ODA政策・外交政策に照らした妥当性

##### 1. ODA大綱との整合性

対インドネシア国別援助計画と、ODA 大綱に示された援助政策の基本方針、実施方針とは、十分な整合性がある。ODA 大綱は日本政府の開発援助の理念や原則等を明記した基本文書であるが(現在の ODA 大綱は、旧大綱を 2003 年 8 月に改定したもの)、2004 年 11 月に策定された本援助計画は、改定された ODA 大綱をふまえたものである。また、ODA 総合戦略会議(2002 年 6 月設置)、現地 ODA タスクフォースの立ち上げ(2003 年 3 月)という一連の ODA 改革の流れの中で策定されたものでもある。したがって、表 3-1-1 に示すとおり、対インドネシア国別援助計画では、当該国の文脈に即して ODA 大綱の基本方針が具体化されている。

重点課題についても、対インドネシア国別援助計画で掲げられた 3 本柱はすべて ODA 大綱と合致しており、政策的な整合性は高い。ただし、ODA 大綱が重点課題とする「3. 地球的規模の問題への取組」については、国別援助計画は「2. 民主的で公正な社会の構築」の一部として、あくまでも国内問題としての環境保全や災害対策といった観点から位置付けるにとどまっている。これは現行の援助計画を策定した時点では、経済危機からの回復が最優先課題であり、財政の持続性や金融セクターの改革といったマクロ経済の安定が短期的な目標であったことと関連している。しかし、3-2 「結果の有効性」で後述するように、インドネシア経済が成長軌道に乗り中進国化を目指す段階にあることに伴って環境問題が悪化する可能性があること、また同国の環境問題や自然災害、鳥インフルエンザの問題などは、国内問題にとどまらない規模と影響を持つ可能性があることを考えると、今後、地球的規模の課題への取組みを国別援助計画の中にどう位置付けることが妥当かについて、早急に検討するべきである。

## 2. ODA中期政策との整合性

### (1) 基本方針・重点課題についての整合性

ODA 中期政策は ODA 大綱における考え方や取組などをより具体的に示す文書である。対インドネシア国別援助計画は現行の ODA 中期政策(2005 年 2 月策定)に先立って策定されたが、ODA 大綱同様に、基本方針について ODA 中期政策との整合性は高い。ODA 中期政策では、ODA 大綱の基本方針の 1 つである、「人間の安全保障」の視点をふまえて、ODA 大綱で示した4つの重点課題に取り組むことを述べている。「人間の安全保障」とは、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如等の「欠乏」の脅威から個人を保護し、また、脅威に対処するために人々が自ら選択・行動する能力を強化することを指す。国別援助計画でも、重点分野 3 本柱の下、重点項目の「選択と集中」の過程において重視する観点として「人間の安全保障」の視点が挙げられている。なお、重点課題についても、ODA 大綱との整合性でも述べたように、「3.地球規模の問題への取組」の視点を除き、整合性が高い。

### (2) 実施方針についての整合性

実施方針についても、整合性が高いことが認められる。ODA 中期政策では、「効率的・効果的な援助実施に向けた方策」として、連携強化、政策立案能力の一層の強化と、政策を具体的な案件の形成・選定・実施につなげるための、現地機能強化を強く打ち出している。その具体的な内容として、現地 ODA タスクフォースの機能と役割について詳細に定めていることが特徴と見られるが、対インドネシア国別援助計画においても同様の実施方針が述べられている。

表 3-1-1 日本の上位 ODA 政策とインドネシア国別援助計画

ODA 大綱 (2003 年 8 月)	ODA 中期政策 (2005 年 2 月)	対インドネシア国別援助計画 (2004 年 11 月)
<b>基本方針</b> 1. 開発途上国の自助努力支援 2. 「人間の安全保障」 3. 公平性の確保 4. 日本の経験と知見の活用 5. 国際社会における協調と連携	<b>重視する視点</b> ・ 「人間の安全保障」の視点をふまえて、以下 4 つの重点課題に取り組む。	<b>基本方針</b> インドネシア側のオーナーシップ確立を念頭に置き、以下の方針で支援する。 ・ 「民間主導の持続的な成長」を実現するための支援(貧困削減実現のための必要条件) ・ 長期的視野に立った「民主的で公正な社会造り」支援 ・ 経済成長、社会造りの前提となる「平和と安定」支援
<b>重点課題</b> 1. 貧困削減: 人間開発、社会開発、教育、保健医療、水・衛生、農業 2. 持続的成長: 経済社会基盤整備、政策立案・制度整備、人づくり、貿易・投資促	<b>重点課題</b> 1. 貧困削減 ・ 発展段階に応じた分野横断的な支援 ・ 貧困層を対象とした直接的な支援 ・ 成長を通じた貧困削減のための支援	<b>重点課題</b> 1. 「民間主導の持続的な成長」 ・ 財政の持続可能性の確保 ・ 経済インフラ整備 ・ 裾野産業・中小企業振興 ・ 経済関連の法制度の整備 ・ 金融セクター改革 2. 「民主的で公正な社会の構築」

<p>進</p> <p>3. 地球的規模の問題への取組</p> <p>4. 平和の構築</p>	<p>2. 持続的成長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済社会基盤の整備</li> <li>・ 政策立案・制度整備</li> <li>・ 人づくり支援</li> <li>・ 経済連携促進のための支援</li> </ul> <p>3. 地球的規模の問題（環境問題、災害）への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境問題への取組に関する能力の向上</li> <li>・ 環境要素の積極的な取り込み</li> <li>・ 日本の先導的な働きかけ</li> <li>・ 総合的・包括的枠組みによる協力</li> <li>・ 日本が持つ経験と科学技術の活用</li> </ul> <p>4. 平和の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紛争前後の段階に応じた支援</li> <li>・ 一貫性のある支援</li> <li>・ 迅速かつ効果的な支援</li> <li>・ 政策に対する支援と地域社会に対する支援の組み合わせ</li> <li>・ 国内の安定と治安の確保のための支援</li> <li>・ 社会的弱者への配慮</li> <li>・ 周辺国を視野に入れた支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貧困削減</li> <li>・ ガバナンス改革</li> <li>・ 環境保全・防災</li> </ul> <p>3. 「平和と安定」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平和構築・復興支援</li> <li>・ 治安確保</li> </ul>
<p>援助政策の立案及び実施体制</p> <p>1. 援助政策の立案及び実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一貫性のある援助政策の立案</li> <li>・ 関係府省間の連携</li> <li>・ 政策協議の強化</li> <li>・ 現地機能の強化</li> <li>・ NGO 等の援助関係者との連携</li> </ul> <p>2. 国民参加の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民各層の広範な参加</li> <li>・ 援助人材の育成と開発研究</li> <li>・ 開発教育</li> <li>・ 情報公開と広報</li> </ul> <p>3. 効果的実施のために必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価の充実</li> <li>・ 適正な手続きの確保</li> <li>・ 不正や腐敗の防止、監査</li> <li>・ 援助関係者の安全確保</li> </ul>	<p>1. 援助政策の立案及び実施に向けた方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策立案から実施までの一貫性</li> <li>・ 国際機関・他ドナー等との連携強化</li> <li>・ 現地機能強化</li> </ul> <p>2. 現地機能強化の具体的取組（現地 ODA タスクフォースの役割）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発ニーズ等の調査・分析</li> <li>・ 援助政策の立案・検討</li> <li>・ 援助対象候補案件の形成・選定</li> <li>・ 現地援助コミュニティとの連携強化</li> <li>・ 被援助国における日本関係者との連携強化</li> <li>・ 日本 ODA のレビュー</li> <li>・ 情報公開と広報</li> </ul> <p>3. 現地機能強化のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な人材配置と人材育成</li> <li>・ IT 等を活用した情報・知見の共有の促進</li> </ul>	<p>1. パートナーシップの重視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インドネシア政府との政策対話</li> <li>・ 他の援助国・国際機関との協力・連携</li> <li>・ 民間経済関係者との連携</li> <li>・ NGO・市民社会との連携</li> </ul> <p>2. 実施・管理の強化及び実施の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案件実施体制</li> <li>・ 地方分権への対応</li> <li>・ 透明かつ適正な事業の実施</li> <li>・ 環境社会面及びジェンダーへの配慮</li> <li>・ モニタリング・評価の強化</li> <li>・ 広報の強化</li> </ul>

出所：外務省ウェブサイトより調査団作成

### 3. 重点外交政策との関係

2004年から2007年の各年版における「日本の重点外交政策」によれば、対インドネ

シア援助に関連する事項として、(a)アジア地域の平和と安定推進、(b)経済的連携強化、(c)ODA の戦略的活用、(d)グローバルな課題(貧困削減、テロ、地球規模問題、「人間の安全保障」、地域間・多国間枠組み等)への対応等が挙げられている。

対インドネシア国別援助計画の「1. 理念・目的」の部分において、日本の平和と繁栄は東アジアの政治的安定と経済的発展なくしては成り立たず、アセアンとの関係強化・共存共栄が日本のアジア外交の基本であるという考え方が示されている。アセアンの中核を担い、かつ世界最大のイスラム人口を擁するとともに、マラッカ海峡という地政学的な要地に位置し、重要な天然資源(エネルギー等)の供給源でもあることから、インドネシアの経済発展を支援することを援助の意義としている。特に、2005 年度版の重点外交政策では、「戦略的な外交を展開するための ODA の積極的活用」を打ち出し、以降の重点外交政策においても、ODA の戦略的拡充と経済成長を通じた貧困削減を提唱している。また、「国際協力重点方針・地域別重点課題(外務省国協力局)」は、ODA 大綱、ODA 中期政策と各国の援助指針である国別援助計画をふまえて具体的な方針を示したものであるが、2007 年度の同文書では、インドネシアは地域安定の要であり、戦略的パートナーとして政治・経済面の関係緊密化を図ることが述べられている。以上から、日本の外交政策と対インドネシア国別援助計画は共通理念を基盤とし、両者が整合していることがわかる。

### 3-1-2 インドネシア国家開発計画との整合性

対インドネシア国別援助計画との整合性を検討すべきインドネシア国家開発計画は、ユドヨノ政権発足後の 2005 年 1 月に制定された中期開発計画(RPJM: Rencana Pembangunan Jangka Menengah 2004-2009)である。現行の国別援助計画は RPJM 制定より先行して策定されたが、国別援助計画は 2002 年から開始された経済政策支援におけるインドネシア政府、有識者との政策対話を基礎にして策定されたことから、日本とインドネシア側とは、開発ビジョンや援助の方向性の共有が図られており、RPJM の 3 つの柱と日本の国別援助計画の重点 3 分野(3 本柱)は対応している(詳細は、3-3-1「政策策定プロセスの有効性・適切性」で後述)。また、両者の整合性が高い点は現地調査でのヒアリングを通じても確認された<sup>45</sup>。したがって、日本の対インドネシア国別援助計画が掲げる援助政策はユドヨノ政権の政策課題を示した RPJM に即した内容であると位置付けることは妥当である。

<sup>45</sup> BAPPENAS の複数部局並びに INFID(International NGO Forum on Indonesian Development)ヒアリング。

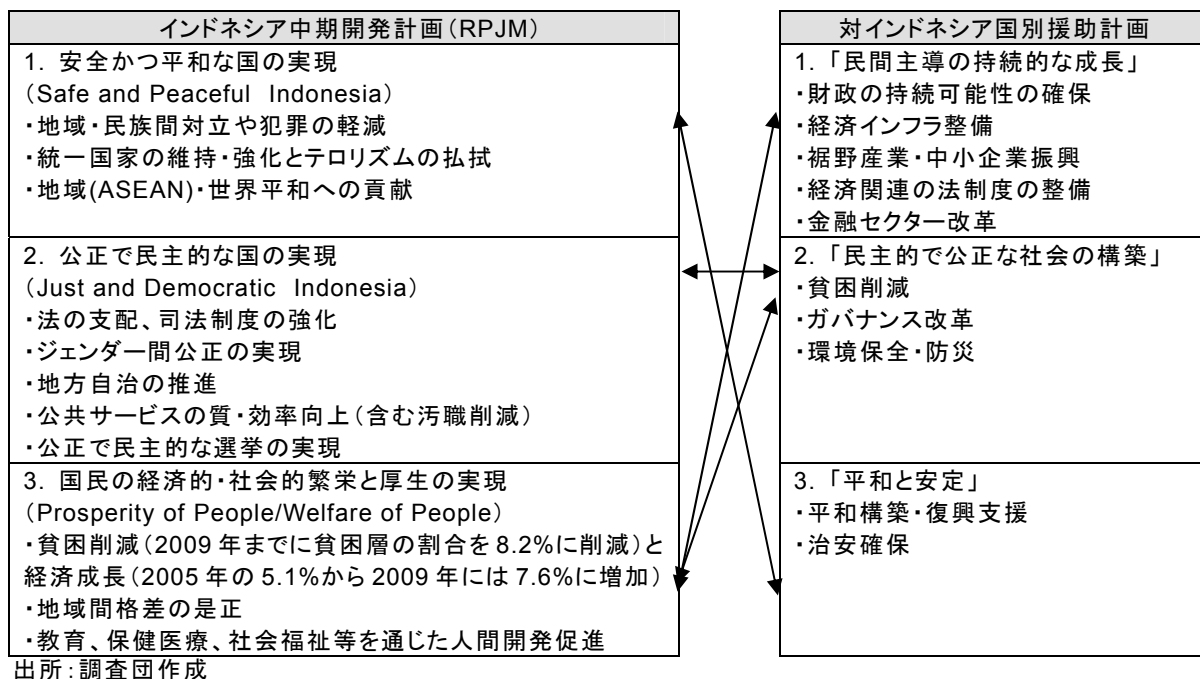


図 3-1-1 インドネシア中期開発計画(RPJM)と国別援助計画の対応状況

### 3-1-3 他ドナーの援助政策との相互補完性

対インドネシア国別援助計画と、他ドナーの援助政策との相互補完性を検討するにあたり、世界銀行とアジア開発銀行(ADB: Asian Development Bank)の支援方針、重点分野、規模などを中心に比較・検証する。インドネシアにおける3大ドナーは、日本、世界銀行、ADBであり、3者により支援規模のほとんど(コミットメントベースで9割以上)を占めている。

国別援助計画は、インドネシアの開発課題の中で、他ドナーの支援状況やインドネシア政府の財政状況から見て、「投資環境整備に対する対応がまさに欠落した部分」と指摘している。他の援助国・国際機関の支援は、貧困削減、ガバナンス改革等を重視し、社会的サービスあるいは地方インフラに重点を置きがちであるが、他方、債務返済負担を抱えるインドネシア政府も公共事業費を十分に手当てする財政的余裕がないため、結果として当面の最重要課題である投資環境改善に資する経済インフラ整備等に必要な支援が行き渡っていないと判断している。そこで、日本の援助計画は、経済インフラ整備を含む投資環境改善に重点を置く政策を打ち出している。

表 3-1-2 のとおり、世界銀行、ADBが重点課題とする項目自体は日本側と大きく違わないが、その内容を見ると優先度・方法論における相違がある。日本の援助計画は経済インフラ等の整備を通じた民間投資拡大、それによる雇用改善から貧困削減を目指すというアプローチであり、それらを可能にする条件としてガバナンス、環境保全、防災、平和構築、復興支援、治安確保の問題解決を位置付けている。そして、時間軸(短期、中期、長期)の概念を導入して、「選択と集中」や優先度(プライオリティ)についての考え方を示している。他方、世界銀行、ADBはガバナンスを戦略全体に通ずる

中核テーマと位置付けており、ガバナンスの問題が貧困削減や経済発展の主たる阻害要因であるとして、その改革を急務としている<sup>46</sup>。日本はガバナンス改革の重要性を十分認識しながらも、ガバナンスは中長期的な視点で解決を図る課題と位置付け、中期的な目標であるところの「民間主導の持続的な成長」を最優先課題としている。

表 3-1-2 日本、世界銀行、ADB の重点課題一覧

	日本 「対インドネシア国別援助計画」 (2004年11月策定)	世界銀行 CAS* 2004-2008	ADB CSP**2003-2005 CSP2006-2009
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重点課題</li> <li>1. 「民間主導の持続的な成長」               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政の持続可能性の確保</li> <li>・ 経済インフラ整備</li> <li>・ 裾野産業・中小企業振興</li> <li>・ 経済関連の法制度の整備</li> <li>・ 金融セクター改革</li> </ul> </li> <li>2. 「民主的で公正な社会造り」               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貧困削減</li> <li>・ ガバナンス改革</li> <li>・ 環境保全・防災</li> </ul> </li> <li>3. 「平和と安定」               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平和構築・復興支援</li> <li>・ 治安確保</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●二大重点分野</li> <li>1. 投資環境の改善               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続的マクロ経済の安定</li> <li>・ 金融セクターの強化</li> <li>・ 民間セクターの育成</li> <li>・ 経済インフラの整備</li> <li>・ 貧困層・農民に対する収入機会の創出</li> </ul> </li> <li>2. 貧困者向け公共サービスの提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育</li> <li>・ 保健</li> </ul> </li> <li>●中核分野(全支援の基礎となる概念) ガバナンス</li> <li>●追加分野(2006年より) 災害リスクマネジメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(CSP2003-2005)</li> <li>●戦略目標 「貧困削減と地域間格差の改善」</li> <li>●重点課題</li> <li>1. ガバナンス改善(反汚職、法制度改革)</li> <li>2. 地方分権化を通じた地方ニーズへの対応</li> <li>3. 人間開発(社会サービス、ジェンダー)</li> <li>4. 環境管理と天然資源の持続的活用促進</li> <li>5. 長期的成長と経済潜在力の引き上げ</li> <li>(CSP2006-2009)</li> <li>●戦略の柱:</li> <li>1. 貧困削減に資する持続可能な経済成長</li> <li>2. 社会開発</li> <li>●主要テーマ ガバナンスと汚職撲滅</li> <li>●重点項目</li> <li>1. インフラ、インフラサービス改善</li> <li>2. 財政セクター強化</li> <li>3. 地方分権化</li> <li>4. MDG達成促進</li> <li>5. 環境と天然資源管理強化</li> </ul>

出所: 各種資料より調査団作成

注: \* CAS: Country Assistance Strategy, \*\*CSP: Country Strategy and Program

世界銀行、ADB の当該期間における新規案件の分布状況(援助戦略文書に記載された計画案件含む)をセクター別に表したのが表 3-1-3 と 3-1-4 である。世界銀行は、新規ローン予定案件総額のうち、「法制度と公共セクター管理(開発政策借款(DPL: Development Policy Loan)、インフラ DPL のプログラム・ローンが中心)」が、40.9 % と最も多く、次いで社会的サービスが 24.9%となっている。ADB についても、国別戦略計画 (CSP)2003-2005 年においては、新規ローン予定案件総額のうち、社会的サービスが 27.3%と最も多く、次いで農業、天然資源が 23.2%となっている。現行の援助

<sup>46</sup> 国別援助計画策定時の現地協議においても、世界銀行は「投資環境整備については、ガバナンスの向上とインフラ整備が重要。当面は自治体レベルでプロジェクトに取り組む方針」と述べている。

戦略文書である国別戦略計画(CSP)2006-2009年では、重点分野が経済成長やインフラ重視にシフトしたものの、「法制度と公共セクター管理(全額 DPL、インフラ、財政・社会保障、地方財政、ミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)達成等に関する政策支援型のプログラム・ローン)」が突出しており、次いで農業、天然資源と社会的サービスとなっている。このように、世界銀行、ADBともインフラについては政策面で投資環境整備支援を強化してはいるものの、劣化した経済インフラの改善と増強をプロジェクトで支援することを優先する日本の方針とは異なっており、日本と世界銀行、ADBのアプローチには補完性があるといえよう。ただ、後述するように(表 3-2-3)、日本の支援の中でもプロジェクトに加え、プログラム・ローンが増加する傾向が出てきている。

表 3-1-3 世界銀行によるローン新規案件の分布状況(2004-2008年、百万ドル)

セクター	CAS 2004-2008	
	金額	%
1. 農業、天然資源	306	6.0%
2. 工業、財政	110	2.2%
3. 交通	960	18.8%
4. エネルギー	180	3.5%
5. 社会的サービス (教育、保健、衛生など)	1,273	24.9%
6. 法制度と公共セクター管理	2,086	40.9%
7. マルチセクター	0	0.0%
8. ほか	190	3.7%
合計	5,105	100.0%

出所: World Bank, *Country Assistance Strategy Progress Report*, 2006 から調査団作成  
 注: 上記の表は、2004年から2008年までの新規借款(IBRDとIDA合計)実績・予定案件リストから計算。セクター分類については、案件内容に応じて調査団により再分類した。

表 3-1-4 ADBによるローン新規案件の分布状況(2003-2009年、百万ドル)

セクター	CSP 2003-2005		CSP 2006-2009		合計	
	金額	%	金額	%	金額	%
1. 農業、天然資源	775	23.2%	490	12.8%	1,265	17.7%
2. 工業、財政	610	18.3%	180	4.7%	790	11.0%
3. 交通	500	15.0%	147	3.9%	647	9.0%
4. エネルギー	350	8.7%	200	5.2%	550	7.7%
6. 社会的サービス (教育、保健、衛生等)	910	27.3%	350	9.2%	1,260	17.6%
6. 法制度と公共セクター管理	-	-	2,310	60.5%	2,310	32.3%
7. マルチセクター	-	-	140	3.7%	140	2.0%
8. その他	190	5.7%	0	0.0%	190	2.7%
合計	3,335	98.2%	3,817	100.0%	7,152	100.0%

出所: ADB, *Country Strategy and Program 2003-2005* 並びに *2006-2009* から調査団作成  
 注: セクター分類については、CSP2003-2005とCSP2006-2009で必ずしも同じ分類方法が用いられていないため、案件の内容に応じて調査団により分類しなおして算出。なお、「マルチセクター」の案件は主にコミュニティ開発、地方行政、農村インフラ案件となっている。

以上にみたように、世界銀行とADBの支援は、法制度と公共セクター管理を重視している。これに対して、日本の国別援助計画は、日本の比較優位もふまえて、焦点をあてるべき支援課題として投資環境の整備とその一貫としてのインフラ整備を前面に

打ち出している。この考え方は、雇用・貧困の改善には経済成長の促進が不可欠とする、現ユドヨノ政権の RPJM における基本的な姿勢とも一致している。

また、世界銀行と ADB の支援形態は、プログラム・ローンを通じた政策・制度改革への支援が中心で、プロジェクト・ローンの供与は限定的である。日本の支援は個別プロジェクトと政策支援型のプログラム・ローンを組み合わせたものとなっており、他ドナーとの補完性という観点からもインドネシアのニーズに即したものであることがわかる。

なお、2-4-4「他の二国間ドナー」で支援状況を概観したとおり、無償資金協力では注力するセクターやアプローチなどで存在感のあるドナー（オーストラリア、米国、ドイツなど）が幾つかある。しかし、そのいずれも、ガバナンスや社会開発を中心とした援助政策を重視しており、また資金規模も限定されることからインフラ整備を通じた投資環境整備に対する貢献度合いは高くない。したがって、次節に述べるように、インフラ整備の分野では日本の支援の存在感が大きいことがわかる。



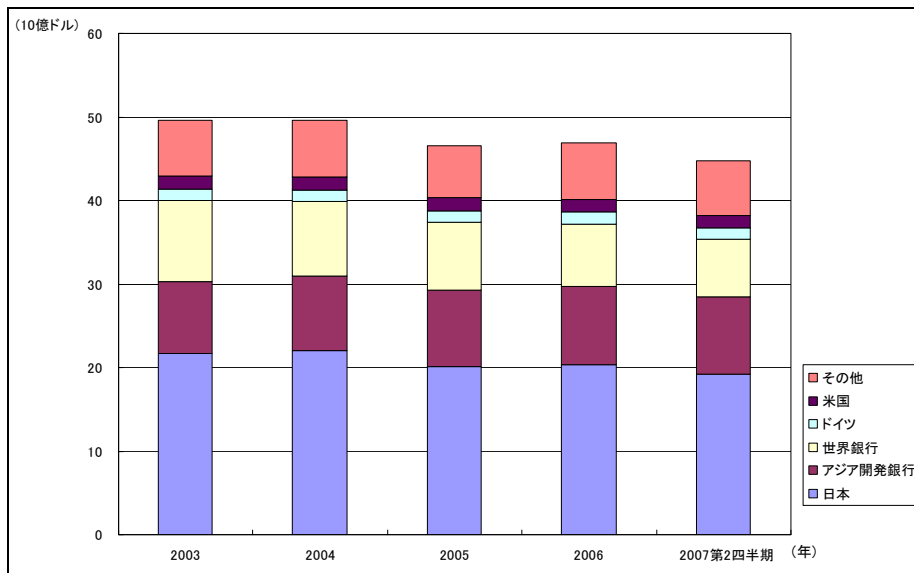
### 3-2 結果の有効性

- 日本からの有償資金協力はインドネシアの対外公的債務残高の4割以上を占めており、またプログラム・ローンの開始後は開発予算の約16%を占めるなど、同国の開発資金に重要な貢献をしている。
- 「民間主導による持続的な成長」、「民主的かつ公正な社会造り」、「平和と安定」の3つの重点分野のもとで、日本の援助は、国別援助計画が示した重点事項や支援内容におおむね沿って実施された。重点事項のうち、特に経済インフラの整備及び貧困削減において、案件数・金額ともに多くの援助が実施された。
- 日本の国別援助計画の短期的な目標である財政の持続可能性や金融セクター改革に関しては、重要な成果がみられる。短中期的な課題である経済インフラ整備、裾野産業・中小企業振興、経済関連の法制度整備についても多くの達成があったものの、日系企業が実感できるような投資環境の改善は限定的で、日本からの投資増加につながっていない。
- 中長期的な課題である貧困削減については教育分野を除き、全般的にMDGs達成状況の進捗は遅い。地方分権化に伴い、地方政府の行政能力不足が公的サービス提供のうえでも課題となっている。失業率の大幅な改善もなく、近年の経済成長が雇用状況の改善を通じた貧困削減につながっていない。
- 投資環境整備・インフラに関する新施策、対外援助受入れ政策の変化、民主化定着と地方分権化といったユドヨノ政権下でとられた開発政策、さらには地震・津波災害復興といった援助計画で想定されていなかった状況にも、日本は個別プロジェクト、プログラム・ローン、官民連携による「日本インドネシア戦略行動計画」への取組、「東部インドネシア地域開発プログラム」の策定、緊急復興支援等を通じて機動的に対応してきた。
- 平和と安定に関し、特にアチェの地震・津波災害復興において迅速にインフラの復興に貢献し、インドネシア政府から高い評価を得た。平和構築については安全の確保、文化的に複雑な背景もあり、アチェ、マルク等において試行錯誤しながら進めている状況である。

#### 3-2-1 インドネシア側の開発資金への貢献度

##### 1. 有償資金協力

2-4 で述べたように、日本は支援額においてインドネシアで最大のドナーであり、特に有償資金協力による貸付額が大きい。インドネシアの対外公的債務残高は450億ドル前後で推移しているが、次図のとおり、日本、ADB、世界銀行の3ドナーで対外公的債務総額全体の8割以上を超えている。日本の債務残高は対外公的債務総額の4割を超えている。



出所：インドネシア財務省

図 3-2-1 中央政府の対外債務残高と援助国・国際機関別シェア

インドネシア政府の財政状況(2001-2007年)は表3-2-1に示すとおりである。インドネシア政府は財政収支を2009年までに黒字に転換し、対外公的債務のGDP比率を

下げることを目指しており、対外借入を抑制する方針をとっている。また、経済成長の回復、マクロ経済の安定化、燃料補助金の削減による財政手当ての余地が拡大したことに伴い自国資金を開発予算に振り分ける余地が増えてきたこともあり、最近が開発予算に占める対外借入(プロジェクトローン引き出し)の比率は減少傾向にある。

国債発行による借入は増加傾向にある一方で、近年、アジア通貨危機時の緊急融資を含む借款の返済額がピークに達しており、2004年から債務返済額が新規借入額を凌駕している。そのような状況が2010年まで継続するのに加え、通貨危機対応で発行した国債の償還、サブプライム問題に伴う国内外市場の不安定化、クラウディングアウト<sup>47</sup>への懸念もあり、資金調達の状況は厳しく、プログラム・ローンに対する需要も高くなる傾向にある。

表 3-2-1 財政状況(2001-2007年)

単位:10億ルピア

	2001	2002	2003	2004	2005*	2006	2007**
<b>A. 歳入・贈与</b>	<b>299,661</b>	<b>298,528</b>	<b>341,396</b>	<b>403,367</b>	<b>495,224</b>	<b>637,799</b>	<b>723,058</b>
I. 歳入	299,183	298,528	340,928	403,105	493,919	635,942	720,389
II. 贈与	478	0	468	262	1,305	1,857	2,669
<b>B. 歳出</b>	<b>341,563</b>	<b>315,634</b>	<b>376,505</b>	<b>426,715</b>	<b>509,632</b>	<b>670,591</b>	<b>763,571</b>
I. 中央政府	260,508	217,430	256,191	296,992	361,155	444,197	504,776
<b>内 開発予算***</b>	<b>41,585</b>	<b>37,325</b>	<b>69,247</b>	<b>60,979</b>	<b>57,793</b>	<b>102,323</b>	<b>124,539</b>
II. 地方移転	81,054	98,204	120,314	129,723	150,464	226,394	258,795
<b>C. 基礎的財政収支</b>	<b>45,241</b>	<b>64,015</b>	<b>30,241</b>	<b>39,136</b>	<b>50,791</b>	<b>46,234</b>	<b>44,574</b>
<b>D. 財政収支</b>	<b>-41,902</b>	<b>-17,107</b>	<b>-35,109</b>	<b>-23,349</b>	<b>-14,409</b>	<b>-32,792</b>	<b>-40,513</b>
<b>E. 財政補填</b>	<b>41,902</b>	<b>25,247</b>	<b>32,662</b>	<b>20,363</b>	<b>11,219</b>	<b>32,976</b>	<b>40,513</b>
I. 国内補填	<b>31,445</b>	<b>25,164</b>	<b>32,115</b>	<b>48,853</b>	<b>21,491</b>	<b>52,292</b>	<b>55,068</b>
1 国内銀行からの調達	0	0	8,258	22,713	-2,453	15,223	12,962
2 非銀行部門	31,445	25,164	23,857	26,141	23,943	37,069	42,106
a. 民営化	3,465	7,665	7,301	3,519	0	400	2,000
b. 資産回収	27,980	19,439	19,661	15,751	6,564	2,684	1,500
c. 国債	0	-1,939	-3,105	6,870	22,575	35,986	40,606
d. 資本参加					-5,195	-2,000	-2,000
II. 海外補填	<b>10,457</b>	<b>83</b>	<b>548</b>	<b>-28,490</b>	<b>-10,272</b>	<b>-19,316</b>	<b>-14,555</b>
1 外国借款引き出し	26,342	18,887	20,360	18,001	26,840	33,409	40,275
a. プログラム・ローン	6,416	7,170	1,792	5,059	12,265	13,580	16,275
b. プロジェクト・ローン	19,926	11,717	18,568	12,942	14,576	19,829	24,000
2 対外債務元本支払い	-15,885	-18,804	-19,812	-46,491	-37,112	-52,725	-54,830

出所: World Bank, *Public Expenditure Review 2007* より抜粋

注: \* 2006年の中央政府の歳出実行額と地方政府歳出予測値を加算している。

\*\* 2007年の中央政府予算に地方政府予算予測値を加算している。

\*\*\* 2005年財政法改正で開発予算<sup>48</sup>費目がなくなり、開発予算は資本財購入と社会支援の合計とする。

<sup>47</sup> 国債の増発等による政府の資金需要の増加が市中金利を上昇させることによって民間の資金需要を抑制する現象を指す。

<sup>48</sup> インドネシアの国家予算は2004年まで、経常予算と開発予算に分かれていた。開発予算は、主にODA等の外国援助及び国内歳入を財源とし、地方を含む政府開発プロジェクト事業費に配分され、経常予算は税収を中心とする国内歳入を財源とし、人件費、債務支払い、各公共施設の運営・維持管理費等に配分されていた。そのため開発予算に占める日本の資金協力が占める割合を示すことで貢献度を検証することが可能であった。

表 3-2-2 外国借款に占めるプログラム・ローンとプロジェクト・ローンの割合の推移

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
プログラム・ローン	24.4%	38.0%	8.8%	28.1%	45.7%	40.6%	40.4%
プロジェクト・ローン	75.6%	62.0%	91.2%	71.9%	54.3%	59.4%	59.6%

出所:表 3-2-1 より調査団作成。 注 :融資実行ベース。

表 3-2-3 日本の有償資金協力承諾額のうち、プログラム・ローンの占める割合

単位:億円

年度	有償資金協力	うちプログラム・ローン	割合
2004	1,148.3	107.9	9.4%
2005	930.1	117.3	12.6%
2006	1,252.3	235.5	18.8%

出所:JBIC 資料より調査団作成。 注 :コミットメントベース。

表 3-2-4 開発予算のうち外国借款引出しが占める割合の推移

単位:10 億ルピア

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
開発予算	41,585	37,325	69,247	60,979	57,793	102,323	124,539
外国借款	26,342	18,887	20,360	18,001	26,840	33,409	40,275
内日本の政府貸付(支出純額)*	7,255	3,114	7,947	-4,180	9,363	-2,067	-
開発予算の内、外国借款が占める割合	63.3%	50.6%	29.4%	29.5%	46.4%	32.7%	32.3%
開発予算の内、日本の借款の支出純額が占める割合	17.4%	8.3%	11.5%	-6.9%	16.2%	-2.0%	-

出所:表 3-2-1 より調査団作成 \*ODA データブック 2006 年及び ODA 白書 2007 年度版の数値をルピアで換算。  
注 :支出純額とは、各々の期間において被援助国へ転移された金額(供与額-借款等の回収額)を示す。

2001 年当初、表 3-2-2 の示すとおり、プログラム・ローンは外国借款全体の 3 割前後であったが、2005 年以降は 4 割以上を占めるようになった。日本も、2004 年度に開発政策借款(DPL: Development Policy Loan)を承諾し、2005 年度に DPL2 期、そして 2006 年度には DPL3 期とインフラ改革セクター開発プログラム・ローン(IRSDP: Infrastructure Reform Sector Development Program)を承諾している。その結果、表 3-2-3 が示すように、近年承諾された有償資金協力事業においてはプログラム・ローンの割合が上昇している。経済危機時のプログラム・ローンは国際収支補填が目的であったが<sup>49</sup>、2004 年以降のプログラム・ローンは政策支援型で、マクロ経済の健全化、金融セクター改革、インフラセクター改革といった政府の改革プログラムを支援することが主目的となっている。インドネシア政府は今後もプログラム・ローンを積極的に動員していく意向であり、MDGs 達成支援のための政策・制度改革(ADB)等の分野も

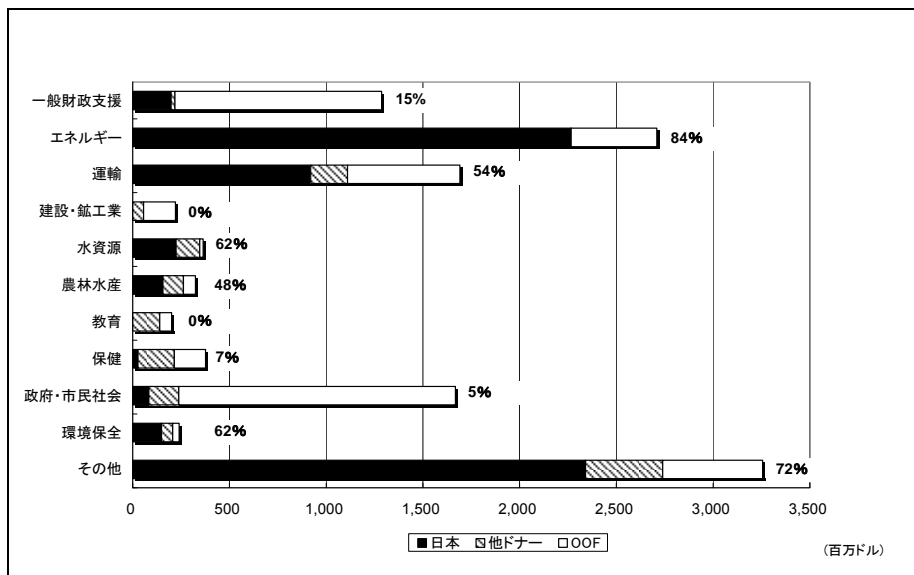
2005 年より財政法の改正により、開発予算という費目がなくなったが、ここでは資本財購入と社会支援の合計を公共投資とみなすことができると仮定し、開発予算の欄にその合計額を挿入している。

<sup>49</sup> 平成 16 年度外務省第三者評価「調整融資のレビュー:構造調整借款及びセクター調整借款の概観」報告書(2005 年 3 月)によれば、1988-90 年と 98-99 年に、日本はインドネシアに対して構造調整借款・セクター調整借款を集中的に供与している。

対象として実施される予定である。2007年12月には日本の災害復興・管理セクター・プログラム・ローンの供与が決定された。

表3-2-4が示すように、日本からの有償資金協力は、DPLを融資実行した2005年<sup>50</sup>にはインドネシアの開発予算の約16%を占めている。これは、外国借款全体の3割以上に相当し、日本からの援助はコミットメントベースのみならず、融資実行ベースにおいても同国の開発予算に重要な貢献をしている。

次にセクター別の支援状況を調査対象期間とほぼ重なる2003年から2006年に承諾した供与額(コミットメントベース<sup>51</sup>)の観点から図3-2-2にまとめた。日本の有償資金協力は、規模及び他ドナーの比較においてエネルギーと運輸セクターが非常に大きい。特にエネルギーセクターでは、日本のODA以外は、譲許性の低いその他の公的資金(OOF)<sup>52</sup>による支援である。また、「その他<sup>53</sup>」を除けば、環境保全、農林水産セクターにおいても日本の援助の比率は高い。



出所: International Development Statistics Online Databases (OECD-DAC)より調査団作成  
注: 2003-2006年の期間のコミットメントベースの累計

図3-2-2 セクター別のインドネシアに対するODA借款とOOF(譲許性の低い公的資金)に占める日本の援助資金の比率(2003-2006年コミットメントベース)

<sup>50</sup> ただし、2004年度(2005年3月)にDPLを承諾・融資実行している。

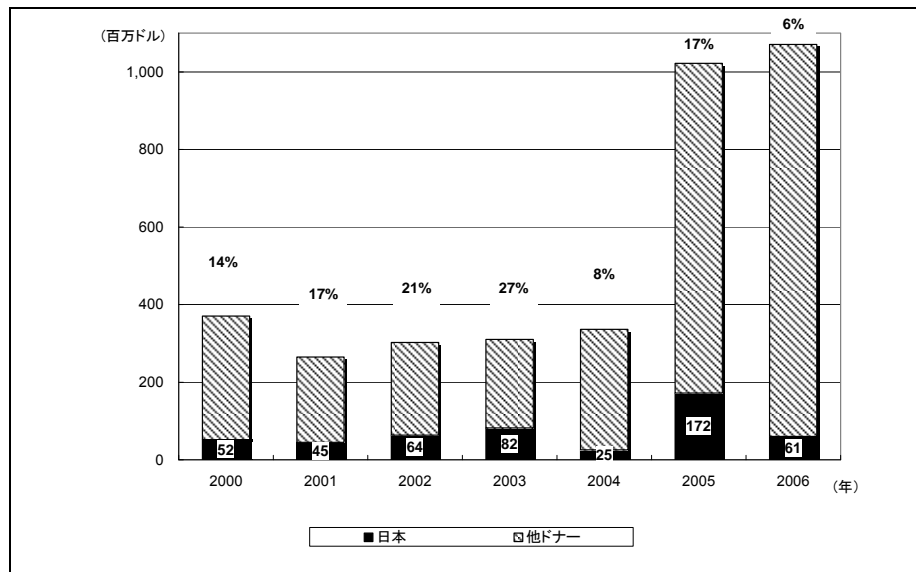
<sup>51</sup> OECD-DACで公表されているInternational Development Statistics Online DatabasesのCommitment(約束)額を使用した。具体的にはCreditor Reporting System(CRS)の中のODA loans(有償資金)、ODA Grants(無償)、OOF: Other official Flows (non export credit)のデータをドナー別、セクター別に参照して作成している。

<sup>52</sup> 日本からのOOFを含む可能性がある点には留意が必要である。

<sup>53</sup> 有償資金協力(OOF含む)のセクター「その他」は、日本と他ドナーによる債務免除、債務転換、スワップ、買戻し、繰延等で8割以上を占める。

## 2. 無償資金協力

他ドナーを含めたインドネシアに対する無償資金協力全体に占める割合の推移をみると、図 3-2-3 が示すとおり、日本の無償資金協力は 2005 年には災害に対するノンプロジェクト無償<sup>54</sup>で例外的に供与額が大きく増加した。ドナー別に支援額をみると、2 章の表 2-4-2 のように、日本は 2004 年において1位、2005、2006 年は 3 位であった(無償資金協力と技術協力をあわせた贈与の支援額)。このように日本は無償資金協力においても重要な貢献をしているが、近年に着目すればドナーの無償資金協力全体に占める日本の割合は低くなってきている。



出所：図 3-2-2 に同じ。

注：無償資金協力は、DAC2a Official Development Assistance Disbursement (ODA 純支出額)において、ODA Grants の中に Technical Cooperation が含まれているため、それを差し引いたものを、上記データに使用した。

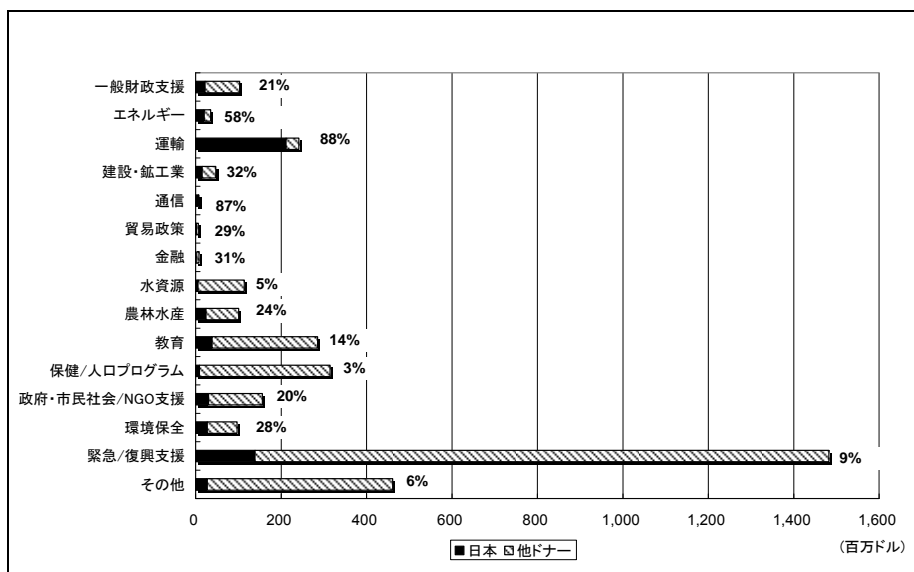
図 3-2-3 インドネシアに対する無償資金協力に占める日本の割合(支出純額ベース)

2003-2006 年のセクター別支援状況を見ると(「その他<sup>55</sup>」を除く)、日本は多様なセクターに無償資金協力で支援している。アチェ津波災害に対する緊急/復興支援と教育セクターへの支援が大きいほか、運輸、農林水産、建設・鉱工業といったインフラ、生産セクターで一定規模の援助を行っている。他ドナーと比べ、無償資金協力でもインフラ(運輸、エネルギー、通信等)を支援しているのが日本の特徴である。他ドナーの多くは政府・市民社会、続いて教育、保健、人口プログラム、水資源といった分野に支援を行っているが、2003-2006 年の期間をみると、政府・市民社会に対する日本の援助は相対的に少なく、ドナー全体の 7%である。これは他ドナーがガバナンス支援を重

<sup>54</sup> ノンプロジェクト無償とは主に債務救済、災害援助、食料援助等を指す。

<sup>55</sup> 無償資金協力のセクター「その他」は、その他のマルチ(多部門)セクター(セクターに分類できない都市/村落開発、マルチ教育/研修(奨学金も含む)や調査)約 45%、ほかの社会インフラサービス(雇用、住宅、ほかの社会サービス、文化活動、麻薬取締、HIV/AIDS 対策)約 36%、分類できないその他等という内訳になっている。

視し、その一環で市民社会を通じた支援を強化する傾向にあることを示唆している。



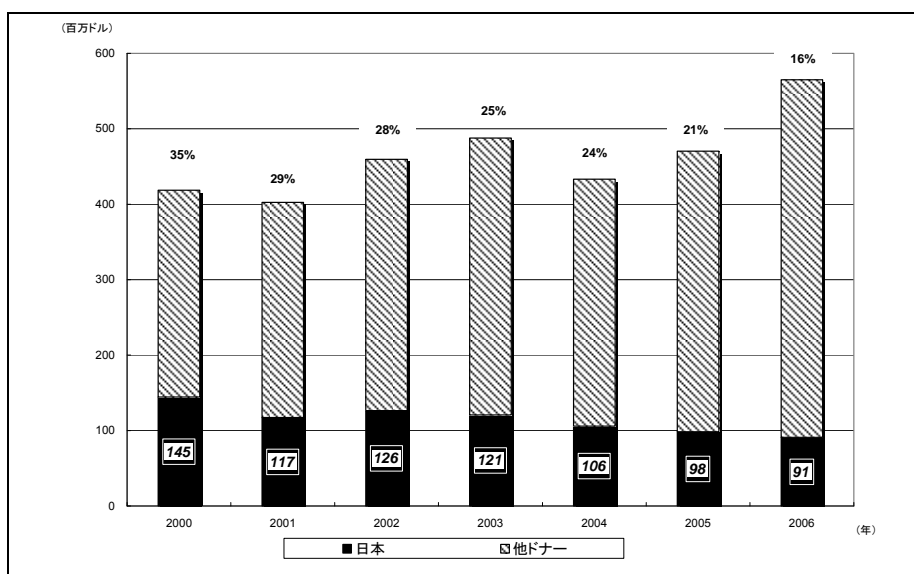
出所：図 3-2-2 に同じ。

注：2003-2006 年の期間のコミットメントベースの累計。無償資金協力は、Creditor Reporting System (CRS)において、ODA Grants の中に Technical Cooperation が含まれているため、それを差し引いたものを、上記データに使用した。

図 3-2-4 セクター別のインドネシアに対する無償資金協力に占める日本の援助資金の比率 (2003-2006 年コミットメントベース)

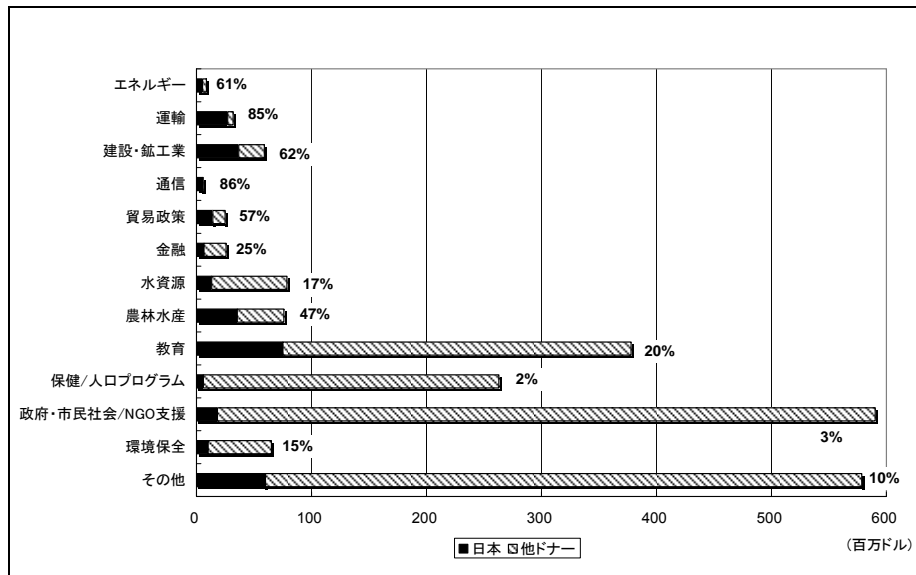
### 3. 技術協力

技術協力について、日本は専門家派遣、日本での研修、技術協力プロジェクト、開発調査、NGO や地方政府へ直接支援するコミュニティ・エンパワーメント事業等を通じて幅広い分野で支援を行ってきたが、図 3-2-5 のように供与額は 2002 年を例外として毎年減っており、2005 年の供与額は 2000 年から約 3 割も減少している。ドナーの技術協力全体における日本の割合は 35% から 20% 程度に減少している。



出所：International Development Statistics Online Databases (OECD-DAC) より調査団作成

図 3-2-5 インドネシアに対する技術協力に占める日本の割合(支出純額ベース)



出所：図 3-2-2 に同じ。

注：2003-2006 年の期間のコミットメントベースの累計

技術協力セクター「その他」は、他の社会インフラサービス(雇用、住宅、他の社会サービス、文化活動、麻薬取締、HIV/AIDS 対策)約 42%、その他のマルチ(多部門)セクター(セクターに分類できない都市/村落開発、マルチ教育/研修(奨学金も含む)や調査)約 40%、緊急/復興支援 10%、ビジネスサービス 4%、分類できないその他 4%という内訳になっている。

図 3-2-6 セクター別のインドネシアに対する技術協力を占める日本の援助資金の比率  
(2003-2006 年コミットメントベース)

### 3-2-2 重点分野に対する「選択と集中」の実施状況

2-3-1 で述べたように、日本の対インドネシア国別援助計画では、3つの重点分野について、支援を注力すべき時間軸を明らかにして優先順位を示し、短期的には「民間主導の持続的な成長」の実現のための支援を重視し、より長期的な視野にたつて他の2つの重点分野の支援を着実に行っていく方針を出している。また、これら3分野ごとに支援方針や重点事項を示すとともに、円借款、無償資金協力、技術協力といった援助形態別に重点的に支援すべき分野や重点項目についても言及している。

別添 1-2 の重点分野・重点事項別プロジェクト実績図を参照しながら、2004 年以降の支援実績を概観すると、短期的に成果を出すことが求められている「民間主導の持続的な成長」については、経済インフラ整備を中心に有償資金協力の案件が多く承諾され、援助額も大きい。特に電力や運輸を中心とした大型案件の承諾が調査期間に集中している。したがって、円借款では、多様なセクターに支援を分散させずに、「選択と集中」を意識した取組が行われていると言えよう。技術協力も有機的に連携して案件形成等を補完的に支援しており、国別援助計画が目指す方向性と合致している。その他、政策支援型プログラム・ローンや官民協力と組み合わせた支援が始まっている。現政権下での開発政策の変化に対応した新しい支援アプローチとして、特記できる。

また「民主的で公正な社会造り」では、無償資金協力と技術協力により貧困削減の課題に重点的に取り組んでいる、特に、農漁村開発、教育、保健・医療、水衛生・災害対策等幅広く案件が実施されている。技術協力については、従来のセクター別の支援

にとどまらず、地域開発を通じた貧困削減の実現を目指して総合的な地域開発プログラムのアプローチも取り入れ、重点地域として南スラウェシ州を中心とする東部インドネシア地域への協力も実施している(詳細は、3-2-2の2で後述)。

「平和と安定」では、大災害が発生したアチェで、復興支援で迅速に対応し、更にテロ対策、平和構築についても支援を開始した。

なお、「選択と集中」及びプログラム化の推進の具体例として、JICAは既往の協力事業の再評価を実施し、3つの重点分野のもとに18あったプログラム(2005年度)を2007年度には8プログラムに整理し、より統合的に実施できるように整理した。引き続き、「選択と集中」、プログラム化の推進のため、支援内容を精査し、その在り方を整理・検討していくことは重要である。

以下では、より具体的に、3つの重点分野別とその重点事項に照らして、「選択と集中」の実施状況を述べる。重点分野に従って、2004年以降に開始された案件を重点事項ごとに整理し、集中して取り組んでいる内容については、援助形態別の取組にも留意してまとめることとする。その際、円借款、無償資金協力、そして技術協力においては技術協力プロジェクトを中心に整理し、専門家派遣、ボランティア派遣、研修員の受入れといった技術協カスキームについては必要に応じて補足することとする。

## 1. 重点分野・重点事項における取組<sup>56</sup>

### (1) 民間主導の持続的成長

「財政の持続可能性の確保」、「経済インフラ整備」、「裾野産業・中小企業振興」、「経済関連の法制度整備」、「金融セクター改革」という5つの重点事項における取組を概観する。

#### イ. 財政の持続可能性の確保

「財政の持続可能性の確保」という重点課題のもと、歳入強化等の財政改革、開発計画機能の強化、適正な開発計画に基づいた歳出の適正管理への政策助言・人材育成支援が重点項目となっている。

円借款においては、表 3-2-5に示されるように、日本政府がJBICを通じて、世界銀行、ADBと協調して開発政策改革への支援を目的とするDPLを2004年度より毎年供与している。さらに2006年度<sup>57</sup>にはADBと協調してIRSDPを供与している。これらは財政支援であるが、政策支援型のプログラム・ローンとして、マクロ経済の安定化や、投資環境改善、ガバナンス改革といったインドネシア政府による政策改革の促進を支

<sup>56</sup> 本節で分析している重点分野・重点事項は、現行の国別援助計画の本文(「4.我が国援助の方向性」(p.9)、及び別紙「対インドネシア援助における重点分野・重点事項」(pp.12-19)をふまえたもの。言及しているプロジェクト及びプログラムの名称は、本調査を実施した時点のものであり、事業の進捗や先方政府との調整等により、将来的に変更が生じる可能性がある。

<sup>57</sup> 2006年度承諾案件で、2007年3月に融資実行している。



援するものである。

また JICA は、経済・財政・金融政策アドバイザーとして長期専門家の派遣や、研修、技術協力プロジェクトを組み合わせ、インドネシア政府による経済・財政・金融政策の策定・実施能力を向上させるための技術支援をしている。技術協力におけるこれらの取組は DPL の目的にも合致している。

表 3-2-5 重点事項「財政の持続可能性の確保」における取組

日本の対インドネシア支援項目	2004 年度以降交換公文等合意文書が締結・開始された案件	
	資金協力	技術協力
(a)歳入強化等の財政改革	(有償) ● 開発政策借款(I) (107.9 億) —世界銀行と協調融資	● 国際収支・国際経済マネジメント能力強化プロジェクト (0.3 億) ● 税務行政近代化プロジェクト (0.9 億、20 年度以降は未定)
(b)開発計画機能の強化	● 開発政策借款(II) (117.3 億)	
(c)適正な開発計画に基づいた歳出の適正管理への政策助言・人材育成支援	● 開発政策借款(III) (117.8 億) —II,III は世界銀行、ADB と協調融資 ● インフラ改革セクター開発プログラム (117.8 億) —ADB と協調融資	

出所: JICA 及び JBIC 提供資料より調査団作成

注: 「対インドネシア支援項目」は、国別援助計画の別紙 (pp.12-19) を基に調査団で整理したもの。

案件名は本調査を実施した時点のもの。

案件金額は円ベース、実施中の技術協力案件金額は全て見込み。

## ロ. 経済インフラの整備

国別援助計画では、経済活動のための基礎的なインフラ、特にエネルギー、運輸、情報通信等の分野でのインフラ整備の遅れは深刻であると認識し、既存のインフラの効用の最大化と、新規インフラの整備を通じた投資環境の改善を図ることを最重要課題としている。円借款による支援を中心とし、(a)ジャワ・バリ系統を中心とした発送電容量の増強、(b)幹線道路、港湾、空港、鉄道等の整備及び運営改善等に重点をおくとともに、援助を実施する際には、政策立案・計画策定から人材育成も含めた総合的な経済インフラ運営能力の向上に対する支援を検討している。

実際に、「経済インフラの整備」は、最も多くの案件が実施されている重点事項である。近年、停電や計画停電が基幹のジャワ・バリ送電網で生じ始め、都市交通と港湾を含む運輸セクターのインフラ劣化は、多くの産業の障害になっている。日本は、資金協力と技術協力の連携により、主要な生産拠点での計画停電や劣悪な渋滞状況の緩和に貢献するために、多くの大規模案件を実施している。これらはインドネシアの成長を牽引するジャワ、スマトラの産業競争力向上に直接資するものを主な対象としている。

日本政府は、JICA を通じて、電力分野において、毎年 7% 延びると想定される電力需要に対応すべく、基幹のジャワ・スマトラ島における発電(火力、水力、地熱)と送電網整備事業の実施を決定した。その上で国有電力公社の能力強化事業も開始した。電力源の多様化(エネルギーミックス政策の推進)と産業の中心であるジャワ・スマトラへの地域的な集中(投資環境改善支援、電力網整備)が円借款による支援の特徴で

ある。

運輸分野の支援は、電力よりも更に地理的な集中度が高くなっており、深刻なジャカルタ首都圏の渋滞に速やかに対応することが、案件選択の重要な判断基準とされた。2004年以降に承諾した運輸案件4件はすべてジャカルタ首都圏内、あるいはジャワ島の第2の都市スラバヤを結ぶ鉄道、道路の改善となっている。

さらに、IRSDPを通じて、インドネシア政府が重視する民活インフラ促進のための横断的な制度的枠組みの策定や、運輸、電力、石油・ガス、通信、水・衛生セクターの改革を支援し、インフラ整備の促進、投資環境の改善並びにインフラへのアクセス向上にも貢献している。IRSDPには官民パートナーシップ（PPP: Public Private Partnership）を促進するモデル事業の推進も目的に含まれている<sup>58</sup>。

無償資金協力においては、円借款事業で建設されたグレシック火力発電所<sup>59</sup>の改修を支援し、ジャワ・バリ間の電力システムの安定に貢献した。技術協力は、円借款事業との連携という観点から、マスタープラン策定、案件形成・準備調査に注力している。また、複数のインフラ・サブセクターや関連する政策支援に加えて、IRSDPにも含まれる具体的なPPP事業の促進のために長期・短期の専門家の派遣等を行っている。

表 3-2-6 重点事項「経済インフラの整備」における取組

日本の対インドネシア支援項目	2004年度以降交換公文等合意文書が締結・開始された案件	
	資金協力	技術協力
(a)ジャワ・バリシステムを中心とした発送電容量の増強	(有償)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ジャワ・バリ地域電力設備運用改善計画調査(1.2億)</li> <li>● 地熱発電開発マスタープラン調査(1.9億)</li> <li>● スラウェシ最適電源開発計画調査(1.2億)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ウルブル地熱発電所建設事業 (202.9億)</li> <li>● アサハン第3水力発電所建設事業 (276.4億)</li> <li>● クラマサン火力発電所拡張事業 (97.4億)</li> <li>● 北西スマトラ連系送電線建設事業 (161.2億)</li> <li>● プサンガン水力発電所建設事業 (260.2億)</li> <li>● カモジャン地熱発電所拡張計画 (10.0億)</li> </ul>	
	(無償)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グレシック火力発電所3・4号機改修計画</li> </ul>	
	(2004年)	(5.1億)
	(2005年)	(14.7億)

<sup>58</sup> IRSDP との相互補完性についての詳細は、3-2-3 の 1. の (2) を参照。

<sup>59</sup> 東部ジャワ州の州都スラバヤの火力発電所で建設後 15 年経過し、劣化したタービン、ボイラー給水ポンプ等を改修するために必要な資金を供与した。

(b)幹線道路、 港湾、空港、 鉄道等の整 備及び運営 改善	(有償) ・ジャワ北幹線道路渋滞緩和計画 (42.9 億) ・タンジュンプリオク港アクセス道路建 設計画 (2004 年) (263.1 億) (2005 年) (266.2 億) ・ジャカルタ都市高速鉄道事業 (18.7 億) ・ジャワ南線複線化事業 (9.8 億)  (無償) ・中央及び北スラウェシ州橋梁改修 計画 (2003 年) (1.3 億) (2004 年) (6.8 億) (2005 年) (2.4 億) ・東ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画 (2005 年) (1.7 億) (2006 年) (3.7 億) (2007 年) (3.2 億) ・西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画 (2006 年) (1.3 億) (2007 年) (3.9 億)	・タンジュンプリオク港緊急リハビリ 事業連携実施設計調査(3.0 億) ・スラバヤ大都市圏港湾整備計画 調査(0.9 億) ・ジャワ北幹線道路渋滞緩和事業 連携実施設計調査(3.1 億) ・ジャワ縦貫高速道路建設におけ る官民協調スキーム策定調査 (0.7 億) ・道路交通環境対策強化計画フォ ローアップ協力(0.01 億) ・スラウェシ地域開発支援道路計 画調査(1.4 億) ・集合住宅適正技術開発フォロー アッププロジェクト(1.2 億)
(c)総合的な経 済インフラ運 営能力の向 上(政策立 案・計画策定 から人材育 成を含む)	(有償) 国有電力会社発電業務改善事業 (45.0 億) インフラ改革セクター開発プログラム (ADB と協調融資) (117.8 億)	・海運振興プロジェクト(0.7 億) ・港湾の維持・管理技術の普及促 進プロジェクト(0.9 億) ・省エネルギー普及促進調査 (1.9 億) ・石炭鉱業技術向上プロジェクト (フォローアップ)(1.2 億)

出所: JICA 及び JBIC 提供資料より調査団作成

注: 「対インドネシア支援項目」は、国別援助計画の別紙 (pp.12-19) を基に調査団で整理したもの。

案件名は本調査を実施した時点のもの。年は年度を示している。

案件金額は円ベース、実施中の技術協力案件金額は全て見込み。

## ハ. 裾野産業・中小企業振興

表 3-2-7 が示すように、裾野産業・中小企業振興については、日本は技術協力 (JICA) と民間ベースの協力 (JETRO) を中心に支援している。また、ODAによる官ベースの取組は、日本インドネシア戦略的投資行動計画 (SIAP: Strategic Investment Action Plan) が取り上げている項目とも整合し、官民協力で相乗効果を出している点は特筆されよう (表 3-2-8)。さらに DPL においても中小企業の中長期行動計画を作成することが改革項目に取り上げられていたが、達成されていることが確認されている<sup>60</sup>。

<sup>60</sup> WorldBank, *Second Development Policy Loan / Credit (DPL2)*, November 18 2005.

表 3-2-7 重点事項「裾野産業・中小企業振興」における取組

日本の対インドネシア支援項目	2004年度以降交換公文等合意文書が締結・開始された案件	
	JICA	JETRO
(a)裾野産業育成への政策支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業人材育成計画調査フェーズII (1.7億)</li> <li>● 中小企業人材育成支援プロジェクト (2.1億)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金型工業会設立への支援</li> <li>● インドネシア商工会議所(KADIN)政策提言能力強化支援事業</li> <li>● 日本インドネシア戦略的行動計画(SIAP)競争力/SME振興ワーキンググループ</li> <li>● 一村一品運動のパイロットプロジェクト</li> </ul>
(b)中小企業制度構築・人材育成等の体制・システム造り支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業セクター中小企業経営技術改善(現地国内研修)(0.3億)</li> <li>● 中小企業協同組合の経営改善(0.2億)</li> </ul>	

出所: JICA 及び JBIC 提供資料より調査団作成。JETRO については ODA 以外の事業を含む。

注: 「対インドネシア支援項目」は、国別援助計画の別紙(pp.12-19)を基に調査団で整理したもの。

案件名は本調査を実施した時点のもの。

案件金額は円ベース、実施中の技術協力案件金額は全て見込み。

KADIN は、Kamar Dagang dan Industri の略。また、SME は、Small and Medium-sized Enterprise の略であり、中小企業を意味する。

表 3-2-8 日本インドネシア戦略投資行動計画(SIAP)のうち日本政府関係機関が支援している取組一覧(競争力/中小企業)

大項目	中項目	日本側機関	協力支援プロジェクトプログラム	インドネシア側機関
インドネシアの競争力強化のための産業戦略の策定と実施	主要産業向けの戦略の策定(電気・電子/自動車/繊維・衣類)	JETRO JJC*	報告書作成	工業省 KADIN
	世界市場における輸出工業製品競争力の分析	JETRO	報告書作成	商業省 KADIN
	インドネシアの競争力強化に対する産業戦略の実施(電気・電子/自動車/繊維・衣類)	JETRO JJC	アクションプランの作成と実施モニタリング	工業省 関連省庁
	石油化学産業戦略の策定	JETRO JJC	報告書作成	工業省 KADIN
	バイオ燃料開発の提言の策定	JETRO JJC	提言作成	国家バイオ燃料開発チーム(KADIN等)
裾野産業の振興	マーケティング、デザイン、包装技術に関するインドネシア中小企業向けのキャパシティ・ビルディング	JICA	長期専門家	工業省
	人材育成の促進	JICA	中小企業人材育成支援(中小企業診断士制度導入)	工業省
		JETRO	インドネシア金型工業会創立支援	松下ゴーベル教育財団/アストラダルマバクティ財団
	一連の裾野産業振興プログラムの実施	JETRO	逆見本市の開催/日本からの中小企業ミッションの招聘	商業省 工業省
		JETRO JJC	インドネシア金型工業会、逆見本市及び中小企業ミッション派遣を通じた官民の対話	工業省 KADIN

		JETRO	日本での投資セミナー 支援	商業省 投資調整庁
BKPM**の投資家へのサービス提供機能の強化	BKPMの投資促進機能の改善	JICA	投資政策改善調査	BKPM
国内市場における知的所有権の保護	知的財産関連法規の適切な執行	JICA	知的財産権行政IT化調査	法務人権省 工業省
EPAに関する国民の理解促進	主要都市でのEPAセミナーの開催	JICA	EPAセミナー	商業省
分野横断的な案件についての政策提言	より統合的な投資政策の策定	JETRO JJC	新投資法にかかわる関連法規制に関する審議	BKPM KADIN
	知的財産権の提言の策定	JETRO JJC	適正な法規制や関連する機関とのパートナーシップの在り方を審議	国家知的財産権タスクフォース(KADIN等)

出所：ハイレベル官民合同投資フォーラム「日本インドネシア戦略的投資行動計画の進捗報告書(仮訳)」(2006年11月)より調査団作成

注：\* JJC はジャカルタ・ジャパン・クラブ、\*\*BKPM はインドネシア投資調整庁を指す。

零細・中小企業振興の機能強化は、2007年6月にインドネシア政府が発表した新経済政策パッケージの対象の1つである。裾野産業育成は、日本からの投資を呼び込むための重要な鍵の1つである<sup>61</sup>。国別援助計画では、インドネシア政府が積極的に裾野産業育成に取り組むよう政策支援を行うことに加え、中小企業制度構築・人材育成をはじめとする体制・制度づくりを支援することとしている。

日本は2000年7月に、インドネシア政府に対し、包括的な中小企業振興政策の提言(いわゆる「浦田レポート」)<sup>62</sup>を提出した。以来、中小企業振興に対する支援は、この浦田レポートに基づき、JICAを中心に、産業競争力の強化と、活力ある中小企業及び裾野産業への支援プログラムを実施しており、中小企業人材育成のために各種の技術協力プロジェクト<sup>63</sup>や政策アドバイザーの派遣に取り組んでいる。例えば、「中小企業人材育成支援」では、工業省の中小企業向け研修事業の整理及び整備を図り、2006年4月より、国家制度として中小企業診断士制度の導入と人材育成を行っている<sup>64</sup>。この制度の導入は、日本インドネシア戦略的行動計画(SIAP: Strategic

<sup>61</sup> インドネシア経済調整大臣府でのヒアリングより。

<sup>62</sup> Shujiro Urata, *Policy Recommendation for SME Promotion in the Republic of Indonesia* (インドネシア中小企業振興にかかる政策提言), July 26, 2000. 早稲田大学の浦田教授を総括とする専門家チームによる包括的な中小企業政策提言で、1)金融面((a)中小企業貸付に対する債務保証システムの確立、(b)中小企業金融システム改革、(c)中小企業へのエクイティ・ファイナンス(新株・債券発行に伴う資金調達)、(d)借り手としての中小企業の能力改善(キャパシティ・ビルディング))、2)非金融面((a)中小企業人材育成・アドバイザー養成の中小企業人材育成センターの設立、(b)企業評価システム(診断士システム)の導入、(c)地方の中心企業に対する遠隔地支援、(d)産業連携の強化、(e)マーケティング支援、輸出金融の改善、輸出業務の簡素化、国際市場に関する情報提供、3)行政面(中小企業振興に関する法律の制定、行政組織のあり方等)から政策提言をまとめている。(提言の要約から抜粋したもの)

<sup>63</sup> 「中小企業人材育成計画調査」では、製造業の裾野産業分野を対象とした人材育成支援の需要及び供給等の調査を行い、生産管理技術に関する製造業中小企業工場長育成のモデル研修も実施した。

<sup>64</sup> 中小企業診断士を国の制度として認定している国は、インドネシアが日本に次いで世界で2番目である(社団法人中小企業診断協会「新たなアジアとの連携 中小企業支援と診断士の役割」(2007年3月)の第3章の2.iiを参照。http://www.j-smeca.jp/attach/kenkyu/honbu/H18/asia\_houkoku.pdf)。

Investment Action Plan)における重点課題でもある。

また、裾野産業・中小企業振興の支援については、ODA事業でないものもあるが、日本貿易振興機構(JETRO)が重要な役割を果たしている。部品の現地調達化が進む中で現地下請け企業の育成は重要であり、特に自動車・二輪産業・電気電子産業の裾野産業の技術者育成は急務である<sup>65</sup>。そのため、JETROが中心となり、2006年2月に、インドネシア商工会議所(KADIN)<sup>66</sup>傘下の業界団体として金型工業会が設立された<sup>67</sup>。そして、経済産業省が所管するODA予算を使用し、日本から長期・短期専門家を派遣している<sup>68</sup>。また、専門家を派遣してKADINの政策提言能力の強化を支援している。

新経済政策パッケージには、日本の支援に関係する「一村一品アプローチに基づく零細・中小企業クラスター開発プログラム」<sup>69</sup>も含まれる。JETROは、ジョグジャカルタで「インドネシア版一村一品運動のパイロットプロジェクト」を実施している<sup>70</sup>。更に経済産業省が所管するODA事業として、日本の民間企業と連携した形で研修や専門家派遣が行われている<sup>71</sup>。

## 二. 経済関連の法制度整備

国別援助計画では、(a)税制の透明かつ公正な運用、(b)通関の迅速かつ透明な運用、(c)労働法の制定と適切な実施、(d)知的財産権や基準認証関連の法制度の整備、(e)投資法、倒産法、競争法等ビジネス関連の法制度の制定・実施に対するインドネシア側の取組に政策支援や人材育成支援を行うこととしている。

---

先に中小企業診断士育成事業が導入されているタイでは、育成事業参加者は民間セクター出身者である。インドネシア政府は、民間セクターからの参加者を募るだけでは国家的な中小企業振興には結びつかないと判断し、インドネシアに適用する際に、事業参加者は全員政府関係者とし、普及員としての役割を期待している(工業省でのヒアリングより)。なお、タイの中小企業診断士育成事業の詳細については、社団法人中小企業診断協会「新たなアジアとの連携 中小企業支援と診断士の役割」(2007年3月)の第3章1のviii及び参照欄を参照。

<sup>65</sup> JETRO ジャカルタ・センター「官民合同フォーラム/競争力・SME(中小企業)ワーキング・グループの進捗状況」(2007年8月8日)メモ参照。

<sup>66</sup> インドネシア商工会議所は、1987年に設立され、現在30の州、442の地方及び市にネットワークをもち、160の業界団体を傘下にもつ(広島大学・三菱総合研究所「2004-2005年度外部機関による評価特定テーマ評価「経済連携」(2006年3月)参照)。

<sup>67</sup> 官民合同投資フォーラムのもと、企画調整ワーキンググループ「産業競争力・SME(中小企業)振興ワーキンググループ」のサブワーキンググループにおいて、裾野産業の育成政策・産業人材育成並びに、インドネシア裾野産業を支える金型産業の発展への取組を目的とした、インドネシア金型工業会の設立が掲げられた(インドネシア金型工業会「MOLD & DIES JAPAN」資料参照)。

<sup>68</sup> JETRO ジャカルタ・センターでのヒアリングより。

<sup>69</sup> 一村一品アプローチを活用したクラスターと小規模産業集積地の増加・効果的な調整、及び支援メカニズムの構築を達成するとしている。

<sup>70</sup> 当初は、(地震災害からの)復興支援を目的としていた。日本から専門家(家具や服等の専門家)を派遣し、日本市場向けに商品を販売するノウハウを指導している。このJETROによる一村一品プロジェクトでは、日本市場を念頭にビジネスモデルをインドネシアに伝えることを第一の目標にしているが、最終的には、商品が他の世界市場でも売れることをも目標としている。

<sup>71</sup> 経済産業省からの補助金交付を受け、財団法人海外技術者研修協会による経済産業人材育成支援研修事業や、財団法人海外貿易開発協会による経済産業人材育成支援専門家派遣事業等が実施されている。

表 3-2-9 重点課題「経済関連の法制度整備」における取組

日本の対インドネシア支援項目	2004年度以降交換公文等合意文書が締結・開始された案件
	技術協力
(a)経済関連の法制度整備政策支援及び人材育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 貿易手続行政改善プロジェクト(0.7億)</li> <li>• 工業所得権行政改善プロジェクト(0.8億)</li> <li>• 知的財産権行政IT化推進調査(1.5億)</li> <li>• 競争政策・規制緩和研修(0.1億)</li> <li>• 競争市場実現のための電気通信政策の改善プロジェクト(0.6億)</li> </ul>
(b)民間経済界の取組や経済連携協定の策定等の政策間の取組との連携(留意事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 競争政策プロジェクト(0.6億)</li> <li>• 輸出振興機関の機能強化調査(1.6億)</li> <li>• ASEAN*税関事後調査制度改善プロジェクト(0.2億)</li> <li>• 税関業務改善プロジェクト(3.2億)</li> <li>• 投資政策改善調査(1.1億)</li> <li>• 法定計量システム整備開発調査(1.3億)</li> </ul>

出所: JICA 及び JBIC 提供資料より調査団作成

注: 「対インドネシア支援項目」は、国別援助計画の別紙(pp.12-19)を基に調査団で整理したもの。

案件名は本調査を実施した時点のもの。

案件金額は円ベース、実施中の技術協力案件金額は全て見込み。

\*ASEAN(Association of Southeast Asian Nations)は、東南アジア諸国連合の略。

貿易政策の促進のための「貿易手続行政改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト)の実施や、知的財産権・工業所有権保護のための「工業所有権行政改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト)、「知的財産権行政IT化推進計画」(開発調査)等の実施、競争政策推進のための「競争政策プロジェクト」(技術協力プロジェクト)、基準認証体制の推進のための「法定計量システム整備開発調査」(開発調査)等経済関連法に資するプロジェクトが継続して実施されている<sup>72</sup>。また裾野産業・中小企業振興と同様に、ODAによる政府の取組は、SIAPが取り上げる項目とも整合し、表 3-2-10 のように官民協力により相乗効果を出している。

<sup>72</sup> DPLにも新投資法の細則実施等の実施等様々な投資環境改善に資する法制度整備支援が政策目標として含まれている。

表 3-2-10 日本インドネシア戦略投資行動計画(SIAP)のうち日本政府関係機関が支援している取組一覧(課税/通関/労働)

主題	大項目	中項目	日本側機関	協力支援プロジェクト／プログラム	インドネシア側機関
課税	自己申告納税制度の確立並びに強化	納税意識向上のための税務サービス改善	JICA	税引手引書ハンドブック作成	国税総局
			JICA	ヘルプデスク設置	国税総局
			JICA	ウェブサイト・セミナー等による周知活動	国税総局
通関	通関業務迅速化のための行政上障害軽減	税関検査時における速やかな検査業務	JJC JICA	DGCE*/JJC 共催「新規・既存輸入業者情報登録に関するセミナー」 税関業務改善計画 ASEAN 税関事後調査制度改善プロジェクト 貿易手続き行政改善プロジェクト	関税総局
		通関手続きの簡素化	JJC	「ミス」の定義を収集したデータベース作成	関税総局
	職業倫理の向上	モラルの向上と不必要な費用の排除	JJC	日系企業向けのホットライン設置	関税総局
	新規則・法律の周知とその解釈	新規則発効、内部通達・回状発効時の周知期間の設定	JICA	総合的ウェブサイトの作成	関税総局 財務省 商務省
		税関承認業務における「ワン・ストップ・カウンター」窓口を設置	JICA	ウェブサイトでの窓口設置	関税総局
	電子データ交換システム及び関税局の公式ウェブサイトの導入	電子データ交換システムによる申告業務の向上	JICA	JJC/関税総局共催セミナー	関税総局
労働	民間企業の競争力強化のための労働法の関連法規の見直し	労働法 2003 年 13 号の関連法規の見直し	JICA	JJC と労働移住省共催ワークショップ	労働移住省
	迅速かつ公正な紛争解決に向けた労使関係紛争解決法の適切な実施	斡旋委員、調停委員、仲裁委員、特別裁判官向けのセミナー・研修の実施	JICA		労働移住省
		過去の労使紛争での決定事項に関する情報収集システムの確立及び研修教材作成	JICA		労働移住省
	公正で柔軟性があり生産性の高い労働市場を構築するための社会制度の整備	職業訓練の改善	JICA		労働移住省
		職業斡旋機能の改善	JICA		労働移住省
		国家資格制度の整備	JICA	雇用改善支援(開発調査)	労働移住省 国家資格認証庁

出所：ハイレベル官民合同投資フォーラム「日本・インドネシア戦略的投資行動計画の進捗報告書(仮訳)」(2006年11月)より調査団作成

注：\* DGCE(Directorate General of Custom and Excise)は、インドネシア税関総局の略。



## ホ. 金融セクター改革

国別援助計画では、金融制度の構築や人材育成への支援、健全な資本市場の育成への支援を重点事項とし、具体的には、(a)金融機関の財務体質の強化、(b)金融部門における監督機構の整備、(c)中小企業金融の育成、(d)貿易金融の整備、(e)健全な資本市場の育成へのインドネシア政府の取組を、制度構築や人材育成の面から支援することとしている。特に(e)はアジア債券市場育成イニシアティブ<sup>73</sup>に関連するものである。なお、DPLの改革項目に金融セクター改革に関するもの<sup>74</sup>が含まれている。

表 3-2-11 重点事項「金融セクター改革」における取組

日本の対インドネシア支援項目	2004年度以降交換公文等合意文書が締結・開始された案件	
	JICA	
金融制度の構築や人材育成への支援 健全な資本市場の育成への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本市場育成プロジェクト(0.2億)</li> <li>金融政策向上プロジェクト(0.2億)</li> </ul>	

出所：JICA及びJBIC提供資料より調査団作成

注：「対インドネシア支援項目」は、国別援助計画の別紙(pp.12-19)を基に調査団で整理したもの。  
 案件名は本調査を実施した時点のもの。  
 案件金額は円ベース、実施中の技術協力案件金額は全て見込み。

## (2) 民生的で公正な社会造り

### イ. 貧困削減

「貧困削減」は、「経済インフラの整備」に次いで、多くの案件が実施されている重点事項である。対インドネシア国別援助計画は多岐にわたるセクターを「貧困削減」への支援に含めており、(a)農漁村開発、(b)教育、(c)保健・医療、(d)公共サービス(含む災害対策)<sup>75</sup>を4つの重点項目(セクターレベルに相当)として、各々の項目について更に重点的に支援すべき内容(サブセクターレベルに相当)を示している。こういった方針のもと、2004年度以降の実施状況は以下のとおりである。

表 3-2-12 重点事項「貧困削減」における取組

日本の対インドネシア支援項目	2004年度以降交換公文等合意文書が締結・開始された案件	
	資金協力	技術協力
(a)農漁村開発	(有償) ・ コメリン灌漑事業 (137.9億) (Ⅱ-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水利組合強化計画(3.4億)</li> <li>持続的の海面養殖技術普及プロジェクト(1.0億)</li> </ul>

<sup>73</sup> ASEAN及び日本・中国・韓国におけるアジア域内の債券市場の育成を行うための包括的取組。アジア域内で、流動性の高い債券市場を育成するための取組を指す(財務省ウェブサイト [http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/asia\\_initiative.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/asia_initiative.htm))

<sup>74</sup> 金融セクターのセーフティネットの整備。資本市場監視委員会・金融機関総局の再編、リスク管理機構の設立等。

<sup>75</sup> 国別援助計画では、「洪水・土砂災害、濁水等の自然災害対策等」は「貧困削減」の(d)基礎的公共サービスに分類している。他方、別途「環境保全・防災」という重点事項があり、天然資源管理支援(温暖化対策含む)及び都市環境を対象とするとしている。JICAにより作成された2007年度以降の「対インドネシア国事業展開計画」では、自然災害対策は「平和と安定」に分類されており、現行の「JICA国別事業実施計画(2006年3月)」では、「環境保全」の一貫として分類されている。JBICでも、2007年度予定案件概要である「インドネシアへの支援(ODA)(2007年度)(案)」では、「平和と安定」に対応して分類されているなど、国別援助計画と、実施機関における分類状況に違いがある。

	<p>(無償)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貧困農民支援 (2005年) (3.8億) (2006年) (2.0億) (2007年) (2.0億)</li> <li>● 持続的沿岸漁業振興計画 (10.7億)</li> <li>● 鳥インフルエンザ等重要家畜疾病に対する家畜衛生ラポ改善プロジェクト (17.8億)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続的沿岸漁業振興計画(2.3億)</li> <li>● 地域資源利用型酪農適正技術普及プロジェクト(0.6億)</li> <li>● 食料安全保障政策立案・実施支援プロジェクト(3.0億)</li> <li>● 東部インドネシア地域資源に立脚した肉牛開発計画プロジェクト(4.0億)</li> <li>● 地方分権化における海洋水産資源管理プロジェクト(0.3億)</li> <li>● 農家所得の向上調査:農産加工及び農村金融(1.5億)</li> <li>● 鳥インフルエンザにかかわるワクチン対策改善計画(1.9億)</li> </ul>
(b)教育	<p>(有償)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ジョグジャカルタ特別州 ICT* 活用教育質向上事業 (29.1億)</li> <li>● 高等人材開発事業(III) (97.2億)</li> <li>● ハサヌディン大学工学部整備事業 (78.0億)</li> <li>● 国立イスラム大学保健・医学部事業 (29.8億)</li> </ul> <p>(無償)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材育成奨学計画 (2004年) (3.1億) (2005年) (3.8億) (2006年) (3.8億) (2007年) (2.1億)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前期中等理数科教員研修強化プロジェクト(2.6億)</li> <li>● 南スラウェシ州前期中等教育改善総合計画(3.5億)</li> <li>● 地方教育行政改善計画プロジェクト(RE DIP)(6.5億)</li> <li>● インドネシア大学日本研究センター支援計画(III)(0.05億)</li> <li>● ガジャマダ大学産学地域連携総合計画プロジェクト(2.8億)</li> <li>● スラバヤ工科大学情報技術高等人材育成プロジェクト(3.3億)</li> </ul>
(c)保健・医療	<p>(無償)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 西カリマンタン州公立病院医療サービス改善計画 (4.4億)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医薬品供給システム強化及び医薬品の適正使用推進プロジェクト(1.0億)</li> <li>● 母子手帳による母子保健サービス向上(3.2億)</li> <li>● 安全な医薬品を届けるプロジェクト(1.9億)</li> <li>● 南スラウェシ州地域保健運営能力向上プロジェクト(3.7億)</li> </ul>
(d)基礎的公共サービス	<p>(有償)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ソロ川下流域河川改修事業(II) (93.5億)</li> <li>● スマラン総合水資源・洪水対策計画 (163億)</li> <li>● 貧困削減地方インフラ開発事業 (235.2億)</li> </ul> <p>(無償)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東西ヌサトゥンガラ州地方給水計画 (2007年) (2.5億)</li> <li>● グヌンギドル県水道整備計画 (2006年) (5.3億) (2007年) (6.4億)</li> <li>● ジャカルタ市内貧困地区排水改善計画 (3.4億)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方給水プロジェクト(II)(1.7億)</li> <li>● 河川流域機関実践的水資源管理能力向上プロジェクト(2.5億)</li> <li>● ウォノギリ多目的ダム貯水池堆石対策計画調査(4.8億)</li> <li>● バリ州総合水質源開発・管理計画調査(3.1億)</li> <li>● ジョグジャカルタ特別州広域水道整備計画調査(2.3億)</li> </ul>
セクター横断的な支援	<p>(無償)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 草の根・人間の安全保障 (2004-2006年) (4.3億)</li> <li>● 日本 NGO 支援無償 (2004-2006年) (1.1億)</li> <li>● 遠隔地ラジオ放送網拡張計画 (3.6億)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏総合計画調査(3.7億)</li> </ul>

出所: JICA 及び JBIC 提供資料より調査団作成

注: 「対インドネシア支援項目」は、国別援助計画の別紙(pp.12-19)を基に調査団で整理したもの。

案件名は本調査を実施した時点のもの。年号は年度を示している。

案件金額は円ベース、実施中の技術協力案件金額は全て見込み。

\* ICT (Information and Communications Technology) は、情報通信技術を指す。

貧困削減においては、重点項目並びに支援内容ともに、国別援助計画が重視する方向におおむね沿って、案件が実施されている。また、2004 年度以降に開始された案件のうち、国別援助計画で必ずしも重点とされなかった内容に支援を注力している傾向も見られなかった。具体的には、(a)農漁村開発では、かんがい、水産・漁業、畜産等を中心に支援が行われ、関連インフラの整備(かんがい、沿岸漁業振興)のほか、技術協力では技術普及型に加え、EPA とも関連した流通、加工支援案件等も含まれる。農村金融スキームの確立及び農産加工振興政策支援としての、農家所得向上開発調査も実施されている。表には示していないが、個別専門家も農業政策、畜産、水産分野にわたって派遣されており、広く手厚い支援が行われている分野である。また、鳥インフルエンザは、国境を越えた新たな感染症の脅威として対策が急がれる問題であり、「鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画」(無償資金協力)に加え、「鳥インフルエンザにかかわるワクチン対策改善計画」(技術協力)による支援等、迅速な対応が行われている。

(b)教育では、中学校を対象とした「地方教育行政改善計画 (REDIP: Regional Education Development and Improvement Program)」(3-2-3 で後述)等、長年の蓄積と成果にもとづく教育改善のモデル・プロジェクトや、教育の質的向上を中心とした基礎教育が技術協力により、また工学系の高等・産業人材育成の案件が有償資金協力と技術協力によって実施されている。留学生支援に対する資金協力は、有償(高等人材開発事業(Ⅲ))、無償(人材育成奨学計画)ともに行われている。

(c)保健・医療では、長期的な支援に基づく「母子手帳による母子保健サービス向上プロジェクト」や、医薬品関係の複数のプロジェクトのほか、地方行政能力の強化を目的とした「地方医療行政・サービス能力向上プロジェクト」等、基礎的保健・医療サービスの向上に対応した案件が技術協力により実施されている。感染症対策については、地域保健サービスによる取組強化が実施されている。

(d)基礎的公共サービスでは、安全な水、洪水被害の軽減と安定した水供給、洪水・排水対策案件に加え、貧困地域を対象とした基礎インフラ全般の整備を行う「貧困削減地方インフラ開発事業」(有償資金協力)等、多くの案件が実施されている。また、総合的な災害対策案件として、情報ネットワーク構築や、自然災害管理計画調査も実施されている。

このほか、総合的・地域開発支援として、「南スラウェシ州マミナサタ広域都市総合計画調査」や、地方や遠隔地の放送インフラ整備案件、教育・保健分野を中心とした「草の根・人間の安全保障無償」、「日本 NGO 連携無償」等、セクター横断的な支援も行われている。

## ロ. ガバナンス

国別援助計画は、ガバナンス改革の必要性を認識したうえで、ガバナンス改革が対象とする範囲が広範であり、しかも他ドナーが積極的に支援を展開していることをふまえて、日本としては中長期の課題と位置付け、当面の支援対象を絞り込み、(a)司法改革・警察改革、(b)地方分権支援、を重点項目とする方向を打ち出している。

2000年に国軍から分離独立した国家警察にとって、国内治安の維持、市民の安全確保、市民に信頼される市民警察としてのサービスを提供することが大きな課題となっている<sup>76</sup>。RPJMでは、「治安・秩序の向上と犯罪対策」を推進し10の開発プログラムを設定している。特に「警察人材開発プログラム」では、国家警察人材の育成及び国家警察の能力開発を掲げ、プロフェッショナルな警察組織を構築するための十分な質的量的な人材の開発を目指している<sup>77</sup>。

表 3-2-13 重点事項「ガバナンス」における取組

日本の 対インドネシア 支援項目	2004年度以降交換公文等合意文書が締結・開始された案件	
	資金協力	技術協力
(a)司法改革・ 警察改革	(無償) <ul style="list-style-type: none"> <li>国家警察組織能力強化計画 (4.5億)</li> <li>市民警察化支援計画 (5.2億)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>和解・調停制度強化支援プロジェクト(0.01億) (最高裁判所の運営規則の改定支援等)</li> <li>薬物対策プロジェクト(0.4億)</li> <li>バリ市民警察活動促進(観光警察)プロジェクト(0.5億)</li> </ul>
(b)地方分権	(有償) <ul style="list-style-type: none"> <li>国土空間データ基盤整備事業 (63.7億)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府職員のICT能力向上計画(0.6億)</li> <li>日本における地方分権化と国会及び国会事務局の機能・役割(0.1億)</li> <li>地方行政人材育成プロジェクト(II)(3.5億)</li> <li>小地域統計情報システム開発プロジェクト(1.5億)</li> </ul>

出所：JICA及びJBIC提供資料より調査団作成

注：「対インドネシア支援項目」は、国別援助計画の別紙(pp.12-19)を基に調査団で整理したもの。

案件名は本調査を実施した時点のもの。

案件金額は円ベース、実施中の技術協力案件金額は全て見込み。

(a)司法改革・警察改革において、日本は、訴訟制度の運営の確立、法曹分野の人材育成と、警察の民主化及び能力強化の支援を行っている。後者については、インドネシア国家警察の市民警察化に向けた改革への支援要請を受け、民主的な警察運営、警察活動の迅速化・効率化、犯罪発生への減少、市民サービスの向上、警察組織における意識改革の促進、等を支援目的とした「インドネシア国家警察改革支援プログラム」を実施し、「市民警察活動促進プロジェクト<sup>78</sup>」や無償資金協力<sup>79</sup>、専門家(通

<sup>76</sup> JICAウェブサイト・JICA INFO-Site ガバナンス 事例紹介インドネシアを参照  
(<http://www.jica.go.jp/infosite/issues/governance/03.html>)。

<sup>77</sup> JICA事業事前評価表「インドネシア国市民警察活動促進プロジェクト(フェーズ2)」参照。

<sup>78</sup> 市民警察活動促進プロジェクトは、プロジェクトの達成、達成の見込み等については、3-2-3で詳細を述べる  
(参照：インドネシア市民警察活動促進プロジェクトウェブサイト  
<http://project.jica.go.jp/indonesia/0061537E0/index.html>)。

<sup>79</sup> 交番施設設置や関連機材、操作関連機材の調達に使用している(「インドネシア国市民警察化支援計画」「イ

信・鑑識、国家警察アドバイザー等)派遣、研修<sup>80</sup>等を実施した<sup>81</sup>。「市民警察活動促進プロジェクト」では、首都ジャカルタに隣接するブカシの2つの警察署(メロブカシ警察署及びブカシ県警察署)をモデルケース<sup>82</sup>に、組織運営(交番運営)、現場鑑識、通信指令の分野での人材育成支援を実施した。また、日本の交番制度を参考に「警察・市民パートナーシップセンター(BKPM<sup>83</sup>)」を試験的に導入し、周辺地域による警察への信頼構築支援及び市民警察活動への理解に注力した。さらに、メロブカシ署副署長(当時、なお、前ブカシ県署長)による発案で、インドネシア初の女性警察官だけの交番BKPMメカールサリ<sup>84</sup>も設置された。同プロジェクトのフェーズ1の活動成果を受けて、2007年8月から5か年計画でフェーズ2が開始されている。フェーズ2は、フェーズ1同様にブカシ警察署全体の能力向上を図ると同時に、その経験や成功事例を参考に、インドネシア全国で適切な市民警察活動が展開されるための仕組み体制の確立へ結びつけることを目標としている<sup>85</sup>。また、警察大学院大学に対し、「POLMAS活動」(インドネシアにおけるコミュニティポリシングの取組<sup>86</sup>)に対する支援も決定している<sup>87</sup>。

一方、司法改革については、裁判官等司法分野の人材育成、判例拘束性の確立、和解・調停の促進、上訴制度の改善、判例情報へのアクセス改善等について日本へ支援要請があり、実施を検討してきた。しかし、インドネシア政府側内部の調整が難航するうえに、支援のための日本の法曹界からの人材確保が難しく、現在までのところ専門知識を持つ企画調査員の派遣及びJICA-Netによる遠隔講義、また、技術協力による「和解・調停制度強化支援プロジェクト」に支援は限定されている。したがって、(a)司法改革・警察改革においては、司法改革への支援を拡大するよりも、警察改革に対する支援を集中していく方向で展開している。

(b)の地方分権支援については、日本は地方分権・地域開発は中長期的な課題とし

---

インドネシア国国家警察組織能力強化支援計画」基本設計概要表を参照)

<sup>80</sup> インドネシア全国から選抜した警察官を日本に派遣するなど。

<sup>81</sup> ブカシ市民警察活動促進プロジェクト視察(2007年11月5日)の際の資料を参照。

<sup>82</sup> 警察能力強化分野では、日本がブカシでモデル事業を実施する一方で、米国(USAID:米国国際開発庁)が教育・訓練プログラムを展開している(BAPPENAS 国家警察担当からのヒアリングより)

<sup>83</sup> Balai Kemitraan Polisi dan Masyarakat

<sup>84</sup> BKPM メカールサリは、JICA 技術協力により建設された交番の1つである。のちに無償資金協力による11の交番の模範となっている(なお、無償資金協力で建設された交番を含め、ブカシには14の交番がある)。(ブカシ市民警察活動促進プロジェクト・フェーズ2視察時の調査より、2007年11月5日)

<sup>85</sup> JICA ウェブサイト・JICA INFO-Site ガバナンス 事例紹介インドネシアを参照

(<http://www.jica.go.jp/infosite/issues/governance/03.html>)。現地調査では、「地方における警察システムの整備を実施する必要性が高い。ブカシでの試みを踏まえて、中央警察が支援する形で地方展開していきたいと考えており、これに対する日本の支援を期待している」(BAPPENAS 国家警察担当からのヒアリングより)との声が聞かれた。

<sup>86</sup> POLMAS(Perpolician Masyarakat)とは地域社会の安全と秩序及びその住民の生活の平穏を脅かすそれぞれの社会的問題を解決する過程において警察と地域住民との間で対話を行うなどパートナーシップを構築することにより、犯罪そのものを減らすとともに犯罪への不安感を軽減させ、地域住民の生活の質の向上を目指した警察活動を指し、「インドネシア流コミュニティポリシング」といった意味である(参照:JICA 事業事前評価表「インドネシア国市民警察活動促進プロジェクト(フェーズ2)」)

<sup>87</sup> 「インドネシア警察の市民化改革支援」(ブカシ市民警察活動促進プロジェクト・フェーズ2視察時の配布資料より)。

て、JICA「地方行政能力向上」プログラムのフェーズ 2 を継続し、地域開発政策アドバイザーをスラウェシ、カリマンタン、スマトラに継続的に派遣した。特に、(2)で述べるように「東部インドネシア地域開発プログラム」の下、技術協力による投入を中心に 3 つの援助形態を組み合わせ、地方分権や貧困削減に資する支援を実施してきている。

## ハ. 環境保全・防災

国別援助計画は、天然資源の適切な管理(温暖化対策を含む)と都市環境保全への支援を重点項目としている。

表 3-2-14 重点項目「環境保全・防災」における取組

日本の対インドネシア支援項目	2004 年度以降交換公文等合意文書が締結・開始された案件	
	資金協力	技術協力
適正な天然資源管理への支援(温暖化対策を含む)及び、都市環境保全への支援	環境保全	
	(無償) <ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性保全センター整備計画  (2004 年) (2.1 億)  (2005 年) (17.6 億)  (2006 年) (2.0 億)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方マングローブ保全現場プロセス支援プロジェクト(1.9 億)</li> <li>生物学研究センターの標本管理体制及び生物多様性保全のための研究機能向上プロジェクト(1.8 億)</li> <li>東カリマンタン州持続的の石炭開発のための環境汚染リスク緩和マスタープラン調査(1.5 億)</li> <li>森林地帯周辺住民イニシアティブによる森林火災予防プロジェクト(1.4 億)</li> <li>エコラベル・キャパシティビルディング(0.2 億)</li> </ul>
	防災	
	(有償) <ul style="list-style-type: none"> <li>メラピ山・プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災計画 (164.4 億)</li> <li>災害復興・管理セクター・プログラム・ローン (231.8 億)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害管理計画調査(3.4 億)</li> <li>ジャカルタ首都圏流域水害軽減組織強化プロジェクト(3.1 億)</li> <li>津波早期警戒システム</li> </ul>

出所: JICA 及び JBIC 提供資料より調査団作成

注: 「対インドネシア支援項目」は、国別援助計画の別紙 (pp.12-19) を基に調査団で整理したもの。

案件名は本調査を実施した時点のもの。

案件金額は円ベース、実施中の技術協力案件金額は全て見込み。

2004 年度以降に開始されたものに限れば案件数は多くはないが、天然資源管理においては表 3-2-14 に示されるように森林火災、マングローブ保全、生物多様性保全等を実施している。環境管理では、技術協力で地方環境管理システムの強化や地方職員の能力向上に取り組んでいる。更に JBIC では地方主要都市の上下水システムのアクセス向上、廃棄物処理に資する案件を形成するために調査を実施中である。

防災については、度重なる災害の復旧・復興を支援するとともに、インドネシア政府による災害予防・軽減及び災害復旧・復興にかかわる政策・制度改善の取組を支援することを目的とした「災害復興・管理セクター・プログラム・ローン」(有償資金協力)を供与した(2007 年 12 月に E/N 締結)。

### (3) 平和と安定

国別援助計画は、(a)平和構築・復興支援と(b)治安確保を重点項目とし、特に(b)ではテロ対策と海賊対策・海上保安体制の強化を挙げている。

表 3-2-15 重点事項「平和構築・復興支援・治安維持」における取組

日本の対インドネシア支援項目	2004年度以降交換公文等合意文書が締結・開始された案件	
	資金協力	技術協力
(a) 平和構築・復興支援	(有償) ・ アチェ復興事業 (115.9億) (運輸・水資源セクターにおける復旧・復興サブプロジェクトを実施)  (無償) ・ 食料援助(世界食糧計画経由) (1.5億) ・ 緊急無償(地震及び津波災害に対する支援) (1.7億) ・ スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に対する無償(ノン・プロジェクト無償) (146.0億) ・ アチェにおける平和構築、元政治犯及び元戦闘員社会復帰並び紛争被害地域支援プログラム(国際移住機関経由) (10.0億) ・ 緊急無償(ポリオ感染拡大防止のための支援)(ユニセフ経由) (1.9億) ・ ジャワ島中部地震災害復興支援 (8.9億)  (草の根無償) ・ アチェ平和構築のための事業8件(22.8万ドル*) +選挙支援1件	・ (緊急開発調査)バンダ・アチエ市緊急復旧・復興支援プロジェクト(5.2億) ・ アチェ州住民自立支援ネットワーク形成プロジェクト(0.5億) ・ (緊急開発調査)北スマトラ西岸道路復旧支援プロジェクト(0.4億) ・ (緊急開発調査)し尿処理場復旧事業(1.0億) ・ 北スマトラ沖地震津波災害緊急復旧・復興支援プログラム
(b) 治安維持	(無償) ・ 海賊・海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視艇建造計画 (19.2億) ・ 主要空港・港湾施設安全対策拡充計画 (7.5億)	・ 主要空港保安体制強化計画調査(2.6億) ・ 主要貿易港保安対策強化計画調査(3.4億) ・ 空港保安訓練プロジェクト(0.9億) ・ 港湾保安運営強化プロジェクト(0.8億 20年度以降未定) ・ 次世代空港保安システム整備にかかわるフィージビリティ調査(1.6億)

出所: JICA 及び JBIC 提供資料、外務省ウェブサイトより調査団作成

注: 「対インドネシア支援項目」は、国別援助計画の別紙(pp.12-19)を基に調査団で整理したもの。

案件名は本調査を実施した時点のもの。

案件金額は円ベース、実施中の技術協力案件金額は全て見込み。

\*在インドネシア日本国大使館ウェブサイト。

(a)平和構築・復興支援については、アチェの和平問題がまず挙げられる。スマトラ島最北部に位置するアチェでは、歴史的に独立機運が高く、独立アチェ運動(GAM: Gerakan Aceh Merdeka)のゲリラ活動と、それに対するインドネシア国軍の応戦によって、この地域は長年不安定な状態に置かれていた。アチェの平和構築に対する貢献は日本の課題であった。そこに2004年12月に地震津波による大災害が起こり、日本は災害復興支援を迅速に実施することに注力することとなった。多大な資金を投入し

て実施されたアチェ・ニマス地震津波災害復興支援については、日本は国際緊急援助隊を派遣するとともに、緊急開発調査を実施し、JICA、大使館(ノンプロジェクト無償の実施機関である日本国際協力システム(JICS: Japan International Cooperation System)を含む)が連携することで、緊急開発調査の成果(復興計画、設計図等)を続くインフラ整備支援(ノンプロジェクト無償)で有効活用した。インドネシア政府内の案件確定に時間を要したものの、その後のインフラ整備支援の早期実施に繋げることができた。

JICAはコミュニティ・エンパワメント・プログラム(CEP)<sup>88</sup>においてNGOを活用した迅速かつ有効な事業展開を行い、合計16件の支援を行った。技術協力プロジェクトでは、地元シャクワラ大学の協力も得つつ、コミュニティのみならず州、県政府の支援を展開している。

また、アチェ以外では、JICAはスラウェシ島の東部に位置するマルクの平和構築支援を開始した。住民グループ間の社会的融和を促しつつ経済活動を回復・活性化する目的で、他地域でも実施してきたCEP事業を通じ、「経済」「安全」「社会(教育)」を3本柱とした協力(「紛争地域のコミュニティ再建支援(マルク)」)を2006年6月から2007年12月まで実施した。

(b)治安確保については、テロ保安対策として、空港と港湾の保安強化に資する技術協力プロジェクトを実施した。また海賊や海上テロの対策を強化するために研修や長期専門家を派遣しているほか、巡視艇を無償資金協力で供与した。マラッカ海峡の安全、外交戦略上でも重要な取組であり、マレーシアやフィリピン等に対する類似の協力とも相互補完性がある。

## 2. 重点地域における取組

2004年以降の取組として特徴的なのは、主にJICAが中心となって進めてきた地域開発に主眼をおいた貧困削減と地方分権化支援である。民主化定着や地方分権化の進展によって地方政府の役割は増大したが、州・県の行政能力の開発は追いついていない。そのような状況の下、地方開発支援をセクター単位でなく、地域で包括的に計画・実施する必要性があるとして、東部インドネシア地域に焦点をあてた「東部インドネシア地域開発プログラム」を策定し、セクター横断的な支援を行うこととした。

地方分権化への支援は、過去の地方での支援の経験をもとに模索しながら、現在のようなアプローチに至っている<sup>89</sup>。まず、スハルト政権下の「東部インドネシア地域開発」政策を契機として、日本は、東部インドネシアにおいて地域開発による経済格差是正という観点から、南スラウェシ州内で地方政府の支援を開始し、その後もアジア通貨危機後の復興支援の一環として、地方政府を支援した。2001年に地方分権化二法が

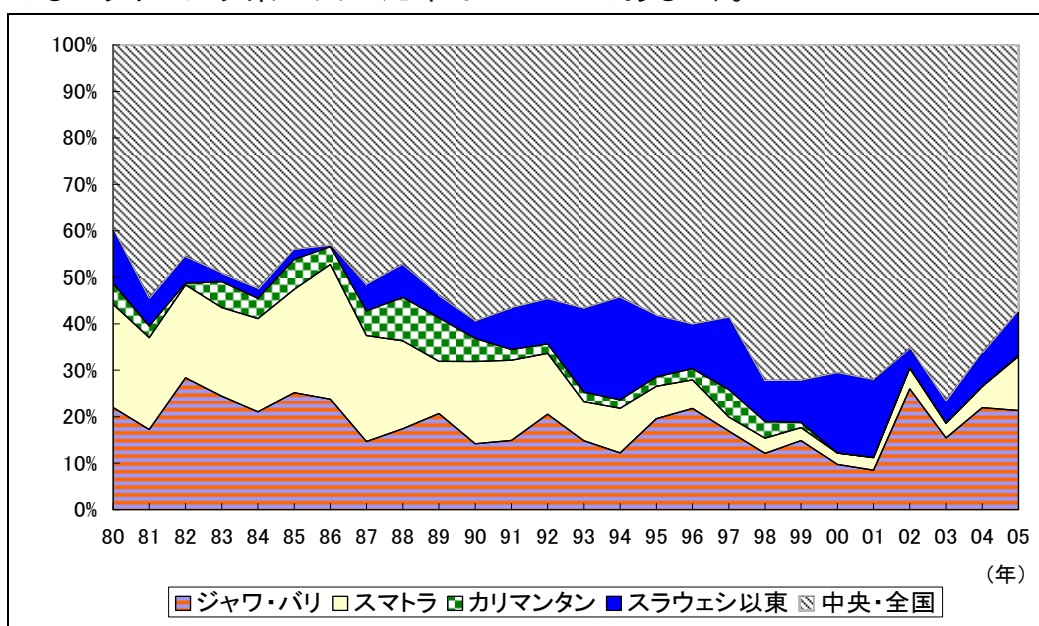
<sup>88</sup> CEPは貧困住民に対する直接的な支援として経済危機対策の一環として1998年度から実施された。現地のNGOとの連携を中心とした支援スキーム。

<sup>89</sup> JICA「特定テーマ評価「地方行政能力向上－インドネシアを事例として」(2006年9月)参照。



施行されてからは、日本は、中央政府と地方行政をつなぐ地域的視点にたつて、地方分権化を支援してきたが、より近年は、重点地域を設けて包括的に地域開発を支援することで貧困削減を目指すというアプローチをとっている。

図 3-2-7 で示された地域別にみた JICA 支援事業 (1980-2005 年) の推移をみると、全体的な傾向としてはジャワ・バリ等の比重が一貫して大きいものの、1990 年代以降、JICA はスマトラへの支援に代わり、ジャワ及びスラウェシ以東を重視してきたことがわかる。この流れの中で、特に近年において、地方分権化への対応やプログラム化に留意した取組が始まった。全国各地や複数地域で展開した事業や中央省庁が対象で地域を限定しない事業を除いて算定すれば、2005 年時点のスラウェシ以東への支援は JICA のインドネシア支援総額の約 22% に相当する (なお、2005 年のインドネシア全人口に占めるスラウェシ以東の人口比率は 9.43% である<sup>90</sup>)。



出所：アジア経済研究所「新 JICA 国別事業実施方針 (インドネシア) 策定支援のための社会経済調査」(JICA、2007 年 8 月)より

注：金額ベース。なお、全国各地や複数地域で展開した事業、中央省庁等で地域を限定せずに実施した事業は中央・全国として分類されている。

図 3-2-7 地域別にみた JICA 支援事業 (1980-2005 年)

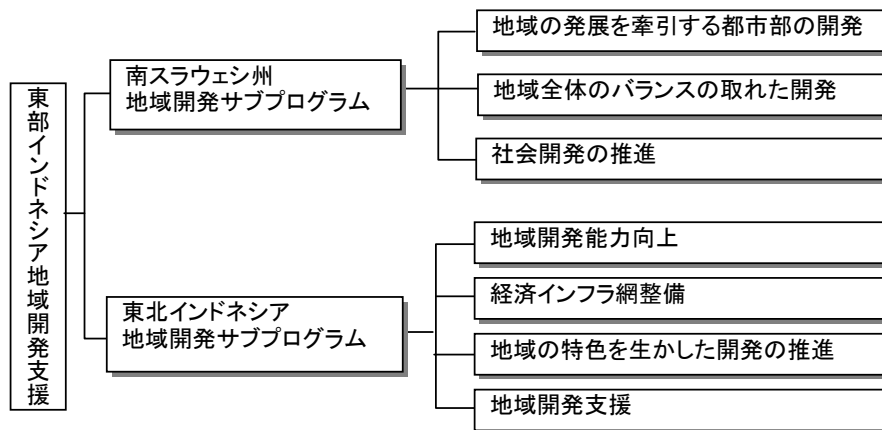
地方分権化の中で、日本の援助は中央政府や地方政府と協議を行い、その意向をふまえて行動するなど、州と県の行政、コミュニティをつなぐ努力をしており、インドネシア側の評価は高かった。多くのドナーは中央政府・州・県政府でなく、NGO やコミュニティを直接支援する傾向が強いが、日本は地域全体の行政能力を強化することを重視し、政府、市民社会の双方を支援しており、他ドナーとは異なるアプローチをとっている。その観点から他ドナーのアプローチと相互補完的である。

<sup>90</sup> インドネシア中央統計庁 (BPS: Badan Pusat Statistik), *Statistical Yearbook of Indonesia 2005/2006*. p.63 より。スラウェシ以東は、上記統計資料より、スラウェシ (7.3%) とマルク及びパプア (2.13%) を加算したものを。

## 囲み 東部インドネシア地域開発プログラム

現在インドネシアでは、インドネシア東部を対象に2つの地域開発プログラムを作成している。2つの地域開発プログラムは、いずれも現地 ODA タスクフォースの主導により、3つの援助スキームを組み合わせる形で策定された。このうち「南スラウェシ州地域開発プログラム」については南スラウェシ州政府と合意書を締結して実施段階に至っており、「東北インドネシア地域開発プログラム」については対象地域であるスラウェシ島6州、マルク2州とは合意書を準備しつつ、一部実施を開始している。

プログラムの概略は次のとおりである。



### マカッサル・フィールド・オフィスの担当プログラム

「南スラウェシ州地域開発プログラム」では、南スラウェシ州における地域開発を通じた貧困削減の促進をプログラム目標とし、(a)都市域と農村地域の統合的な連携強化、(b)地方行政と地域社会への複層的連携重視、(c)州開発計画と関連プログラム・プロジェクトとの整合性の確保という3つの柱の下、支援を実施中である。これまでの日本の協力案件が同州に比較的多く集積しているという背景、及び同国で推進されつつある地方分権化政策に沿って地方政府(州)を対象とした地域開発支援が必要であるとの理解の下、同州に対し継続的に支援を集中し、開発が相対的に遅れているインドネシア東部地域の開発拠点にしていることとする趣旨である。現地 ODA タスクフォース主導でプログラムが形成され、2006年5月に在インドネシア日本国大使館と南スラウェシ州知事の間でプログラム協力にかかわる合意書が調印された。その後、同プログラムの実施を現地で監理・支援する目的で、2005年11月に JICA がマカッサル市内に現地事務所(MFO:マカッサル・フィールド・オフィス)を開設し、現在に至る(2007年12月現在、13案件を実施中(完了したものを含む))。

他方、「東北インドネシア地域開発プログラム」は、スラウェシ6州とマルク2州を対象に地域開発を通じた貧困削減の促進というプログラム目標の下、(a)地域社会のキャパシティ(基礎体力・能力)強化、(b)南スラウェシ州地域開発プログラムの成果の効率的拡大、(c)開発支援の段階的拡大という考え方にに基づき、支援が実施されている。先行している南スラウェシ州地域開発プログラムの実施効果をより広域に展開していかうという狙いの下、対象州の地方政府関係者の人材育成を目的とした技術協力プロジェクト(スラウェシ地域開発能力向上)を実施中である。

2つの地域開発プログラムは、いずれも現地 ODA タスクフォースの主導により、3つの援助スキームを組み合わせる形で策定された。南スラウェシ州とは合意書を経て実施段階に至っており、東北インドネシア地域開発の対象地域であるスラウェシ島6州、マルク2州とは合意書を準備しつつ一部実施を開始している。

### 3-2-3 重点分野別の目標達成度・達成の見込み

本節では対インドネシア国別援助計画の3つの重点分野の中で、特に日本の援助が集中的に投入された課題について達成度、達成見込みの検証を試みる。ただし、国別援助計画は具体的な目標値・目標年を定めていないこと、評価調査期間が2004年以降であり特に円借款事業の多くは2007年時点で始まって間もないので成果が発現

する段階に至っていないこと、また分野・課題ごとの成果に対する貢献は、日本の支援のみに基づくものでないことなどから、厳密な意味で達成度を測ることは困難である。ここでは、あくまでも日本側が重点的に支援した分野・課題における開発動向を、入手可能な情報を用いて示すことを試みた。

## 1. 民間主導の持続的な成長

インドネシア経済は 2000 年から安定を回復したが、特に 2004 年以降、実質 GDP 成長率が 5%を上回り、2007 年はアジア通貨危機後 10 年ぶりに 6%台の成長率が確実視されている。以下では、日本が特に集中的に援助を行った財政の持続可能性確保、経済インフラ整備、及び投資環境整備(裾野産業・中小企業振興、経済関連の法制度整備を含む)に焦点をあて、目標達成状況を分析する。その際に、JBIC、世界銀行、ADB の 3 大ドナーによる融資が行われている DPL や IRSDP のモニタリング結果や改革項目の進捗状況、日本が官民連携で取り組んでいる SIAP のモニタリング結果等を参照することとする。

### (1) 財政の持続性確保

財政赤字の抑制や対外公的債務管理は順調であり、また石油、ガス税収入の依存度も低下するなど、財政の持続性を確保しマクロ経済の安定を達成するという点では、十分な成果が出ている(表 3-2-16)。

世界銀行<sup>91</sup>によると、GDPに対する対外公的債務残高の割合は、1999 年の 100%をピークとして 2000 年代に減少し、2006 年には 44.9%まで低下している。この値は、近隣のマレーシアの水準に近い(図 3-2-8)。また、2007 年 10 月には、世界的格付け会社であるムーディーズが、インドネシアの外貨建て及び自国通貨建て政府債務格付けを B1 から Ba3 に引き上げた<sup>92</sup>。財政の持続性の確保という短期的目標がおおむね達成されたことは、これら複数の分析<sup>93</sup>からも確認することができる。

<sup>91</sup> 世界銀行ウェブサイト

(<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/EASTASIAPACIFICEXT/INDONESIAEXTN/0,,contentMDK:20994026~pagePK:141137~piPK:141127~theSitePK:226309,00.html?cid=EXTEAPMonth1>) (2007 年 7 月 27 日)

<sup>92</sup> ムーディーズのインドネシア担当アナリストによると、「長期にわたる財政引締め、地域・地方レベルの目標を下回る支出、そして為替レートの上昇が政府債務比率の低下に寄与しており、2000 年対 GDP 比 100%に達した債務比率は、2008 年には、同 34%に低下すると見込まれる」という。Moody's Japan K.K.によるプレス・リリースを参照([www.moody.co.jp/PDF/10008/0000009939.pdf](http://www.moody.co.jp/PDF/10008/0000009939.pdf))

<sup>93</sup> 2007 年 1 月には、世界的格付け会社であるフィッチが、インドネシア共和国の外貨建て及び自国通貨建て長期格付けの見通しを「安定的」から「強含み」に変更した。Fitch Ratings Japanによるプレス・リリースを参照。(<http://www.fitchratings.co.jp/pressReleaseDetail.cfm?id=1524>)

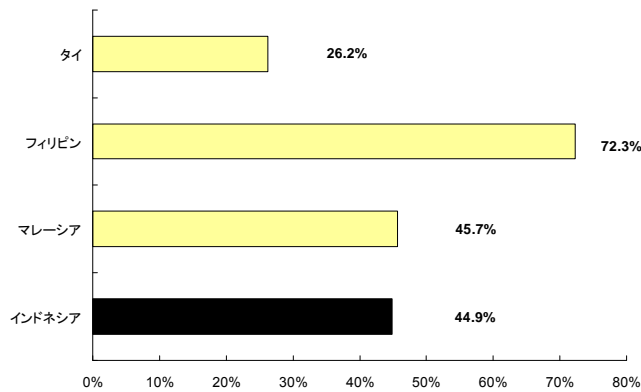
表 3-2-16 重点事項「財政の持続性確保」の達成度

日本の 対インドネシア 支援項目	開発政策借款によるモニタリング結果				
	中期的成果	2003年 基準	2006年11月 時点	2007年末 目標	2008年末 目標
(a)歳入強化等の 財政改革	対 GDP 財政赤字 の減少を持続させる こと	対 GDP 1.7%	対 GDP1.1%	対 GDP1.0% 以下 【順調に経過】	対 GDP1.0% 以下を持続さ せる
(b)開発計画機 能の強化	対 GDP 対外公的 債務を 59% (2003 年) から 40% 以下に 減少させること	対 GDP 59%	対 GDP41% (2006年)	対 GDP40% 以下 【順調に経過】	対 GDP38% 以下
(c)適正な開発 計画に基づいた 歳出の適正管 理への政策助 言・人材育成支 援	対 GDP の追加的 国内非石油ガス税 収入を増加させるこ と	対 GDP 10.4%	対 GDP11.5% (2006年)	対 GDP 11-11.3% 【成果達成】	対 GDP 12-13%
	S&P ソブリン債*の 格付けの格上げ	B	S & P: B+ から BB- に格上げ (2006年6月) ムーディーズ**: B2 から B1 に格上 げ(2006年5月)	S&P: B+ 【成果達成】	S&P: BB

出所: World Bank, CAS (Country Assisstnace Strategy) Progress Report, 2006、対インドネシア国別援助  
計画より調査団作成

注 : \*S&P: スタンダード・アンド・プアーズ。アメリカの投資情報会社であり、格付け機関である。ソブリン債とは  
各国政府が発行し保証している債券のこと、もしくは、政府機関が発行し保証している債券のことを指  
す。

\*\*ムーディーズは、世界の格付けの 40% のシェアを持っている格付け機関である。



出所: 世界銀行インドネシア事務所ウェブサイトより調査団作成

図 3-2-8 GDP に対する政府債務の割合における近隣諸国との比較(2006年)

## (2) 経済インフラ整備状況

インドネシアのインフラ投資は 1997 年以前、対 GDP 比で 5-6% を占めていたが、ア  
ジア通貨危機後に大幅に減少し、2000 年は 2%、近年は 3-4% 程度である(2005 年

では約 3.6%)<sup>94</sup>。中期開発計画(RPJM: Rencana Pembangunan Jangka Menengah 2004-2009)が示す目標を達成するためのインフラ投資規模は、民間部門も含めて2007年から5年間で650億ドル(内250億ドルが政府、140億ドルが国内金融機関、100億ドルがドナー、160億ドルが内外の民間投資)が必要であると試算されている。民間セクターの投資に対する期待は大きく、そのための環境整備は不可欠かつ最大の優先事項になっている。

日本が協調融資しているIRSDPは民間セクターによるインフラ投資環境を整備するために、サブセクターの改革及びPPPのモデル事業の実現を目標としているが、個別案件を通じた支援と相互補完的に、いくつか特記される取組が進行中である<sup>95</sup>。

第1に、ジャワバリ系統中心の発送電容量の増強、幹線道路、港湾、鉄道等の整備や運営改善については3-2-2の1で述べたとおり、個別事業への支援を通じてインフラ整備が進みつつある。第2に、国別援助計画が検討すべきとした「総合的経済インフラ運営能力への向上」については、IRSDPの政策マトリックスと密接に関連している。IRSDPはインフラ事業の適切な実施・運営維持管理や持続的な効果発現に資する環境整備を支援する意義をもち、個別の円借款事業と相互補完的である。例えば、水道公社の運営効率改善や財務能力強化は円借款の個別事業や、投入が限定される技術協カスキームで改革を促すことは困難で、政策支援型プログラム・ローンでセクター横断的な課題や各セクターの制度改革を進めることにより、円借款事業の形成・実施のための環境を整えることにも資するといった成果が期待される。第3に、PPPによるインフラ整備を実現するために、日本はIRSDPを通じてインドネシア政府が定めた10件のモデル事業の具体化やファンドの設置を支援すると同時に、モデル事業のうちジャワ縦貫高速道路の一部であるソロ-クルトソノ間の高速道路案件について、技術協力を通じた案件形成支援、担当省庁・実施機関の能力強化を行っている。ソロ-クルトソノ間の高速道路を公的資金の負担部分を円借款で調達することも視野に入れ、2006年にJICAが開発調査を実施して資金調達計画の作成を支援し、PPPスキームを提案した。そして、PPPスキームの制度準備、組織・体制の確立を目指して、専門家派遣を含む技術協力プロジェクトを実施中である。インドネシア側に対する研修やセミナーに加えて、公共事業省有料道路庁(実施機関)に、事業の実施準備を通じた能力強化を図っている例である。これらは他ドナーを先導する取組であり、今後のPPP事業の拡大に貢献することが期待される。

なお、IRSDPについては、インフラ事業の受益者である製造業、投資家である日本企業も裨益するため、日本側も官民協力によるSIAPでとりまとめた改善項目を、IRSDPが支援する改革マトリックスに反映する作業を重ねており、それが具体的な改革項目として、インドネシア政府に具体的な改革を働きかけることが可能になった。表3-2-17が示すように、セクター横断的な課題、個別セクターの改革の課題の克服をめ

<sup>94</sup> Worldbank, *Indonesia Public Expenditure Review 2007*.

<sup>95</sup> ADB, *Infrastructure Reform Sector Development Program*, October, 2006

ざした改革項目には、日本側が積極的に要請して含めたものが幾つか存在する。

表 3-2-17 重点事項「経済インフラ整備」の達成度

日本の 対インドネシ ア支援項目	左記項目に対応する IRSDP の項目及びそのモニタリング状況			日本が要請し、 改革支援マトリックスに 含まれた項目	
	IRSDP の 改革項目	2006 年時に達成され たアクション	今後のアクション		
・総合的な経済インフラ運営能力の向上（政策立案・計画策定から人材育成を含む）	セクター横断 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インフラ整備のための官民協力にかかわる大統領令</li> <li>・ 財務省内のリスク管理ユニットの設置</li> <li>・ 地方政府への転貸にかかわる政府規則の制定</li> <li>・ 用地取得にかかわる大統領令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央及び各省の PPP ユニットの機能発現</li> <li>・ リスク管理ユニットの機能発現</li> <li>・ インフラ促進のためのファンドの設置</li> <li>・ 用地取得にかかわる実施細則策定</li> </ul>	PPP モデル事業の設定 標準入札書類の作成	
・発送電容量の増強	セクター 改革	電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力セクターマスタープラン・開発計画の策定</li> <li>・ 民間からの売電を可能にする政府規則の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新電力法の策定</li> <li>・ 電気料金の設定方法の見直し</li> <li>・ 補助金政策の改定</li> </ul>	発電分野の民間投資環境改善（政令。課税・関税等の見直し）
・幹線道路、港湾、交通、鉄道等の整備及び運営改善		運輸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道・海運・空運にかかわる長期計画（ブループリント）策定</li> <li>・ 道路行政規制機関の設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道・道路・空運・海運にかかわる料金・補助金政策の策定</li> <li>・ 鉄道・空運・海運法の改正</li> <li>・ 用地取得ファンドの設置</li> </ul>	ジャボタベック圏の渋滞緩和のための交通政策  ジャボタベック圏の鉄道マスタープランの作成 鉄道運営・メンテナンスの改善 船舶の安全基準、検査基準の策定
		石油・ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家エネルギー政策にかかわる大統領令</li> <li>・ 2005年3月及び10月の石油製品料金改定（補助金削減）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天然ガスネットワークにかかわるブループリント改定</li> <li>・ 新エネルギー法の制定</li> </ul>	
		通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニバーサルサービスにかかわる政府規則の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニバーサルサービス政策の実施</li> </ul>	
	水・衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水アクセス向上の戦略にかかわる省令策定</li> <li>・ 上水にかかわる政府規則の制定</li> <li>・ 上水にかかわる規制機関の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水・廃棄物へのアクセス向上の戦略にかかわる省令策定</li> <li>・ 地方水道公社（PDAM）の債務リストラにかかわるパイロット事業の実施</li> </ul>		

	モデル事業の進捗	<ul style="list-style-type: none"> <li>各セクターのモデル事業の選定(計10件)<sup>96</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料道路・電力・ガスパイプラインにかかわる標準入札書類策定</li> <li>モデル事業の準備完了、入札実施</li> </ul>	
--	----------	---	--	--

出所: ADB, *Infrastructure Reform Sector Development Program*, October, 2006. より調査団作成

### (3) 投資環境整備(裾野産業・中小企業振興、経済関連の法制度整備を含む)

日本のODAの取組は、SIAPが取り上げる投資環境改善政策項目(全118項目)に整合しているため、SIAPの評価を参照し、日本政府による投資環境整備支援の達成度を検討する。ハイレベル官民合同投資フォーラムの各ワーキング・グループ(ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC: Jakarta Japan Club)が中心)では、118項目に関するSIAPの実施状況を、共通の評価基準を用いて、AAからCまでの判定を行っている<sup>97</sup>。

表 3-2-18 SIAPの全体評価

評価項目/水準	AA	A	B	C	合計
税	1	14	3	0	18
税関	1	18	7	0	26
労働	2	7	5	0	14
インフラ	2	24	16	0	42
競争力/中小企業	1	13	4	0	18
合計	7	76	35	0	118

出所: ハイレベル官民合同投資フォーラム「日本・インドネシア戦略的投資行動計画の進捗報告書(仮訳)」(2006年11月)、日本の対インドネシア国別援助計画より調査団作成

注: 評価基準は以下のとおり。

AA: 達成済み(投資家の目から見て効果的に実施されている)。

A: 大きな進展が見られたが、効果的な実施のため引き続きモニタリングと努力が必要(インドネシア政府もしくはその他関係機関による大きなアクションがあった、あるいは本報告書策定まで取られる予定(例: 法案の国会上げ、大統領令の策定、省庁の決定、その他規定の策定、関係機関の設立)だが、効果的な達成のため引き続きモニタリングと努力が必要)。

B: 進行中であり、さらなる進展が必要(何らかのアクションはとられているが、具体的政策をまとめるためインドネシア政府ないしその他政府機関による更なる努力が必要)。

C: 進展なし(ほぼなんのアクションもとられていない、あるいは未だに計画段階)。

投資家から見て効果的に実施されていると判断されるAAは、SIAP全体118項目のうち7項目、Aは76項目で全体の64%であった。SIAP課税ワーキング・グループでの

<sup>96</sup> IRSDPにより、日本を含めた民間企業のインフラ整備への参加が促進されることが期待されている。現在のインドネシア政府の重要な課題は1件でも多くのPPP案件を成約し、成功プロジェクトの実績を作ることである。2005年に91件の民間投資・民間協力を仰ぎたいインフラ案件リストを提示したが、成約案件が2005年末に1割に満たなかったことから、一度にPPPによるインフラ整備を実現させるのが困難と認識した。そこで1件でも早く実施を進めるために、インドネシア政府は2006年に合計45億ドル相当に値する10件のモデル事業を定めた。現在迅速な事業化、成功例をつくることを目指している。

<sup>97</sup> 各項目の評価詳細は、JJCウェブサイト(www.jjc.or.id/)に掲載されており、2006年7月時点の進捗状況の評価を参照した。なお、2007年度中に、SIAP実施状況の再評価を実施しているところである。以前はABCの3段階評価だったが、Aと評価されても現場レベルでの大きな改善が感じられず、実際の現場での評価との乖離があったため、2006年当時のインドネシア大使の提案もあり、日本インドネシア戦略的行動計画(SIAP)企画調整委員会がAA評価を追加し、現在の評価基準に至る。(参照: ハイレベル官民合同投資フォーラム「日本・インドネシア戦略的投資行動計画の進捗報告書(仮訳)」(2006年11月))

定期的な協議や日伊相互理解促進のための労働標準に関するワークショップの開催がAA判定となっているほか、JICAの技術協力による中小企業診断制度導入のためのチームとセンター設立等はA判定が示されている。全体の6割以上でA以上の評価を得られたことは、インドネシア政府や関係省庁から投資環境の改善の動きが見られたことを意味し、緩やかではあるが投資改善が進んでいると思われる。ただAと評価された項目でも、現場レベルでは、大きな改善を感じにくい点もあり、タイやマレーシアと同水準であること意味するAA評価<sup>98</sup>を得るためには、インドネシア政府は、相当の時間と努力を費やすことが今後も必要とされている。

競争力・中小企業分野では、18項目中、(a)裾野産業振興を含む産業戦略の策定及び実施、(b)包括的投資政策のための新投資法の早期判定が、優先項目となっている(表3-2-19)。(a)裾野産業振興を含む産業戦略の策定及び実施では、JETROが、インドネシア金型協会の設立を支援し、長期技術専門家派遣等を実施しているが、継続的支援策が必要であることからB判定になっている。

表 3-2-19 重点事項「裾野産業・中小企業振興」の達成度

日本の対インドネシア支援項目	戦略的投資行動計画(競争力・中小企業)評価(2006年7月時点)		
裾野産業育成への政策支援	優先項目	(a) 裾野産業振興を含む産業戦略の策定及び実施 (JETROによるインドネシア金型工業会設立支援)	B
		(b) 包括的投資政策のための新投資法の早期判定	B
中小企業制度構築・人材育成等の体制・システム作り支援	その他	中小企業診断制度の導入のためのチームとセンターの設立 (JICA 中小企業診断士制度導入支援)	A
		マーケティング、デザイン、包装技術に関するインドネシア中小企業向けのキャパシティ・ビルディング (工業省への JICA 長期専門家派遣)	A
		ジャカルタでの逆見本市開催と日本からの中小企業ミッションの招聘(JETRO 支援)	A

出所:ハイレベル官民合同投資フォーラム「日本・インドネシア戦略的投資行動計画の進捗報告書(仮訳)」(2006年11月)、対インドネシア国別援助計画より調査団作成

また、優先項目への支援協力に加え、日本政府は、「中小企業制度構築・人材育成等の体制・システム作り支援」を実施しており、JJC、JETRO、JICAが現地の関係機関と協力し大きな進展がみられた。工業省とJICAが協力し支援している「中小企業診断士制度」については、インドネシア国内で現在までに100名以上の中小企業診断士が育成されるなど、インドネシア側から非常に評価が高い<sup>99</sup>。当該支援は、SIAPの評価でもAとなり、進展がみられている。インドネシア側からは、「中小企業クラスター振興計画調査」の技術協力要請があるなど裾野産業・中小企業振興分野では、過去に引き続き支援要請が盛んである。しかしながら、過去の実績には評価が分かれるもの

<sup>98</sup> JJCでのヒアリングより。

<sup>99</sup> 工業省でのヒアリングより。



も存在することから(例:金属機械工業開発センター<sup>100</sup>)、効果的な支援の在り方を検討することも必要であろう。

SIAPは課税に関し 18 項目を掲げ、企業のキャッシュフローへの悪影響、実効税率の高さ、納税事務処理の煩雑さなど投資環境を阻害する要因の問題改善を目指しており、2006年7月時点で18項目のうち15項目について一定の進捗が見られた<sup>101</sup>。その後、2007年5月時点では、さらにAからAAになる項目も出てくるなど、改善が見られる<sup>102</sup>。優先項目(b)輸出／オフショア・サービスのゼロ税率適用のための付加価値税法見直しでは、ゼロ税率適用が税制改正法案に盛り込まれ、インドネシアの輸出競争力の強化につながるとして、A評価となった。(a)政策立案者との対話による源泉徴収並びに(出国税を含む)徴税制度の見直しでは、国税局を交えての作業部会で話し合いを行い、納税者(日本企業含む)源泉税徴収制度の負担<sup>103</sup>軽減を図った。2006年7月進捗状況の評価ではB判定だが、2007年に見直し所得率の引き下げ見直し<sup>104</sup>が実施され、その後の評価は上昇したことが予想される。インドネシアの本邦企業の多くは、過払い付加価値税の還付が遅延するなどの税務上の問題を抱えているが、最近の調査では、還付の遅延が改善されているとの声もある<sup>105</sup>。税制改革については、JICAは、長期専門家を国税総局に派遣し、サービス近代化の技術協力を行うとともに、世界銀行に拠出している日本信託基金を通じて税務署改革のための事前調査を実施している<sup>106</sup>。ただ、大蔵省改革・税務署の改革の方向性は正しいものの、特に現場担当部署の窓口レベルの対応改善が課題であるとの日系企業からの指摘がある。これに対し、JJC等関係機関は日系企業のアンケートを通じて成果をモニタリングする<sup>107</sup>などして、必要な改善を引き続きインドネシア政府に要求していく方針だが、このような政策・実施面双方からの働きかけは有効と思われる。

労働に関しては 13 項目を掲げ、(a)民間企業の競争力強化につながる労働関連法規の見直し、(b)外国人の事業活動を円滑化するための入国に必要なビザ・労働許可取得手続きの簡素化を優先項目としている。労使紛争解決法の適切な

<sup>100</sup>「工業省の金属機械工業開発センターMIDCについて、工業省内でもその成果を評価する声がある一方で、常にMIDCが技術的にアップグレードしなければ民間より劣った技術になってしまい、民間に利用されなくなる、との指摘もあった」(アジア経済研究所「新 JICA 国別事業実施方針(インドネシア)策定支援のための社会経済調査」(JICA、2007年8月)p.64参照)。

<sup>101</sup>ハイレベル官民合同投資フォーラム「日本・インドネシア戦略的投資行動計画の進捗報告書(仮訳)」(2006年11月)

<sup>102</sup>JJCでのヒアリングより。

<sup>103</sup>あらゆるサービスに対し、源泉徴収の義務が課せられる。徴収される側は、高い源泉税率によるキャッシュフロー上の難しさ、及び、納税超過の場合の還付手続きの煩雑さを問題として抱えていた(「官民合同フォーラム／課税問題委員会 SIAP 進捗報告」参照)。

<sup>104</sup>2007年4月に源泉徴収率の見直しが実施され、新規定の発布と同時に全般的に税率が引き下げられた(「官民合同フォーラム／課税問題委員会 SIAP 進捗報告」参照)。

<sup>105</sup>2007年9月に、JJCが付加価値税還付について日系企業に対しアンケートを実施したところ、送付先420社のうち回収した有効回答(25社)の9割近くが改善の動きがあると答えた(JJCでのヒアリングより)。

<sup>106</sup>在インドネシア日本国大使館でのヒアリングより。

<sup>107</sup>JJCでのヒアリングより。

実施については、A評価<sup>108</sup>となった。また、職業訓練、雇用サービス、技能認証等の社会制度の整備については、JICAの雇用改善支援プロジェクトによる公共職業安定機関の改善への取組が評価され、Aと判定された。

表 3-2-20 重点事項「経済関連法整備」の達成度

日本の対インドネシア支援項目	戦略的投資行動計画(税・税関・労働)評価(2006年7月時点)			
(a)経済関連の法制度整備政策支援及び人材育成支援	税	優先項目	(a)政策立案者と対話による源泉徴収税並びに(出国税を含む)徴税制度の見直し	B
			(b)輸出/オフショアサービスへのゼロ税率適用のための付加価値税法案見直し	A
	税関	優先項目	(a)ビジネスの実態に適合するよう保税宝庫規制の見直し	B
			(b)税関手続きの透明性及び税関職員規律の向上	A
(b)民間経済界の取組や経済連携協定の策定等の政策間の取組との連携	労働	優先項目	(a)民間企業の競争力強化につながる労働関連法規の見直し	B
			(b)外国人の事業活動を円滑化するための入国に必要なビジネスビザ・労働許可取得手続きの簡素化	B
	その他		労使紛争解決法の適切な実施	A
			職業訓練、雇用サービス、技能認証等の社会制度の整備(JICA雇用改善支援プロジェクト)	A

出所:ハイレベル官民合同投資フォーラム「日本・インドネシア戦略的投資行動計画の進捗報告書(仮訳)」(2006年11月)、対インドネシア国別援助計画より調査団作成

SIAPの投資改善評価をふまえ、次にDPLのモニタリング結果や世界銀行と国際金融公社(IFC:International Finance Corporation)のビジネス環境年次報告書を参照しつつ、インドネシアの投資環境改善の状況を概観する。表 3-2-21 が示すように、DPLにおいては、対GDP投資率、非金融機関の資産増加、新規ビジネス立ち上げ期間の短縮に関し、年々緩やかな改善が見られる。また、2008年ビジネス環境年次報告書(Doing Business 2008<sup>109</sup>)によると、インドネシアのビジネス環境順位は、178か国・地域のうち、前年の2007年の135位から123位へ小幅上昇した(表 3-2-22)。123位に順位が上昇した理由として、(a)マクロ経済の安定、(b)2006年に発表された3つの政策パッケージ(投資環境改善政策パッケージ、インフラ政策パッケージ、金融政策パッケージ)、(c)2007年6月の新経済政策パッケージ、(d)新投資法の国会

<sup>108</sup>2006年1月に労使関係紛争解決法が施行され労使紛争解決機関のスタッフの研修が実施され、労働争議に関する判例作成への取組が評価された。ただ、JJC労働委員会が、JICAと協力し、過去の労働争議に関する判例集を作成しようと試みたが、インドネシアでは、地方判決が最高裁判所に集約されておらず、地方での判例集の収集には労力と時間がかかり、実際の取組は難しい状況である(JJCでのヒアリングより)。

<sup>109</sup>世界銀行とIFCが、2007年6月1日時点までのデータをもとに、各国のビジネス環境をランキングし、2007年9月に発表したもの。報告書は、事業許可手続き、労働者の雇用、資産登録、投資家保護、納税、契約遵守等10項目についてランキングしたものである。サブサハラ・アフリカ46か国、南米・カリブ地域31か国、東ヨーロッパ28か国、東アジア・太平洋地域24か国、中東・北アフリカ17か国、南アジア8か国、24のOECD諸国のビジネス環境が報告され、項目ごとにランキングを行っている。詳細は、<http://www.doingbusiness.org/>、インドネシア詳細は、<http://www.doingbusiness.org/Documents/CountryProfiles/IDN.pdf>、[http://siteresources.worldbank.org/INTINDONESIA/Resources/Fin-Priv-Sector/385757-1176708680959/DB2008\\_presentation\\_en.ppt](http://siteresources.worldbank.org/INTINDONESIA/Resources/Fin-Priv-Sector/385757-1176708680959/DB2008_presentation_en.ppt) 参照のこと。

での可決及び新税行政法、(e)課税及び関税に関する改革の本格化、(f)地方政府によるサービスの一元化、を挙げている。

表 3-2-21 投資環境改善の達成度

中期的成果	2003年基準	2006年11月時点	2007年末目標	2008年末目標
対GDPでの投資率の増加	18.9%	2006年 21.5%との予測	21-23.9% 【成果達成】	23-25%
非金融機関の全金融セクターにおける資産増加	20.2%	2004年には24.5%に増加したものの、20.3%に減少	25.2-30.2% 【予想よりも緩やかな進歩】	25.2-30.2%
新規ビジネス立上げ期間の短縮	151日	97日	30日 【予想よりも緩やかな進歩】	30日

出所: World Bank, *Third Development Policy Loan/Credit (DPL3)*, November 20, 2006 より調査団作成

表 3-2-22 インドネシアのビジネス環境についての世界順位の変化

	Doing Business 2007	Doing Business 2008	順位変化
総合順位	135	123	+12
起業	163	168	-5
ライセンス取得	117	99	+18
労働者雇用	154	153	+1
資産登録	123	121	+2
融資アクセス	62	68	-6
投資家保護	49	51	-2
納税	141	110	+31
貿易	61	41	+20
契約履行	142	141	+1
事業撤退	137	136	+1

出所: World Bank, *Doing Business 2008 Indonesia* より調査団作成

世界 178 か国のうち、他の東南アジア諸国のビジネス環境は、シンガポール 1 位、タイ 15 位、マレーシア 24 位、フィリピン 133 位、カンボジア 145 位、ラオス 164 位となっている。なお、中国は前年の 93 位から 83 位に、インドは前年の 134 位から 120 位に順位を上げている。インドネシアの順位は緩やかに上がっているが、近隣諸国は一層のビジネス環境改善に努めており、アジアにおける相対的な差は縮まっていないのが現状である。

他方、日系企業はインドネシアの投資環境について、より厳しい見方をしている。JBIC開発金融研究所の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」<sup>110</sup> (2006 度) の 2002 年から 2006 年度調査結果(表 3-2-23)によれば、日系企業にとって中期的(今後 3 年程度)に有望な事業先としてインドネシアの位置付けは、2002 年

<sup>110</sup> 開発金融研究所報第 33 号「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2006 年度 海外投資アンケート調査結果(第 18 回)」。1989 年より、JBIC が毎年アンケート方式で行っている調査。今回は、原則として、2005 年 11 月末時点で海外現地法人 3 社以上(うち生産拠点 1 社以上含む)を有する日本の製造業企業 967 社を対象とした。回収期間は 2006 年 7 月—9 月で、有効回答は 594 社。複数回答あり。

度調査時は4位(得票率15%)であったが、インドやベトナムが台頭する中、2005年度調査時は8位(得票率9%)、2006年度調査時は9位(得票率8%)と年々、順位が下がっている。また、2006年度調査では、業種別(化学、自動車、一般機械、電機電子)では、いずれの業種においても、中期的に有望な事業展開先として中国、インドが上位1位・2位を占めている。2005年度と2006年度調査時を比較すると、インドネシアは化学業界では6位から10位、自動車業界では4位から8位に順位が下がっている。

表 3-2-23 日本企業にとって中期的(今後3年程度)に有望な事業展開先 2002年—2006年

	2002年度調査	社数	得票率	2003年度調査	社数	得票率(%)	2004年度調査	社数	得票率(%)	2005年度調査	社数	得票率(%)	2006年度調査	社数	得票率(%)
		418	100		490	100		497	100		483	100		484	100
1位	中国	373	89	中国	456	93	中国	453	91	中国	397	82	中国	372	77
2位	タイ	118	28	タイ	143	29	タイ	151	30	インド	174	36	インド	229	47
3位	米国	108	26	米国	106	22	インド	117	24	タイ	149	31	ベトナム	159	33
4位	インドネシア	63	15	ベトナム	88	18	ベトナム	110	22	ベトナム	131	27	タイ	142	29
5位	ベトナム	62	15	インド	70	14	米国	100	20	米国	96	20	米国	104	21
6位	インド	54	13	インドネシア	63	13	ロシア	49	10	ロシア	62	13	ロシア	98	20
7位	韓国	34	8	韓国	44	9	インドネシア	48	10	韓国	52	11	ブラジル	45	9
8位	台湾	34	8	台湾	35	7	韓国	44	9	インドネシア	45	9	韓国	44	9
9位	マレーシア	33	8	マレーシア	31	6	台湾	41	8	ブラジル	36	7	インドネシア	39	8
10位	ブラジル	19	5	ロシア	25	5	マレーシア	28	6	台湾	32	7	台湾	27	6

出所:JBIC 開発金融研究所「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(2003年度、2005年度、2006年度版)より調査団作成

注:社数は、有効回答数を示す。

JETROによる2006年度「在アジア日系製造業の経営実態」調査<sup>111</sup>においても、2005年度と同様、インドネシアのインフラ、税務、行政手続き等が課題とされており、少なくとも日系企業はインドネシア投資環境の改善をあまり評価していないように思われる。投資環境の問題点として、在インドネシアの日系企業(複数回答)は、1位インフラ(電力・運輸・通信等)の整備状況が不十分(68.1%)、2位税務手続きが煩雑(61.6%)、3位インドネシア政府の政策運営が不透明(58.0%)、4位政治社会情勢が不安定(47.1%)、5位行政手続きが煩雑(許認可等)(46.4%)、等の項目が挙げられており、さらなる投資環境改善に向けた要望がある。以下の表3-2-24が示すように、投資環境面に限らず、各方面での整備が引き続き課題であることを示している。

他方、2007年の新投資法にもとづく新ネガティブリストのもと、インドネシア国内の小規模企業の保護と育成のための規制が実施され、外国投資家の投資姿勢を消極的にさせる傾向<sup>112</sup>がある。現地日系企業は、インドネシア政府に対し、(a)(投資や事

<sup>111</sup>調査期間は、2006年11月27日から12月27日。ASEAN6(タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ベトナム)及びインドの日系企業のうち、日本側による直接・間接資本合計が10%以上である製造業2069社を対象とした。うち830社から有効回答があった。回答企業地域別に、タイ24.3%、フィリピン19.5%、インドネシア17%、マレーシア16.1%、シンガポール10.4%、ベトナム8.2%、インド4.5%。

<sup>112</sup>新ネガティブリストは、投資家にメリットがなく投資インセンティブも少なく、新工場の設置が近隣国タイに移ってしまった実例もある(JJCでのヒアリングより)

業の法的根拠、継続性、将来性が認識できる)法的確実性、(b)コンプライアンス、(c)政治及び治安の安定、(d)安定的で低コストでの電力・ガス・石油燃料・水道の供給、(e)(調達・供給の効率化を高めるための)陸海空運のネットワークの充実、及び、(在庫圧縮のための)直接費用と時間コストの低減、を期待している<sup>113</sup>。

表 3-2-24 日本企業がインドネシア投資をためらう理由

	1位	2位	3位	4位	5位
生産面での問題点	調達コストの上昇 70.1%	原材料・部品の現地調達の難しさ 49.3%	品質管理の難しさ 47.8%	限界に近づきつつあるコスト削減 43.3%	生産能力の不足 15.7%
財務・金融・為替面での問題点	現地通貨の対ドル為替レートの変動 52.5%	税務(法人税・移転価格課税等)の負担 48.2%	設備投資に必要なキャッシュフローの不足 30.2%	現地通貨の対円為替レートの変動 22.3%	金利の上昇 22.3%
雇用・労働面での問題点	従業員の賃金上昇 86.1%	解雇・人員削減に対する規制 56.2%	管理職・現場責任者の現地化が難しい 43.8%	労務問題(ストライキ・労働組合問題等) 35.8%	人材(中間管理職)採用難 33.6%
投資環境面での問題点	インフラ(電力・運輸・通信等)の整備状況が不十分 68.1%	税務手続きの煩雑さ 61.6%	進出国政府の不透明な政策運営 58.0%	不安定な政治・社会情勢 47.1%	行政手続きの煩雑さ(許認可等) 46.4%
貿易制度面での問題点	通関等諸手続きが煩雑 47.7%	物流インフラの整備が不十分 45.4%	通関に時間を要する 43.8%	通達・規制内容の周知徹底が不十分 40.0%	関税の課税評価の査定が不明瞭 32.3%

出所:JETRO「在アジア日系製造業の経営実態 —ASEAN・インド編—(2006年度調査)」より調査団作成

#### (4) 外国直接投資の動向

外国直接投資については、インドネシア一国としてみれば緩やかに拡大しているものの、日本からの投資は伸び悩んでいる。2006年のインドネシアにおける外国投資認可額<sup>114</sup>は、前年に比べ15.3%増加し156億5,880万ドルで、認可件数は、前年比4.2%増加し1,717件数となった<sup>115</sup>。実行ベースの2006年直接投資額は59億7,690万ドルで、前年に比べ約33.0%減少、実行件数も前年に比べ4.6%減少し867件となったが、2007年に入り、前年度同時期に比べ、認可ベースだけでなく、実行ベースは大きく回復傾向にある(図3-2-9)。

一方、2006年の日本からの直接投資は、認可ベースで、前年に比べ62.3%減少し、4億4,370万ドルとなった。実行ベースでも減少しており、9億280万ドル(前年比21.1%減)で113件となっており、日本からの投資は後退している<sup>116</sup>(表3-2-25)。日

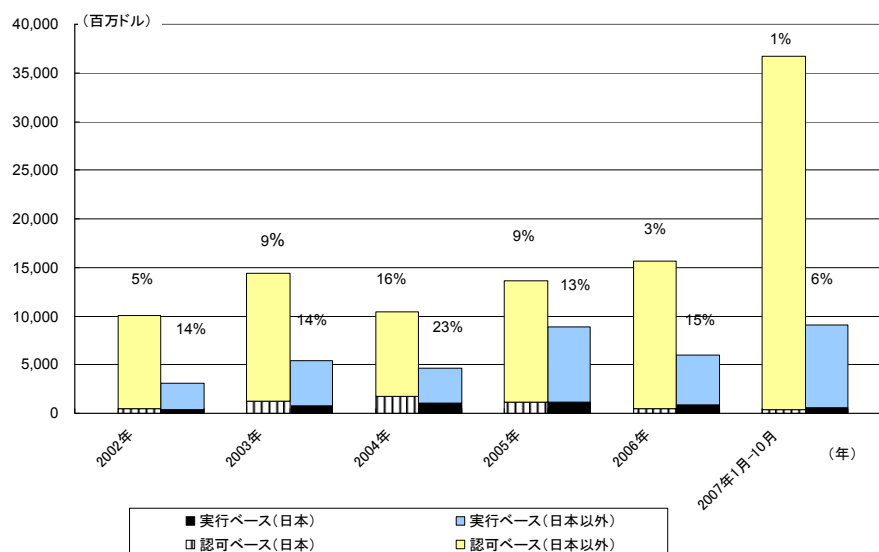
<sup>113</sup>JETRO「インドネシアの概況と進出日系企業の動向—進出企業から見た投資環境課題」(2007年5月)参照。

<sup>114</sup>外国投資認可額は、外国企業による投資計画である。

<sup>115</sup>2006年国別認可投資額の上位をみると、1位マレーシア、2位シンガポール、3位セイシェル共和国、4位英国と続き、日本は7位となっている。

<sup>116</sup>2007年10月まで実行額は5億6210万ドル、件数は96件となっている(インドネシア投資調整庁統計より)

系企業は自動車関連分野を中心に拡張投資を行っているが、電気・電子分野への拡張や新規投資は少ない<sup>117</sup>。



出所：インドネシア投資調整庁ウェブサイト(www.bkpm.go.jp)より調査団作成  
注：％は全体における日本の割合。なお、石油ガス及び金融部門の投資は含まない。

図 3-2-9 インドネシアへの直接投資推移 (全体・日本)

表 3-2-25 主要国別の対インドネシア直接投資の推移 (実行ベース)

単位：百万ドル

	2002	2003	2004	2005	2006	2007年1-10月	累計
シンガポール	244.9	358.7	800.6	2,150.6	508.8	3,453.6	7,517.2
日本	432.3	738.2	1,041.2	1,144.3	902.8	562.1	4,820.9
英国	206.3	517.0	298.3	1,292.9	660.5	1,669.2	4,644.2
モーリシャス	121.5	1,827.2	-	943.8	385.6	161.8	3,439.9
オランダ	520.2	282.2	198.8	920.5	35.2	140.8	2,097.7
韓国	59.9	103.0	63.1	429.5	475.7	270.0	1,401.2
香港	32.3	38.8	230.4	396.0	187.9	128.3	1,013.7
マレーシア	53.5	85.1	116.6	92.6	407.3	157.5	912.6
台湾	40.5	52.5	37.8	47.9	63.5	466.0	708.2
米国	60.3	148.4	78.3	88.6	65.8	135.8	577.2
オーストラリア	84.6	5.9	208.5	39.6	9.0	189.9	537.5
フランス	6.7	158.4	160.3	10.3	104.9	9.1	449.7
ドイツ	169.7	53.9	124.9	18.8	15.0	17.3	399.6
スイス	56.0	10.5	71.7	94.7	61.6	77.5	372.0
セイシェル	-	-	-	-	306.9	45.7	352.6
中国	6.0	83.2	8.1	37.3	31.5	21.0	187.1
ブラジル	-	-	-	-	-	165.1	165.1
インド	1.5	1.7	36.7	2.8	88.4	10.7	141.8
タイ	0.1	15.9	-	6.4	8.1	62.9	93.4
その他	994.9	970.0	2,127.0	1,198.0	1,658.5	1,335.3	8,283.7
合計	3,091.2	5,450.6	5,602.3	8,914.6	5,977.0	9,079.6	38,115.3

出所：図 3-2-9 に同じ。

<sup>117</sup> みずほ総合研究所「インドネシアの投資環境－ベトナムとの比較を通じて浮かび上がる課題、インドネシアが選ばれるために何が必要か－」(2007年2月)参照。

注：石油ガス部門及び金融部門の投資は含まれていない。

日系企業の投資意欲は低迷しているが、対インドネシア直接投資額(実行ベース)で日本は依然として上位に位置している(前表)。インドネシア政府は、日本からの直接投資は製造業を多く含み<sup>118</sup>、インドネシアの雇用創出へ大きく寄与しており重要であるとの認識をもっている<sup>119</sup>。一方、インドネシア政府内では、日本からの新規投資が拡大しないことを受け、中国や韓国、中東イスラム諸国から投資を呼び込む動きが台頭している<sup>120</sup>。またインドネシア政府が投資環境改善に努めても、中国やベトナム等近隣のアジア諸国に外国資本が流入している現実もあり、インドネシア関係者の中には、「投資環境改善＝外国資本増加」にはならないのではないかとの「投資環境改善」に関する懐疑的な見方もある。

しかし、日系企業の進出はインドネシアの雇用拡大につながっている<sup>121</sup>こと、官民協力による裾野産業育成や経済インフラ整備は日本の比較優位であることなどから、インドネシア政府、世界銀行やADBからは、今後も日本がODAを機動的に活用して、インドネシアの投資環境改善を支援していくことへの期待が少なからず示された。

### 3. 民主的で公平な社会造り

「貧困削減」においては日本が多岐にわたる援助を行っていることから、目標の達成度・達成見込みについて広く概観し、ガバナンスでは日本が重点的に援助を行っている警察改革と地方分権化を中心に検討する。

#### (1) 貧困削減の状況

「貧困削減」への取組における日本の援助の重点項目は、「雇用創出及び所得福祉の向上のための農漁村開発、教育、保健・医療分野、基礎的公共サービスの向上」である。「貧困削減」の達成状況・見込みを検討するにあたり、定量的にはMDGs指標を基本としつつ関連する指標も追加する。これにより、貧困、教育、保健・医療、衛生分野をカバーすることとし、国別援助計画における4つの重点項目の状況を把握することが可能となる。また、可能な限り都市部-農村部の比較データも参照することにより、産業別就労人口において最大である農漁村部<sup>122</sup>における貧困削減状況を概観する。

<sup>118</sup>BKPMの統計によると、日本の対インドネシア直接投資(実行ベース)(2007年1月-10月累計)は、第1次産業への投資額はなく、第2次産業への投資がもっとも多く478.2百万ドルと全体の85%を占めている。第3次産業への投資は、83.9百万ドルで全体の15%を占めている。

<sup>119</sup>経済調整大臣府でのヒアリングより。

<sup>120</sup>JJCでのヒアリング、アジア経済研究所『アジア動向年報2007年版』等より。

<sup>121</sup>「投資環境の改善には、労働問題等の困難な問題もあるが、対話を続ける日本のビジネス界の貢献(官民合同フォーラム)等は重要である。雇用創出面でも、日本の大手企業の貢献は大きい」(経済調整大臣府でのヒアリングより)。

<sup>122</sup>産業別人口比率(15歳以上で、様々な雇用形態含む)のうち2005年は農林水産業部門の人口比率は44.03%(インドネシア中央統計庁(BPS: Badan Pusat Statistik), *Statistical Yearbook of Indonesia 2005/2006*)

定性的には、当該分野の改善と課題について、主にADBによるMDGs達成促進のための新規プログラム・ローン<sup>123</sup>のプロジェクト文書における分析等を参考情報にする。また、無償資金協力を行っているドナーの中で日本が援助額で比較的大きな比率を占め、日本側の取組の中でも評価の高い教育地方行政強化支援についても、述べることとする。

## イ.MDGs 進捗状況の概略

インドネシアのMDGs進捗状況は分野によって異なる。表3-2-26に示したとおり全体的には良好であるが、いくつかの指標（特に保健・医療分野）の進捗は遅い。

表 3-2-26 ミレニアム開発目標(MDGs)の進捗状況

ゴールとターゲット	指標	基底値	最新値	目標値 (2015)	進捗 状況
<b>ゴール 1. 極度の貧困と飢餓の撲滅</b>					
ターゲット 1. 2015 年までに最貧困層を半減する。	1. 国家貧困ラインよりも下の人口 (%)	15.1 (1990)	17.7 (2006)	7.6	×
	2. 1 日 1 ドル以下で暮らす人口 (%)	20.6 (1990)	7.5 (2002)	10.3	○
ターゲット 2. 2015 年までに飢餓に苦しむ人口割合を半減する	3. 5 歳未満児の低体重児の割合 (%)	36.6 (1990)	28.2 (2003)	18.3	△
<b>ゴール 2. 普遍的初等教育の達成</b>					
ターゲット 3. 2015 年までにすべての子供が男女の区別なく初等教育の全過程を修了できるようにする。	4. 初等教育の純就学率 (%) 7 歳 - 12 歳	88.7 (1992)	94.8 (2006)	98	○
	5. 前期中等教育の純就学率 (%) 13 歳 - 15 歳	41.9 (1992)	66.5 (2006)	98	×
	6. 15 - 24 歳の識字率 (%)	96.6 (1992)	98.7 (2004)	100	○
<b>ゴール 3. ジェンダーの平等推進と女性の地位向上</b>					
ターゲット 4. 初等・中等教育における男女格差の解消を 2005 年までには達成し、2015 年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消する。	7. 初等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率 (%)	100.6 (1992)	100.1 (2002)	100	○
	8. 中等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率 (%)	101.3 (1992)	102.6 (2002)	100	
<b>ゴール 4. 乳幼児死亡率の削減</b>					
ターゲット 5. 2015 年までに 5 歳未満児の死亡率を 3 分の 2 減少させる。	9. 5 歳未満児の死亡率 (1,000 人当たり)	97.0 (1990)	36.0 (2005)	32	△
<b>ゴール 5. 妊産婦の健康の改善</b>					
ターゲット 6. 2015 年までに妊産婦の死亡率を 4 分の 3 減少させる。	10. 妊産婦死亡率 (10 万出産件数当たり)	390 (1994)	307 (2002)	102	ND
<b>ゴール 6. HIV/AIDS、マラリア、その他の疾病の蔓延防止</b>					
ターゲット 7. HIV/AIDS の蔓延を 2015 年までに阻止し、その後減少	11. 15~24 歳の妊婦の HIV 感染率 (%)	-	0.07 (2002)	-	ND

<sup>123</sup>ADB の *Poverty Reduction and Millennium Development Goals Acceleration Program*, 2007 のこと。2005 年から開始された 3 つのサブ・プログラム (2 年毎) から構成され 2011 年まで続く。各サブ・プログラムで建てた政策指標の達成状況に応じて、各々 4 億ドル、2 億ドル、2 億ドルの合計 8 億ドルのローンを供与するもの。技術協力部分については、オーストラリア (AusAID) も協調融資。



させる。	12. HIV/AIDS 孤児数	-	18,000 (2002)	-	ND
ターゲット 8. マラリア及びその他の 主要な疾病の発生を2015年までに 阻止し、その後発生率を下げる。	13. マラリア感染率(10万人 当たり)	-	1,000 (2001)	-	ND
	14. 結核感染率(10万人当 たり)	440 (1990)	262 (2005)	-	△
ゴール 7. 環境の持続可能性の確保					
ターゲット 9. 持続可能な開発の 原則を各国の政策や戦略に反映さ せ、環境資源の喪失を阻止し、回 復を図る。	15. 一人当たり二酸化炭素 排出量(Kg)	2.5 (1990)	1.7 (2004)	-	△
ターゲット 10. 2015年までに安全 な飲料水及び基本的な衛生施設を 継続的に利用できない人々の割合 を半減する。	16. 都市及び農村で浄化され た水源を継続して利用できる 人口割合(%)	38.2 (1994)	53.4 (2004)	69.1	△
	17. 都市及び農村で基本的 な衛生施設を利用できる人々 の割合(%)	30.9 (1992)	67.1 (2004)	65.5	○
ターゲット 11. 2020年までに少な くとも1億人のスラム住居者の生活 を大幅に改善する。	18. 安定した住居へのアクセ スがある世帯の割合(%)	87.8 (1992)	83.5 (2001)	-	ND

出所: BPS, *Statistical Yearbook of Indonesia 2005/2006, Selected Socio-Economic Indicators of Indonesia 2007, Welfare Statistics 2006*. ADB, *Poverty Reduction and Millennium Development Goals Acceleration Program, 2007*. ADB, UNDP, UNESCAP, *The Millennium Development Goals: Progress in Asia and the Pacific 2006* ほかより調査団作成

注: 上記の資料を基に得られる最も近年の数値を記載した。ターゲットの数値については、ADB 資料の数値を参考とし、そこに記載されていないものについては、基底値データより類推して記載した。進捗状況については、○(達成・ほぼ達成)、△(達成途上)、×(遅い進捗)、ND はデータ未整備を表し、調査団により記載した。なお、「ゴール 8. 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進」は省略。

また、地域・県、都市部と農村部、所得層別に大きな格差もあり、アジア・太平洋地域においては、MDGs達成に向けて一層の進展が必要な国の1つと懸念されている<sup>124</sup>。他の近隣国と比較してみても、表 3-2-27 のように改善を必要とする項目が多い。

課題のひとつである格差の大きな理由の1つに、急激な地方分権化のため、地方(県)レベルの教育・保健プログラムの実施能力が不足している点が挙げられる。地方政府によって教育と保健サービスの改善状況に格差が生まれていることから、地方政府の能力向上はMDGs達成に向けた重要な鍵となっている。また、MDGs関連データが未整備であり的確なモニタリングが難しいことも課題である。

表 3-2-27 MDGs 進捗状況域内比較

<sup>124</sup>ADB, UNDP, UNESCAP, *The Millennium Development Goals: Progress in Asia and the Pacific 2006*, 2006

ゴール	ゴール 1	ゴール 2	ゴール 3	ゴール 4	ゴール 5	ゴール 6	ゴール 7			
	極度の貧困と飢餓の撲滅	普遍的初等教育の達成	ジェンダーの平等推進と女性の地位向上	乳幼児死亡率の削減	妊産婦の健康の改善	HIV/AIDS、マラリア、その他の疾病の蔓延防止	環境の持続可能性の確保			
指標例	1日1ドル以下で暮らす人口比率(%)	初等教育純就学率(%)	中等教育における男子に対する女子の割合	5歳未満児の死亡率(1,000人当たり)	妊産婦死亡率(10万出産件数当たり)	結核感染率/死亡率(10万人当たり)	安全な飲料水へのアクセス(%) (都市部/農村部)		基本的な衛生施設へのアクセス(%) (都市部/農村部)	
	2002	2005	2005	2005	2000	2005	2004		2004	
インドネシア	7.5	98.3	0.99	36	230(a)	262/41.1	69	87	40	73
フィリピン	14.8	94.4	1.12	33	200	450/46.9	82	87	59	80
タイ	2.0	93.1(b)	1.05	21	44	204/19.0	100	98	99	98
ベトナム	-	87.8	0.97	19	130	235/22.7	80	99	50	92

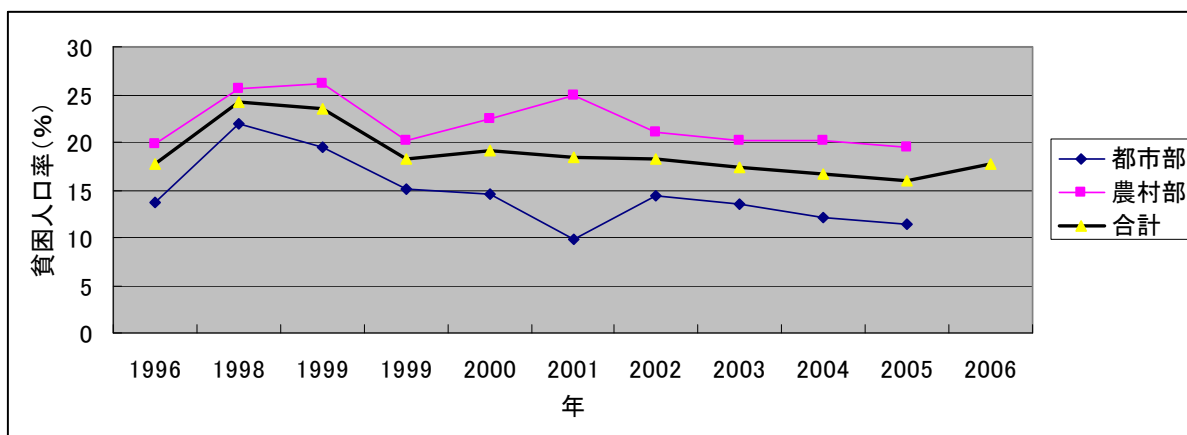
出所: ADB, UNDP, UNESCAP, *The Millennium Development Goals: Progress in Asia and the Pacific*  
2006より調査団作成

注: (a)国内データ不在のためモデルにより推測した値。(b)2006年の数値。

## ロ. 貧困人口比率・失業率

政府が定める貧困ライン以下の人口比率は1999年以降、減少傾向にあり、ほぼ経済危機以前の水準を回復していたが、燃料値上げ等による経済成長の減速を反映し2005年の16.0%から2006年には17.7%に上昇した。2007年に経済成長が回復すると、再び漸減傾向に戻ったものの、依然として貧困人口比率は高い水準にある。

貧困ライン以下の人口数も、2005年の3,500万人から2006年は3,900万人に上っている。都市部よりも農村部の貧困率は高く(2005年都市部11.4%、農村部19.5%)、近年の貧困人口比率減少の程度も農村部のほうが停滞気味である。インドネシア政府は、RPJMにおいて貧困人口比率の目標値を2009年までに8.2%に減少させると定めており、2015年までに7.6%とするMDGs目標と比べて、より野心的に改善を目指しているが、政府目標の到達は難しい状況である。また、失業率は、近年若干低下傾向は見られるものの、依然として10%前後と高水準にある(表3-2-28)。国別援助計画が意図した、経済発展による雇用状況の改善を通じた貧困削減については、これら指標を見る限りでは、顕著な改善傾向には転じていない。



出所: BPS, *Statistical Yearbook of Indonesia 2005/2006*, BPS, *Selected Socio-Economic Indicators of Indonesia 2007*, ADB, *Poverty Reduction and Millennium Development Goals Acceleration Program, 2007*.より調査団作成

注: 1996年データは、1998年に改定された「貧困ライン」の定義によるもの。1999年は2月データと8月データ。2006年は合計数値のみ。

図 3-2-10 貧困人口率の推移(1996-2006年)

表 3-2-28 失業率の推移(2004-2007年)

2004	2005	2006	2007
9.9 %	10.3 %	10.5 %	9.8 %

出所: BPS, *National Labour Force Survey 2004, 2005, 2006, and 2007*  
(<http://www.bps.go.id/index.shtml>掲載)より作成。

注: 失業率は労働力人口(15歳以上の就業者並びに求職中の人口)に占める失業者の割合。2005年、2006年、2007年のデータは、各年2月時点のもの。なお2007年8月には9.1%に若干低下している。

## ハ.教育

教育は、MDGs進捗状況が最も良好な分野である。インドネシアでは、初等教育(小学校)6年間と前期中等教育(中学校)3年間の計9年間を基礎教育として義務化し、2008年までの完全達成を国家目標としている。そのため、MDGsにおいても、初等教育のみならず、前期中等教育の完全達成についても目標に加えていることが特徴である。表 3-2-29 に小学校と中学校に加えて、参考として高校を含めた純就学率<sup>125</sup>を示した。小学校と高校の純就学率については男女差、地域差ともほとんど見られない。中学校については、男女差はないものの、都市部で73.6%であるのに対し、農村部では61.8%と格差が見られる。初等教育は全国平均93.5%と高いが、前期中等教育については未だ66.5%という状況であり、就学のみならず修了までを含む完全達成にはまだ努力が必要な状況である。

表 3-2-29 小学校、中学校、高校の純就学率(%) (2006年)

	都市部			農村部			全国		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
小学校	93.4	92.8	93.1	94.1	93.6	93.9	93.8	93.3	93.5
中学校	73.6	73.5	73.6	61.9	61.7	61.8	66.5	66.5	66.5
高校	58.0	56.4	57.2	33.5	33.4	33.5	43.8	43.8	43.8

出所: BPS, *Welfare Statistics 2006*.

## 二.保健・医療

保健・医療関連のMDGs達成状況の進捗は、他分野と比較して遅い。国別援助計画における重点項目は、(a)保健・医療サービス(乳児死亡率<sup>126</sup>、妊産婦死亡率等の

<sup>125</sup>純就学率は、当該学齢児童のうち実際に就学している児童数の割合(%)を表す。

<sup>126</sup>乳幼児死亡率の指標としては、5歳未満児の死亡率(Under 5 Mortality)と、1歳以下の乳児死亡率(Infant Mortality)があり、いずれも1,000人当たりの割合である。

改善)、(b)感染症対策(マラリアや結核等)とあるが、最新データ未整備のため妊産婦死亡率、マラリア罹患率といった重要指標を検討することは難しい<sup>127</sup>。

乳幼児死亡率については、5歳未満児の死亡率が1,000人当たり36(2005年)であることから、目標値の32にほぼ近くなっているものの、前述のとおり域内の隣国と比較すると依然として高い(タイは21、ベトナムは19)。国内でもジョグジャカルタの23から西ヌサテンガラ島の103、所得階層別でも、最高所得階層の20から、最低所得階層では75と大きな格差がある<sup>128</sup>。妊産婦死亡率については、2002年時点で307であることから、目標とする102とはまだかなりの開きがある。

感染症については、マラリア罹患率は基底値が不在であり、最新データも2001年のものであるため現状の把握が困難であるが、およそ半数近くの人口がマラリア発生地域に居住しており、年間3,000万人が罹患していることから、2015年までの大幅な改善は難しいと見られている<sup>129</sup>。結核は比較的進捗が良好であるが、10万人当たり262人(2005年)と依然として高いことに留意して改善を加速する必要がある<sup>130</sup>。

#### ホ. 衛生(基礎的公共サービス向上の一貫として)

国別援助計画では、基礎的公共サービスの向上として、「公共財(水と衛生、道路、電力等)の整備及び維持管理体制改善、自然災害対策(洪水、土砂災害、渇水等)への支援」をあげている。この中で、MDGs指標に反映されているのは、「安全な飲料水及び基本的な衛生施設への継続的利用人口の増加」である。飲料水については、基底値に比べると改善されているものの、安全な水源としても、安全な井戸水(protected well)の利用者が2005年データでは、35.6%と大多数であり、上水道利用者は18.0%である。衛生施設(トイレ)へのアクセスについては、大幅に改善しているものの、衛生施設としての適切な基準を満たしていないことが問題として指摘されている<sup>131</sup>。これらは保健・医療分野とも密接に関連しており、さらなる改善努力が必要となっている。

#### ヘ. インドネシア政府・他ドナーの取組

インドネシア政府は、2005年以降、貧困層を対象とした燃料カット補償プログラムを開始した。燃料補助金削減によって捻出された資金を活用して、(a)現金支給、(b)教

<sup>127</sup>最新の人口と保健の概況については2008年2月に出される調査結果で明らかにでき、妊産婦死亡率の改善状況を掴むことが可能の見込みとのこと(現地ヒアリングより)。

<sup>128</sup>ADB, *Poverty Reduction and Millennium Development Goals Acceleration Program*, 2007.より。

<sup>129</sup>BAPPENAS, *Summary- Indonesia Progress Report on the MDGs*, 2005.並びにADB, *Poverty Reduction and Millennium Development Goals Acceleration Program*, 2007.より。

<sup>130</sup>ADB, *Poverty Reduction and Millennium Development Goals Acceleration Program*, 2007.によれば、2005年時点の結核感染率(10万人当たり)は125人という数値が記載されているが、ADB, UNDP, UNESCAP, *The Millennium Development Goals: Progress in Asia and the Pacific 2006*, 2006.では、同年は262人となっている。いずれにせよ、高い状況であることに変わりはない。

<sup>131</sup>BAPPENAS, *Summary- Indonesia Progress Report on the MDGs*, 2005.より。

育、(c)保健、(d)村落インフラ開発からなるプログラムを実施している<sup>132</sup>。最初に実施された(a)現金支給の対象者は、1,920万世帯(人口の約34%に相当)という大規模なものであった。他方、教育、保健分野における政府支出は、近年相当増加しているものの域内では比較的安く、特に保健については十分でない。MDGs達成のためには、いずれもGDPの4%程度の支出が必要と見られているが、教育は2001年の同3.6%から2007年の政府予算承認額で見積もると3.9%となっている。保健は0.55%から1.09%に増加したに過ぎない<sup>133</sup>。

MDGs達成支援は多くのドナーが注力している。世界銀行、ADB、日本(JBIC)の3者の協調融資によるDPLの4つ目の柱として、2006年度のDPL3から「公共サービスの改善」が新たに加わったが、主に燃料保障プログラムに関する改革項目の設定に限定した支援である<sup>134</sup>。また世界銀行は、郡開発プログラムや都市貧困対策プロジェクト<sup>135</sup>を継続・拡大支援している。さらに、2007年より、ADBはMDGs達成を促進するための総額8億ドルのプログラム・ローン<sup>136</sup>を開始した。特に教育、保健分野を対象としていることから、今後、同分野において政策・制度面の構築が進展し、MDGs達成が加速することを期待したい。

#### ト. 日本の貢献で特徴的な事例——地方教育行政改善への取組 (REDIP モデル)

地方分権化に伴って公共サービスの提供能力の強化が課題となっているが、日本は地方人材育成という観点で特徴ある支援を実施してきている。その代表例が、教育分野における「地域教育開発支援調査 (REDIP)」である。REDIPは、まず開発調査 (REDIP I, II)により住民・学校主体による教育改善アプローチの有効性を実証した<sup>137</sup>。そこで構築された住民参加型学校運営を中心とした地方教育行政システムの定着と普及を目的として、2004年より技術協力プロジェクト (REDIP III)が実施されている。国家教育省では、REDIPを地方分権下における前期中等教育の支援モデルと捉え、国家レベルでもREDIP-G<sup>138</sup>を立ち上げるなど、その実績を高く評価している<sup>139</sup>。

<sup>132</sup>(a)現金支給では、四半期ごとに30万ルピア(32ドル相当)を支給。その後、厳密に基準を設けて対象を選定することとし、(b)教育、(c)保健、(d)村落インフラ開発の支援が追加されていった。

<sup>133</sup>ADB, *Poverty Reduction and Millennium Development Goals Acceleration Program*, 2007.より。

<sup>134</sup>DPL3における「公共サービスの改善」に対応する改革項目は、(a)燃料保障プログラム関係のアセスメント実施、(b)その評価結果をプログラムの改善に生かすこと、の2点のみである。他方、ADBのMDGs達成に特化したプログラム・ローンは、教育と保健セクター並びに横断的な課題についての包括的な政策・制度改革項目が盛り込まれている。

<sup>135</sup>それぞれ英文名は Kecamatan Development Program と Urban Poverty Project。

<sup>136</sup>Poverty Reduction and Millennium Development Goals Acceleration Program

<sup>137</sup>REDIPのアプローチは、より具体的には「住民参加によるニーズ分析を通して、住民・教員等学校の当事者による学校改善事業の計画・実施、プロポーザルに基づく学校配賦金の提供、事業評価、評価フィードバックという一連のサイクル及びこのサイクルを支援する地方教育行政の機能強化」と定義される(JICA「ボトムアップの学校運営改善・教育行政強化アプローチの有効性と課題」(2007年))

<sup>138</sup>インドネシア政府予算で実施しているREDIP事業のこと。

<sup>139</sup>ただし、「従来県・市が取り組んできたREDIPとは異なり、REDIP-Gは中央の国家教育省により選定されたパイロット校に直接資金配賦が行われ、研修実施体制等も不明瞭。一方REDIPは地方自治体が主体となって、住民参加型学校運営を進めていくモデルを提示。両者が地方分権化の中でどのように扱われていくかが、今後の持続性確保の観点における課題」がある(JICA「特定テーマ評価—地方行政能力向上—インドネシアを

REDIP のコンセプトや手法を他の地域や他セクターに展開する取組も注目される。マルクにおいても、平和構築・復興期における教育改善を目的として REDIP モデルを導入した支援が実施され、アチェにおいても同様の取組が行われている。また、保健セクターでも、南スラウェシ州で実施中の技術協力プロジェクトにおいて、県からの補助金(ブロックグラント)支給プログラムを村レベルで展開し、コミュニティ強化と分権化支援に貢献するなど、REDIP は支援モデルとして広く有効に活用されている。

### 囲み 地方教育行政改善への取組 (REDIPモデル)

1990 年代に初等教育完全普及をほぼ達成して以来、インドネシア政府は前期中等教育の普及を次の目標に掲げてきた。1990 年には、基礎教育期間を小学校 6 年間から、さらに中学校 3 年間を含む 9 年間へと延長し、1994 年には、2013 年までに前期中等教育の粗就学率を 100%にするという国家目標を打ち出した。当初の進捗は良好であったため、政府は目標年を 10 年間前倒しして 2003 年とした。しかし、1997 年のアジア経済危機による影響を受けて、進捗は急速に鈍化し、2000 年の前期中等教育の粗就学率(学齢人口に占める、学齢児童以外も含めた就学人口比率)は 72%にとどまっていた。また、教育の質や、地域間格差も深刻であった。インドネシアの多様な民族、文化、宗教、地形、産業構造等により、全国一律の教育政策の施行による均一な教育開発が困難であるにもかかわらず、地方政府や学校の自主性、地方の特殊性を十分考慮した教育行政は行われてこなかった。REDIP I はこのような背景のもと、1999 年 3 月から 2001 年 6 月まで前期中等教育を対象とした開発調査として実施され、学校を基盤とした学校運営と住民参加型教育開発の有効性を実証した。なお、REDIP I は、従来の中央集権型教育行政制度の枠組みの中で実施された支援であった。

続く REDIP II は、2001 年 1 月から導入された地方分権下における、学校を基盤とした学校運営と住民参加型教育開発の有効性を実証するものであった。地方分権化の影響により、教育行政の権限と責務が県・市政府に与えられた。中央政府の出先機関である州・県・市事務所は廃止され、州・県・市政府下にある教育局に統合されることとなった。しかし、十分な移行準備過程を経なかったため、各学校へ配分される教育予算が急減した上、行政官・校長・教員間での権限の混乱により学校運営への支障が生じた。REDIP II は、REDIP I の経験と蓄積に基づき、中学校就学率の地域格差是正や教育の質的向上に対して、2002 年 1 月より 3 年間実施され、地方分権化における前期中等教育開発のモデルを構築した。

REDIP III は、引き続き地方分権下における地方教育行政能力強化の必要性に基づき、開発調査から技術協力プロジェクトへとスキームを変えて、2004 年 9 月から実施されている。REDIP III では、県政府が独力で REDIP モデルを実施することが可能となること、及び REDIP モデルの他地域への普及を目標としている。REDIP III では、インドネシア政府の要望に基き新たにバンテン州(2001 年西ジャワ州より独立し、地方教育行政が脆弱であり、就学率も低い)を対象地域として追加した。開発調査の蓄積と成果のもと、インドネシア政府からも高い評価を受けながら、前期中等教育開発モデルとして定着、普及されつつある。

案件名	実施期間 (スキーム)	目的、対象地域、活動内容
地域教育開発支援 調査 フェーズ 1 (REDIP I)	1999 年 3 月 - 2001 年 10 月 (開発調査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目的: 学校主体の運営と地域住民参加による、前期中等教育改善モデルを構築すること。</li> <li>●対象地域: 中ジャワ、北スラウェシ</li> <li>●活動内容: コンポーネント A (郡中学校開発チームの活動支援) コンポーネント B (各郡が(a)校長会基盤とした実践的研修、(b)教科別教師研究会の活性化、(c)教科書配布と管理、(d)保護者会の活性化、(e)学校補助金(ブロック・グラント)による活動、からなる 5 つのメニューから 1 つを選択して活動することの支援。)</li> </ul>
地域教育開発支援 調査 フェーズ 2	2002 年 1 月 - 2005 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目的: 地方分権下の教育行政における学校主体の運営と地域住民参加を促進し、地方教育行政能力向上をはかりながら、前期中</li> </ul>

事例として「(2006 年))」。

(REDIP II)	(開発調査)	<p>等教育開発モデルを構築すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象地域: 中ジャワ、北スラウェシ</li> <li>●活動内容: コンポーネント A(郡中学校開発チームの活動支援、校長会、教科別教師研究会の活動支援) コンポーネント B(学校委員会が自ら作成した計画に即した学校補助金(ブロック・グラント)による活動支援)</li> </ul>
地方教育行政改善計画(REDIP III)	2004年9月-(技術協カプロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目的: (a)REDIP モデルを、県政府が独力で実施することが可能となるために、事業の予算配分やモニタリング、会計監理等についての県教育行政官の能力強化を行うこと。 (b)REDIP モデルの他地域への普及。</li> <li>●対象地域: 中ジャワ、北スラウェシに加えバンテン州</li> <li>●活動内容: コンポーネント 1(開発調査からの継続協力県・市に対する REDIP モデル定着支援) コンポーネント 2(新規協力県に対する REDIP モデル導入支援)</li> </ul>

出所: JICA技術協カプロジェクトウェブサイト(<http://www.redip.or.id/>)並びに事業事前評価表より調査団作成

## (2) ガバナンス改革の状況

インドネシアでは、多くのドナーが様々なアプローチでガバナンス改革を支援している。世界銀行の国別援助戦略の進捗報告書は、投資環境改善の側面、及び地方政府に権限が委譲された公的サービスの改善の側面からインドネシアのガバナンスの変化を捉えようとしているが、投資環境改善に資するガバナンスは前述のように改善傾向にあるものの、地方政府のサービスに関するガバナンスの改善は依然として停滞しているとしている<sup>140</sup>。また世界銀行の「1996-2006年世界ガバナンス指標<sup>141</sup>」によれば、インドネシアは過去と比較するとどの指標も改善が見られ、ガバナンスが大きく改善した国のひとつと位置付けられている。しかし、政治的安定、法の支配、不正の取り締まりといった指標で近隣国と比較すると、そのガバナンスの水準は決して高くない。以下、日本の援助が集中している項目について検討を行う。

### イ. 警察改革

2003年以降、国民の国家警察に対するイメージは少しずつではあるが、向上している(表 3-2-30)<sup>142</sup>。

表 3-2-30 インドネシア国民の警察に対する評判の推移

	良い	悪い	無回答
1999年6月	31.0	58.6	15.4
2001年6月	39.4	50.9	9.7

<sup>140</sup>World Bank, CAS(Country Assisstnace Strategy)Progress Report, 2006

<sup>141</sup>World Bank(<http://info.worldbank.org/governance/wgi2007/home.htm>)参照。指標は(a)表現の自由と説明責任、(b)政治的安定と非暴力、(c)政府の有効性、(d)規制の質、(e)法の支配、(f)不正取締り、の6つで212か国を順位付けている。

<sup>142</sup>河野毅「インドネシア国家警察改革の必要性和日本による改革支援のあり方について」(警察学論集第58巻11号)参照。同論文では、インドネシア最大の日刊紙「コンパス」紙による世論調査(1999年6月から毎年主要都市の国民に対し実施、2000年を除く)を引用したものを参照している。

2002年6月	26.6	62.9	10.5
2003年6月	41.8	47.4	10.8
2004年6月	51.8	38.8	9.4
2005年6月	55.2	37.2	7.6

出所：河野毅「インドネシア国家警察改革の必要性と日本による改革支援のあり方について」(警察学論集第58巻11号)(2005年11月)

しかし、インドネシア国民の警察に対する目には厳しいものがあり、とくに日常的に国民が接する機会のある交通警察は一番信頼度が低い公共機関であるという世論調査の結果もある。さらに、警察が強権政治の道具となったスハルト時代の遺産として、インドネシアでは警察に対する市民の信頼度は低いばかりか、恐れられる存在でもある。加えて、国家主権の中枢に位置する警察を外国が支援するというこれまでは考えられない支援でもある。日本とは大きく異なる社会文化的背景のもと、国民に信頼されるようなインドネシア国家警察の構築を助ける難しい取組である。

具体的には、日本による警察支援の成果(図 3-2-11 参照)は、無償資金協力によって警察関連の設備整備等も進み、ジャカルタ郊外のブカシでの市民警察を支援する「市民警察活動促進プロジェクト」はフェーズ 1、フェーズ 2 と継続されている。加えて、JICA 研修スキーム等も活用し、全国の警察官を日本での研修に参加させている。民主的警察運営のための人材育成も実施しており、100 名を超える日本研修終了者のほか、日本の修士号学位修了者 2 名も幹部として活躍中している。

個々の現場で、インドネシアに合った技術支援を行うことは、多大な時間と労力をともなうものだが、日本による長期的で、人的投資に重点を置いた警察支援は、様々な複数の技術協力支援、研修、無償資金協力等を組み合わせた結果できたもので、インドネシア側からの評価も高い<sup>143</sup>。

また、「市民警察活動促進プロジェクト」では、警察官の意識改革が進展し、勤務態度が改善されつつあり、周辺住民と警察とのつながりが密接になり、警察官は住民の要請に迅速に対応しているとの声も聞かれた<sup>144</sup>。フェーズ 1 の成果(表 3-2-31)を踏まえ、フェーズ 2 では、(a)ブカシ警察署幹部の業務管理能力の向上、(b)市民警察化にむけた現場(BKPM等)での警察活動の機能改善、(c)地域住民や地方行政機関との良好な関係の構築、(d)プログラム内での連携を図り、市民警察化に向けた警察活動に関連した研修体制の整備や改善、の 4 点を成果とし、今後取り組んでいく方針である。

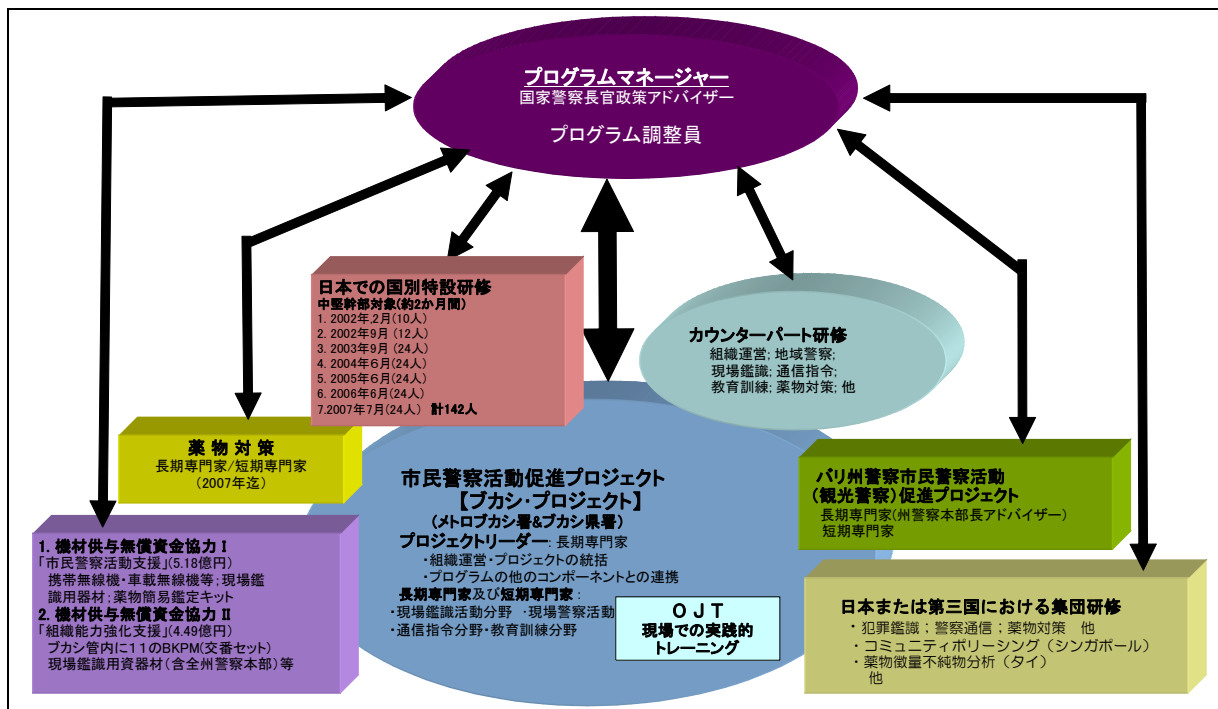
今まで、各種の技術協力と無償資金協力を組み合わせてブカシを中心に警察署のモデルを構築し、人材育成にも取り組んできた成果は評価される。同時に、広大で多様なインドネシアにおいて、このモデルをどのように他地域に普及させていくかは、今後の

<sup>143</sup>「ブカシ市民警察活動促進プロジェクトは、よりよい社会作りのため、警察が周辺地域からの信頼を得るために、迅速な対応を促進してくれるものである大変有益なプロジェクトである」との声が聞かれた(ブカシ県署長訪問でのヒアリングより)。

<sup>144</sup>ブカシ県署長訪問でのヒアリングより。



課題である。



出所：JICA

図 3-2-11 インドネシア国家警察改革支援プログラム成果

表 3-2-31 「市民警察活動促進プロジェクト」(フェーズ 1)の成果

組織運営(交番活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「BKPM」(警察・市民パートナーシップ・センター)の設置</li> <li>シフト制による「24 時間勤務」</li> <li>「受け持ち区域」体制の設置</li> <li>「巡回連絡」(住民への防犯上のアドバイス等)</li> </ul>
現場鑑識	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家による実地訓練や日本での研修による鑑識係員の技術能力向上</li> </ul>
通信指令	<ul style="list-style-type: none"> <li>プカシ警察署各部門間の効率化</li> <li>(シミュレーション教育訓練や実践的実地教育訓練等)</li> </ul>

出所：JICA 事業事前評価表 「インドネシア市民警察活動促進プロジェクト(フェーズ 2)」より調査団作成

### ロ. 地方分権化

3-2-2 で述べたように、JICA は地方分権化の支援の下、重点地域を設けて包括的に地域開発を支援することで貧困削減を目指すアプローチをとってきている。様々な協力の成果を有機的に連携させることにより地域社会により大きなインパクトを与える支援を行うことを目指して、2005 年より「南スラウェシ州地域開発プログラム」を作成している。特にこのプログラム作成に当たっては、南スラウェシ州開発計画と、日本の支援するプログラム、プロジェクトとの整合性を確保し、実施の際に各プロジェクトの連携を積極的に促進するようにしている。南スラウェシ州が選択されたのは、第 1 に州、県政府のみならず、大学、NGO 等とプロジェクトを通じてネットワークを形成し、都市開発、社会開発、水資源開発等の分野での経験を蓄積してきたこと、第 2 に東部インドネシアで最大の経済規模を持ち、南スラウェシ州の開発のインパクトが同じスラウェシ島のほかの 5 州、隣接するマルク 2 州にも直接的な恩恵を与えることができると判断したこ

とが背景にある。また東北インドネシア各州へ効果を波及させていくのみならず、地方分権化における地域開発パイロットモデルとして、中央政府がこの南スラウェシ州地域開発プログラムを位置付け、その成果を政策レベルへフィードバックすることを意図している。実際に南スラウェシ州に続いて、スラウェシ島のほか 5 州、マルク 2 州政府との協力を実施するために、「東北インドネシア地域開発プログラム」も策定され、各州政府との覚書の調印準備が進められているなど、南スラウェシ州におけるプログラム策定、実施体制の構築を生かした支援の準備が開始されている。

このような中央政府と各州政府、州政府と県・郡レベルとの協力関係の構築を支援する日本のアプローチは、中央政府を迂回して県・郡レベルを支援したり、NGO 経由で住民を直接支援したりする欧米ドナーの方式と異なるもので、地方政府のみならず、中央政府からも評価されている。急速に権限の増した地方政府が地域のニーズにあった公共サービスを提供することを支援するためには政策立案、事業実施管理、財政管理、条例策定、組織・人事管理等の能力の向上が必要であり、日本は特に政策立案や人材育成に貢献してきた。

また民主化定着を支援する観点からは、2004 年ごろから技術協力による非政府組織に対する支援を開始した。「市民社会の参加によるコミュニティ開発」プロジェクトのもとで、研修を通じてファシリテーター<sup>145</sup>を育成すると同時に、中央政府、地方政府、NGO、大学、他ドナーの関係者の協力体制の構築を試みたことが特徴である。現地で研修を受けたのは累計 2,000 人を超え、東部インドネシア 10 州における、コミュニティ主体の活動や非政府組織の活動を調査し、コミュニティ・エンパワーメントの要因を把握・検証し、調査の結果は、特に育成されたファシリテーターのファシリテーションによる地域内での成功体験、開発手法の共有や他の地域におけるコミュニティ開発（活動）の形成に貢献した。

#### 4. 平和と安定

「平和と安定」の課題について 2004 年以降の重大な成果として挙げられるのはこの地域を襲ったアチェ・ニマス地震津波災害以降の復興支援である。災害復興支援については既に 2005 年 12 月に「スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害 二国間無償資金協力にかかわる中間評価報告書」<sup>146</sup>も公表され、インドネシアに対するノンプロジェクト無償による一連の支援についての評価が実施されている。したがって、以下では津波災害への支援を個別に評価することはせず、現地調査でのヒアリングをもとに成果を考察する。

緊急災害復興支援のため、国別援助計画を策定した際に想定されていない取組で

<sup>145</sup> 企業、学校、組織、地域の会議の場等で、発言を促したり、話の流れを整理したり、参加者の認識の一致を確認したりする行為で介入し、相互理解を促進し、合意形成へ導き組織を活性化（協働を促進）させる手法・技術・行為を持つ人。ファシリテーションとはその技術・行為の総称。

<sup>146</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia/sumatra\\_tsunami.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia/sumatra_tsunami.html) にスマトラ沖大地震及びインド洋津波被害についての情報がまとめられており、当該報告書もダウンロード可能である。

あったが、その対象が紛争地であるアチェであったことから、同時に平和構築支援にも貢献し治安の回復をもたらすことが重要な課題となった。アチェの支援は、緊急性の高い災害復興支援を必要としたが、社会・文化的な背景、治安状況等を見極めながらの複雑な作業が要求された。

インドネシア政府は日本を二国間援助ドナーとして最も迅速に対応した国と評価<sup>147</sup>している。通常の支援であれば手続きに時間を要し、柔軟な変更が難しいところ、特にノンプロジェクト無償においては、日本は手続きもインドネシア国内の調達規定に基づいて実施した。し尿処理場の復旧は調査から実施までの期間を短縮し、災害後1年間で完成させた。災害後1年以内に復旧できた主要なインフラ設備は、日本の支援以外ではオーストラリアによるフェリーポート港湾整備の実績がある程度であった。更にノンプロジェクト無償の資金で、チャラン-ムラボ間の西岸道路が2007年1月に完成した。復旧後にこの道路は地元では日本道路<sup>148</sup>と呼ばれ、日本の貢献度が住民からもよく認識されている。道路の復旧により、災害によって破壊した西海岸地域では復興需要に対する物流が確保され、周辺地域の経済活動の活性化に貢献している。

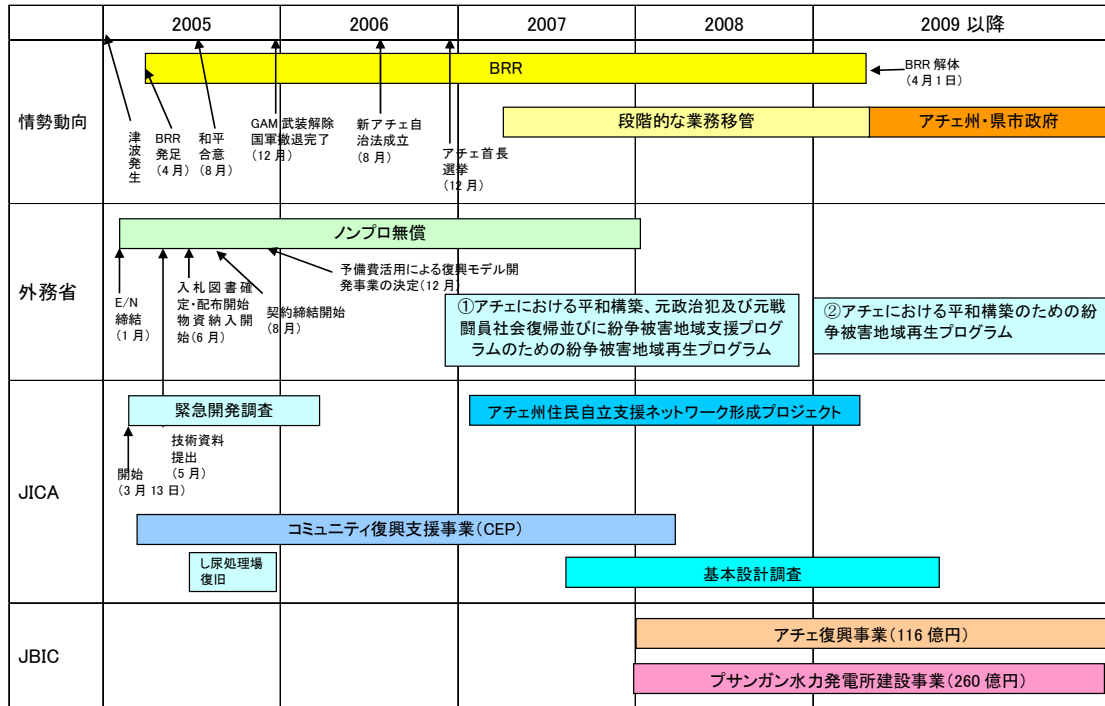
円借款においても津波直後の被災アセスメント(世界銀行・ADB・国連機関と共同作成しCGIIにて結果報告)を行うとともに、震災復旧後の当該地域の復興と持続的開発促進のため2006年度にアチェ復興事業及びプサンガン水力発電所建設事業を承諾した。

災害発生後の日本のアチェに対する支援を時系列に示すと図3-2-12のようになる。日本は独自に無償資金協力(含むノンプロジェクト無償、草の根無償)、技術協力(緊急開発調査、住民能力開発)、円借款事業(水力発電、道路)といった複数のスキームで対応している。

このように、地方政府が機能不全等で現地の受入れ体制が不備な中、また基礎的インフラが完全に破壊されている状況にもかかわらず、日本が緊急支援とコミュニティ支援等を組み合わせて、被災地のニーズに即した支援を迅速かつ柔軟に実施することができた。

<sup>147</sup>BAPPENAS、アチェ復興再建庁へのヒアリングに基づく。なお、日本に加えてドイツも速やかに対応したと評価が高い。

<sup>148</sup>アチェ復興再建庁でのヒアリングより。



出所: JICA 及び外務省資料より調査団作成

図 3-2-12 日本のアチェ支援にかかる時系列的整理

表 3-2-32 アチェ・ニラス地震津波災害にかかる各国・国際機関の支援状況

		支出額(千ドル) 2006年12月現在
マルチ	ADB	303,500
	イスラム開発銀行	181,107
	国際連合	482,154
	マルチドナーファンド	492,280
	世界銀行	60,256
二国間	オーストラリア	170,599
	カナダ	115,923
	ドイツ	92,801
	日本	117,208
	オランダ	136,110
	英国	39,945
	米国	309,506

出所: [http://www.e-aceh-nias.org/media\\_center/fact\\_sheet.aspx](http://www.e-aceh-nias.org/media_center/fact_sheet.aspx)より調査団作成

一方、多くのドナーはマルチ・ドナー信託基金に資金拠出し(表 3-2-32)、広範な支援ニーズに応える方式をとった。これはEC、オランダ、イギリス、世界銀行その他 15 のドナーの拠出金からなる。各ドナーは合計 6.5 億ドルの支援を表明し、内 4.9 億ドルが拠出されたが、2006 年末の報告書では半分に満たない 2.1 億ドルの実施にとどまって

おり、必ずしも迅速な対応になっていない<sup>149</sup>。

表 3-2-33 に示されるようにアチェ復興再建庁 (BRR) のデータベースによれば、津波後 10 万戸以上の住居は新設されているなど、インフラ復興は 2007 年加速したと思われる<sup>150</sup>。しかし 2007 年 10 月の時点でも、被害が大きかったインフラ・学校の整備はまだ災害前のレベルに回復していない。アチェでは、2007 年には建設・運輸事業が活性化することで雇用機会の拡大に貢献し、経済の回復にも貢献したと思われる。しかし、同じく表 3-2-33 に示されるように全般的に雇用の回復は遅く、失業率が他地域に比較して高いことに変化はない。

表 3-2-33 アチェ・ニアス地震津波災害にかかる現況

	被災状況	復興／支援状況 (2007 年 10 月時点)
被災失業者数	220,907 人	145,694 人の雇用創出 失業率 12% (全国平均 9.7%)*
被災住宅	120,000 戸	102,063 戸
被災学校	2,006	837
被災医療施設	127	534**
被災道路	3,000km	2,006 km
被災橋梁	120	216**
被災港湾	14	17**
被災空港・滑走路	11	10

出所 : [http://www.e-aceh-nias.org/media\\_center/fact\\_sheet.aspx](http://www.e-aceh-nias.org/media_center/fact_sheet.aspx)より調査団作成

注 : \*2006 年のデータ

([http://e-aceh-nias.org/cfan/cfan3/presentations/CFAN3-Summit\\_Overview-2-ENG.pdf](http://e-aceh-nias.org/cfan/cfan3/presentations/CFAN3-Summit_Overview-2-ENG.pdf))

\*\*新設や既存改修等を含むと推測される。

災害復興のためのインフラ復旧・整備以外の、平和構築に資する支援としては、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた支援のほか、国連機関である国際移住機関を通じた GAM 兵士の支援が挙げられる。インドネシア政府と国際移住機関は、和平成立後、GAM の元政治犯及び元戦闘員の社会復帰支援プログラムを作成した。これまでに本プログラムの元政治犯及び元戦闘員の登録作業を進めていたが、日本の紛争予防・平和構築無償資金協力を活用し、これら登録者の社会復帰や自立を目指して職業訓練等の支援を行うこととした。このプログラムの実施により、元兵士及び元戦闘員の経済的な自立を通じた社会復帰とともに、紛争被害地域を含むアチェ全体の経済発展が期待される。ただし、アチェにおける平和構築支援は草の根無償と国際移住機関が中心であり、現時点では日本の専門家が関与するチャンネルは限られている。したがって、国際機関を通じた支援については、日本の貢献を広報する方法、実施モニタリングの方法等の点で引き続き検討が必要である。

また JICA はマルクにおいて 2006 年から「紛争地域のコミュニティ再建支援」を実施

<sup>149</sup> マルチ・ドナー信託基金の詳細は [www.multidonorfund.org](http://www.multidonorfund.org)

<sup>150</sup> World Bank, *Ache Economic Update*, April 2007

してきた。その成果は今後実施される終了時評価の詳細を待たなければならないが、JICAのマカッサル・フィールドオフィスによると、北スラウェシ州で導入したコミュニティでの教育モデルの構築を実施するなど前述のREDIPの経験を活用できたこと、行政レベルでなく学校レベルを対象にしたことなどの理由から、比較的円滑に進んでいる<sup>151</sup>。紛争期間も短く、戦闘規模も小さかったことから、マルクとアチェの平和構築に対する取組を比較することは適切ではないが、現地の地方政府、大学、NGOとのネットワークを構築したこと、地域・住民・学校に根ざした教育改善モデル（REDIP）が平和構築支援を必要とする地域においても有効であったことなど、マルクにおける取組は貴重な示唆を与えている。

### 3-2-4 ユドヨノ政権下の開発政策、国情の変化への対応

ユドヨノ政権下の開発政策や変化については2-2-4で説明したが、以下では、ここまでの分析をふまえて、日本の対応について、1.投資環境整備・インフラに関する施策、2.政策支援型プログラム・ローンへの対応、3.民主化定着への取組、地方分権化に関する施策、4.津波災害復興への取組という観点から総括する。

#### 1. 投資環境整備・インフラに関する新施策への対応

前節で分析した、「民間主導の持続的成長」での日本の援助実施状況が示すように、日本は様々なアプローチを組み合わせ、ユドヨノ政権が2006年に打ち出した3種類の改革パッケージ、さらに2007年に発表した経済政策パッケージ等が目指す改革を支援してきた。

まず、個別の有償資金協力や技術協力、さらにはJETROによる協力を含めて、日本はインドネシア政府が重視するインフラ整備、投資環境改善の分野で様々な支援をしてきた。また、日本とインドネシアの官民が取り組んできたSIAPは、日系企業の現場の問題意識を汲み上げて投資環境改善に必要な施策を提言するという点で特筆すべき取組である。さらに、日本政府は世界銀行やADBとの協調融資でDPL、及びADBとの協調融資でIRSDPを開始して、インドネシア政府の改革を支援している。これらのプログラム・ローンの中で改革を推進するための改革項目が設定され、それをモニタリングすることによってインドネシアが目指す政策環境の整備の進捗を確認することとなっている。

さらに、日本はIRSDPの目的の1つであるPPPモデル事業の実現について、その進捗を促すために技術協カスキームを通じて、個別のプロジェクトの案件形成、能力構築を支援している。

このように投資環境整備、インフラに関しては、従来から日本の支援が蓄積されて

<sup>151</sup>支援対象地域は2006年から開始された最初の協力ではアンボン島の2郡14万人を対象としていたが、次の段階ではアンボン島全域の7郡36万人を裨益対象者とするよう地域を拡大すべく、技術協力プロジェクトの実施が予定されている。

いる分野であり、その経験、知見を積極的に生かし、政策改善とプロジェクトの実施を様々な観点から補完的に取組み、新政策に的確に対応してきたといえよう。

## 2. 政策支援型プログラム・ローンへの対応

3-2-1 で述べたように、2010 年ごろまではインドネシア政府内において流動性の高い資金への需要が高く、インドネシア政府にはさらにプロジェクト・ローンの借入額を抑えたいという方針がある。世界銀行や ADB に続き、日本もプログラム・ローンの供与を 2004 年度より開始することとなった。このプログラム・ローンは、ユドヨノ政権が推進している改革パッケージを支援する役割も果たしている。上述のとおり、投資環境整備やインフラにかかわる政策・制度改革において、プログラム・ローン、SIAP、個別のプロジェクト(有償資金協力、技術協力ともに)を組み合わせ、支援を行ったことは特筆すべき対応である。

## 3. 民主化定着、地方分権化に関する施策への対応

日本は、警察改革と地域開発への支援を通じて、民主化の定着や地方分権化というインドネシアの開発ニーズに対応してきた。地方分権化への対応については、特に JICA は主に地方政府の能力強化という観点から、地方政府職員の能力向上、地方行政システムの改善、中央政府の地方分権政策への提言等を支援してきた。これら個別の支援の教訓をふまえて、東部インドネシア地域に焦点をあてて、より包括的に地域開発に取り組む方針を打ち出し、地方事務所を開設するなど現地体制も整備した。

民主化定着と地方分権化の双方に関連するものとして、JICA がコミュニティ・エンパワメント・プログラムといったコミュニティ支援アプローチを導入した点は注目される。同時に、他ドナーに比べると、日本は依然としてコミュニティや非政府組織への直接的な支援が少なく、こうした取組の拡充を求める声がインドネシア有識者から少なからず出されている(3-3-2 の 5 で後述)。

## 4. 津波災害復興への対応

2004 年以降の対インドネシア支援において、地震津波災害に対する緊急復興支援は金額的に大きな位置を占めている。特にアチェの地震・津波災害復興では、災害直後から迅速にインフラの復興に貢献し、インドネシア政府から高い評価を得た。なお、緊急復興支援の対象が紛争地であるアチェであったことから、平和構築支援も始まったが、この点については安全の確保、文化的に複雑な背景もあり試行錯誤しながら進んでいる状況である。日本は、マルクでは、現地の大学、NGO といった非政府組織を通じたコミュニティ支援を中心とした平和構築支援に取り組んでいる。

### 3-3 プロセスの適切性・効率性

- 現行の国別援助計画は、経済政策支援を通じて日本とインドネシア関係者の間で共有されていた開発ビジョンを援助政策として具体化したものであり、両国間の密接な政策対話に基づいて策定された。
- 現地 ODA タスクフォースは各機関が定期的に集まり情報共有を図る場として機能している。官民合同投資フォーラムにみられる民間企業(日本・インドネシア)との緊密な連携、地域開発を通じた貧困削減を目指す「東部インドネシア地域開発プログラム」の拠点としてのマカッサル・フィールド・オフィス開設等は、適切な援助実施プロセスとして特筆される。
- 同時に、インドネシアの開発援助政策の変化や二国間関係の展開といった国別援助計画策定後の変化をふまえて、政策支援型のプログラム・ローン、地域開発の在り方、平和構築支援の実施体制、SIAP と EPA の協力体制の在り方等新たな課題が顕在化している。現地 ODA タスクフォースは、これらの課題について日本の援助の優先度や方針を包括的に議論し、調整する場にはなっていない。また、円借款事業の年次協議を除き、東京からの出張者も参加した形での日本とインドネシアの包括的な政策協議は近年実施されていない。
- 援助計画策定後の上記の変化をふまえ、オールジャパンによる「選択と集中」や各スキーム間の連携の在り方について日本関係者でビジョンを共有したうえで、インドネシア側と包括的な議論をすることが重要である。
- 日本の ODA は、投入した援助量に比べて、政府関係者以外のインドネシアでの認知度が低い。「ODA 有識者懇談会」や国際機関に拠出した日本基金の活用等、幾つか注目される取組もあるが、予算制約の中で、低コストでインパクトのある広報の在り方を引き続き検討する必要がある。
- 政府に対する協力が偏っているという意見も聞かれた。政府対政府の協力は今後も日本の援助の基本であり続けるが、既に始まっている NGO、大学や市民社会との連携経験を活かして、今後、非政府組織を通じた協力を拡充していくことが重要である。

#### 3-3-1 援助政策策定プロセスの適切性・効率性

##### 1. 策定体制と策定日程の概要

###### (1) 策定体制

現行の対インドネシア国別援助計画は、ODA 総合戦略会議の設置(2002 年 6 月)、現地 ODA タスクフォースの立ち上げ(2003 年 3 月)、新 ODA 大綱の決定(2003 年 8 月)といった一連の ODA 改革の流れを受けて策定された国別援助計画の 1 つである。同計画は、新 ODA 大綱に基づき ODA 総合戦略会議に諮られて策定され、審議の議事録も外務省ウェブサイトで公開されている。表 3-3-1 が示すように、東京と現地ジャカルタに設置されたタスクフォースにより国別援助計画案が作成され、ODA 総合戦略会議での検討や対外経済協力関係閣僚会議への報告を経て公表に至っている。

###### (2) 策定日程

国別援助計画の策定作業は、2003 年前半より 2004 年にかけて行われた。その間には、インドネシア初の大統領直接総選挙が行われ、国別援助計画の最終的な策定とほぼ同じ時期にユドヨノ新政権が発足した。また、策定直後の 2004 年 12 月には、未曾有の被害をもたらしたスマトラ沖大地震とアチェの津波災害が発生している。RPJM は、国家計画システム法に基づきユドヨノ政権誕生後、インドネシア国家開発企画庁(BAPPENAS)により計画案が準備され、国別援助計画策定後の翌 2005 年 1 月に正式に大統領令により制定されている<sup>152</sup>。

<sup>152</sup>ユドヨノ新政権の政策は、発足後の 100 日行動計画(対象期間は 2004 年 10 月下旬から 2005 年 1 月下旬まで)と、それに続く新中期開発計画に反映されている。BAPPENAS が、すでに準備していた素案とユドヨノ政権の選挙公約を融合させる形で RPJM を準備したため、2004 年 12 月のアチェ・ニアス地震津波災害への対応の最中であつたにもかかわらず、新政権は短期間に RPJM を制定することができた(JBIC「インドネシア国家



表 3-3-1 対インドネシア国別援助計画策定日程概要

年月		国別援助計画策定プロセス	日本・インドネシア経済政策支援プロセス	インドネシアにおける主な出来事
2001年	9月		両国首脳会談 (インドネシア側より政府ハイレベルでの経済政策支援要請)	
2002年	3月 6月 12月		第1回全体会合 (政策対話の始まり) 第2回全体会合 第3回全体会合	
2003年	3月		インドネシア・日本経済協力ワーキングチーム (IJEC*) の訪日 第4回全体会合	IMF 支援プログラム終了
	4月			
	5月	現地骨子案作成(現地 ODA タスクフォース)		
	6月		IJEC の訪日	
	8月	援助計画タスクフォース設置(東京と現地)、第12回 ODA 総合戦略会議で骨子案を説明		
	9月	キックオフ会合、現地協議	第5回全体会合	
	10月	第1次案(援助計画タスクフォース作成)		
11月	東京ワークショップ ジャカルタワークショップ			
12月	第2次案(援助計画タスクフォース作成)	IJEC の訪日		
2004年	3月		第6回全体会合	総選挙
	4月			
	5月	第15回 ODA 総合戦略会議で中間報告 最終案について関係省庁との最終調整		
	7月	第16回 ODA 総合戦略会議で最終案を検討		正副大統領直接選挙(第1回)
	8月		インドネシアに関する東京セミナー2004	
	9月	第17回 ODA 総合戦略会議で最終修正案を検討		
	10月	対外経済協力関係閣僚会議への報告・決定	ジャカルタ・セミナー2004	正副大統領直接選挙(決戦投票) ユドヨノ新政権発足 アチェ・ニアス地震津波災害発生
11月				
12月	公表(2004年11月策定となっている)			
2005年	1月			国家中期開発計画(RPJM) 制定

出所:調査団作成

注: \* IJEC は、Indonesia-Japan Economic Cooperation Working Team (インドネシア・日本経済協力ワーキングチーム) を指す。

## 2. 策定過程における協議・調整

### (1) 経済政策支援の貢献

現行の国別援助計画策定にあたり、日本政府の取組としてJICAを通じて実施した「インドネシア経済政策支援プログラム(2002-2004年)」が果たした役割は大きい。同経済政策支援は、2001年9月の日本とインドネシアの両国首脳会談の時に表明されたメガワティ大統領からの要請を受けて、表3-3-2が示すとおり、6分野について、メガワティ大統領へ政策提言を行うことを目的として翌年から開始された。同支援の過程において、日本側の有識者チームは、インドネシアの閣僚レベル、アドバイザーチーム並びに関係省庁の幹部等実務担当者と政策対話を行った<sup>153</sup>。また、「財政の持続可能性」及び「国際競争力の強化」に資する経済政策運営への助言や、共同研究、セミナー等を通じて、日本とインドネシア側との間に共通の問題意識を醸成するのに貢献した。

当時のインドネシアは、経済政策の転換を模索していた。アジア経済危機後の不安定な政治経済状況に加え、ワヒド政権からメガワティ政権に移行し、IMFや世界銀行主導による経済政策への批判が高まる中で、ポストIMF体制を模索していた。日本は、インドネシアがスムーズにIMF体制からの卒業を果たし、経済が安定を確保しつつ早期に成長軌道に戻ることができるようにとの観点から政策アドバイスをを行った。大統領演説に際しての助言(IMF支援の前倒しや、IMF卒業シナリオ等)やIMF卒業後の経済運営方針(白書)策定への協力等、本協力を通じて行った日本の貢献は大きい<sup>154</sup>。

表 3-3-2 インドネシア経済政策支援プログラムの目的と目指した成果

●目的:

(a)マクロ経済運営、(b)金融セクター改革、(c)中小企業振興、(d)民間投資拡大、(e)民主化、(f)地方分権の6分野(インドネシアの希望する「(g)人材育成」を含めて7分野)について政策対話を行い、「財政の持続可能性」及び「国際競争力の強化」に資する経済政策運営を支援すること。

●目指した成果:

1. 財政の持続性が確保され、マクロ経済の安定と国際社会の信認が得られ、IMFプログラムを無事に卒業し、対外公的債務の返済が再開されること。
2. 投資環境整備が行われ、主に製造業分野において雇用と技術移転を伴う海外直接投資の流入が再開し、インドネシア経済の国際影響力が高まること。
3. 高い経済成長を達成し、雇用の創出と所得の向上により、社会問題の解決と社会福祉の向上が達成され、結果として貧困の削減に結びつくこと。

出所: JICA プロジェクト案件概要表等から調査団作成

経済政策支援を通じて、インドネシア政府と日本政府の間には今後の経済政策と援助の方向性について基本的な合意が形成されていった。経済政策支援は、大統領選挙の結果のいかんにかかわらず、中期的な政策の一貫性が確保されることを重視していた<sup>155</sup>。2004年8月には、経済政策支援プログラムの集大成として、JICA及びイ

<sup>153</sup>日本側のメンバーは6名の大学教授から構成されたが、この中には世界銀行やIMFでインドネシア支援の経験を併せ持つ研究者もいた。インドネシア側は、閣僚クラスとしては、経済調整大臣、財務大臣等が参加したほか、大統領令を受けたカウンターパート・チームとして、ラクサマナ国営企業担当国務大臣率いるアドバイザー・チーム(ラクサマナ・チーム)を発足。現在の財務大臣であるスリ・ムリヤニ氏(当時はインドネシア大学教授)も含み、大学教授、国会議員、民間人等の8名から構成されていた。

<sup>154</sup>インドネシア側に与えたインパクトは大きく、在京米大使館からもヒアリングの要請があった(国内ヒアリング)。

<sup>155</sup>国内ヒアリング。

インドネシアのカウンターパート・チームとの共催で、東京でセミナーが開催された。これは、インドネシアの次期政権が直面する主な開発課題について議論し、10月に発足する次期政権の政策運営に資することを期待して開催されたものである<sup>156</sup>。このように、経済政策支援を通じてインドネシア側と共有された開発ビジョンをもとに、日本の援助政策を具体化させたものが、国別援助計画であった。

### 3. 日本側、インドネシア側、他ドナー等関係者との協議・調整

国別援助計画の策定は、変革期のインドネシアの課題に的確に対応するために、現地主導で行われた。まず、現地で大使館を中心に骨子案が作成され、投資環境整備が重要課題であるとのJJC等財界を含む現地日本関係者の問題意識に基づいて国別援助計画素案が作成された。それを土台として東京と現地の援助計画タスクフォースが協力して、案を作り上げた。東京と現地関係者の間で協議が行われた際も、経済政策支援を通じて援助政策の方向性が共有されていたことに加え、日本の各省庁もインドネシアの経済危機からの回復を加速する必要性を重視していたため、当時の大使館の意向を十分に尊重しながら省庁間の調整を行うことができた。その結果、インドネシア支援全体を見据えた支援の優先度付けが可能になった<sup>157</sup>。

援助計画タスクフォースはインドネシア政府関係者、有識者、ドナー（世界銀行、ADB、米国国際開発庁（USAID）、国連開発計画（UNDP）等）と現地協議を行っているが、同タスクフォースのメンバーによれば、既に経済政策支援によりインドネシア政府関係者と基本的な合意が形成されていたため、新たな課題が議論となることはなかった。ドナーからは、投資環境整備に資する経済インフラよりも地方インフラを重視する見解や、貧困削減重視といった意見が述べられることが多く、現地NGOからも同様の意見が出た。インドネシアの主要ドナーである世界銀行やADBは、3-1-3「他ドナーの援助政策との相互補完性」でも述べたように、ガバナンスを援助政策の前面に打ち出していた。日本は、インドネシアに対し、経済成長の回復がなければ雇用情勢の回復は見込めず、そのためには、持続的な経済成長が必要で、長期的に成長率を年6-7%に戻さなければならないという危機感を持っていたが、世界銀行、ADBを含む援助コミュニティには、そこまでの意識は希薄であった。その結果、日本以外の主要ドナーからは、短期的には財政・金融に対する支援策、長期的にはガバナンス等に対する支援策が多く実施・計画されているものの、中期的な政策（インフラ・投資環境整備）が欠落しており、この分野に対し日本が援助すべきだとの認識が確認された<sup>158</sup>。

この認識に基づき、政策レベルにおける優先度（「選択と集中」）については、短期、

<sup>156</sup> セミナーの議題は、地方分権、マクロ経済と財政運営、金融セクター改革、貿易・直接投資及び経済統合、中小企業振興、ミレニアム開発目標（MDGs）と貧困削減戦略文書（PRSP）、国家開発計画等多岐にわたる。インドネシアからは、現役政府高官をはじめとして、次期政権に強い影響力を有すると思われる学者、研究者、さらには次世代を担う政治家、有力ビジネスマン等、政・官・学のいわゆるオピニオンリーダーが参集した。日本の経済政策支援チームは、10月に現地に赴き8月セミナーのメッセージをインドネシア側関係者に広報する機会を設けた（JICA プレスリリース 2004年8月26日より）。

<sup>157</sup> 日本における各省協議の際にも、大使館からの出席も得て、現地の文脈に即した援助計画策定方針を貫いた（国内ヒアリング）。

<sup>158</sup> 国内ヒアリング並びに第15回、16回 ODA 総合戦略会議議事録。

中期、長期という時間軸の概念を用いて整理された。時間軸での整理は、国別援助計画策定に関し大きな転換点となり、インドネシアが初めての試みであった<sup>159</sup>。他方、セクターの取捨選択としての「選択と集中」は、日本の対インドネシア支援規模を考慮して行わず、それぞれのセクターの中での「選択と集中」を図ることとした<sup>160</sup>。また、スキーム間の連携促進が盛り込まれている一方で、同時に、スキームによる縦割りや棲み分けについての記載も残されている。

以上のように、経済政策支援の成果、インドネシアの開発課題についての認識の共有（日本側とインドネシア側、日本関係者間）、現地主導による策定方針等により、インドネシアのニーズと日本の支援方針を的確に反映した援助計画を策定することが可能となった。

#### 4. 国別援助計画策定後の対外的な認知度（理解度）

現地調査により、インドネシア政府関係者、有識者、ドナーとも、日本の援助方針の大枠は理解していることが確認された。インドネシア側とは、経済政策支援、国別援助計画策定タスクフォースによる現地協議のほか、円借款の年次協議や日々の政府側カウンターパートとの対話を通じて、国別援助計画の内容については周知・理解されているものとみられる。また、2004年4月には、大使主催による「ODA有識者懇談会」が開催され、ほぼ最終的な国別援助計画案が示されている<sup>161</sup>。

他方、英語版の公表が策定後3年を経た2007年10月に遅れるなど、策定後における対外的な公表のタイミングや説明は十分でなく課題が残る。インドネシア側、ドナー側とも、日本の援助方針が、「国別援助計画」という政策文書に基づくものであることは認識していない。特に、時間軸による優先度付けといった「集中と選択」については、インドネシア側は必ずしも正確に認識していない模様であった。国別援助計画が、政策対話を行う際の共通理解のツールとしても活用されるべく、英語版のみならずインドネシア語版を含めて、策定後は速やかに公表・配布を行うべきである。それにより、日本の援助政策に対する広報効果や理解も得られるものと思われる。

### 3-3-2 援助実施のプロセスの適切性・効率性

#### 1. 日本側の実施体制

##### (1) 大使館、JICA、JBIC

大使館の体制では経済班担当公使以下、ODAを担当する書記官14名が主要セクターの支援や国際機関への信託基金を通じた技術支援<sup>162</sup>や草の根無償資金協力等

<sup>159</sup> 国内ヒアリング。

<sup>160</sup> 例えば、環境問題は手広く着手しすぎたために天然資源管理に変更、職業訓練も削除するなどした（国内ヒアリング）。

<sup>161</sup> インドネシアのマスコミ、大学、経済界、政界、宗教界の有識者等に、日本のODAについての理解を深めてもらうとともに、率直な批判や提言を聞くことをを目的に設けられた大使主催の懇談会。日本側は大使、公使、JBIC 首席駐在員、JICA 所長等が参加。この懇談会については3-3-3の5を参照。

<sup>162</sup> 世界銀行を通じた開発政策・人材育成基金やADBを通じた日本特別基金等がある。詳細は3-3-2の「4.他ドナーとの政策対話、援助協調・連携の適切性」の(5)を参照。

を管轄している。

JICAでは、ジャカルタ事務所に所長以下、次長が5名配置されているが、その内2名は現地採用職員の次長である。所員8名、ボランティア調整員3名、フィールドコーディネーター1名、企画調査員9名、調達支援要員1名、無償資金協力調査員1名、健康管理員1名他、現地採用職員は約40名である。長期専門家数は2002年の180名から2007年2月現在で84名と大幅に減少している。また、独立行政法人化した2003年度以降、現場重視の方針に基づき現地機能強化のため、ジャカルタ事務所に加えて、アチェ津波復興支援を目的とした現地事務所<sup>163</sup>を開設した。これは2006年初頭に閉鎖しており、2007年末現在アチェの活動は技術協力プロジェクト1件の実施に限定される。また南スラウェシ州のマカッサル・フィールド・オフィス(MFO)を2005年11月に設置し、このオフィスを拠点としてスラウェシ全島、マルク地域の支援を管轄している。近年は、ジャカルタ事務所、MFOともに現地採用職員のプログラムオフィサーの登用を通じて、現地に蓄積された知識を活用して日々の業務を実施し、相手国政府機関とのパイプを強めるなどの努力をし、約3年前後で異動する日本人職員の実務を支援している。JBIC事務所では、日本人スタッフ8名のうち、円借款を担当するのは5名で、加えて日本人コンサルタントが1名従事している。JICAと同じく現地採用職員がプログラムオフィサーとして事業を監理している。

国別援助計画の下、JBICは毎年の国別業務実施方針、JICAは国別援助事業実施計画を作成してそれぞれ円借款、技術協力事業に取り組んでいる。JBICの国別業務実施方針とJICAの国別援助事業実施計画の内容は、国別援助計画が目指した、重点課題と各スキームとの対応にも沿っている。

## (2) 現地ODAタスクフォース

月1回現地ODAタスクフォースの全体会合が開催され、各機関の活動の現状報告をし、情報交換をする役割を果たしている。また、セクターや課題ごとに不定期で会合を行っている。大使館は、インドネシアの開発課題、及び日本の国益や二国間関係をふまえた総合的見地から、ODA活動の方向性を示し<sup>164</sup>、JICAとJBICはそれぞれの事業活動に関連する専門的知見や人脈をもとにODA活動を検討、実施している。JETROは、日系企業支援や貿易投資振興のための活動と、ODA活動との連携を図っている<sup>165</sup>。2004年の国別援助計画策定以降に顕在化した課題については、タスクフォースが柔軟に対応し、案件形成や運営に反映してきたという意義は認められよう。また、原則、月1回開催されるドナー会合には、大使館を代表として現地ODAタスクフォースが参加している。

南スラウェシ州の地域開発については、3-2-3の「2.重点地域における取組」で述べたように、現地ODAタスクフォースとして「南スラウェシ地域開発プログラム」を策定し、

<sup>163</sup>現地採用職員のための勤務。

<sup>164</sup>例えば、鳥インフルエンザ、SIAP、EPA、海上安全、テロ対策等。

<sup>165</sup>例えば、SIAPやEPA。

2006年5月に南スラウェシ州政府と覚書(MOU)を締結したほか、「東北インドネシア地域開発プログラム」についても関係8州<sup>166</sup>政府との覚書の締結準備を進めている。さらにJICAのMFOでは、東部インドネシア地域開発現地支援委員会を設立して、現地の大学、研究者、NGO関係者からの知見を生かし、現地レベルで案件立案や実施に活用する等の様々な試みがなされている。

このように、大使館、JICA、JBIC、そしてJETROが相互の活動について継続的に情報共有を行うことは重要であり、また南スラウェシ地域開発プログラムの策定・実施における協力も特記できる。しかし、3-2-3で分析したように、現ユドヨノ政権下でみられる開発政策や援助受入れ政策の進展と大きな変化、さらにEPA締結を含む日本・インドネシア関係の新しい展開等のもとで、現在の現地ODAタスクフォースには、情報共有を超えて、インドネシアに対する援助の優先順位や方針を包括的に議論する機能が一層求められていると思われる<sup>167</sup>。こういった機能は、2008年10月に予定されている新JICA設立を見据えて複合的なプログラム、サブプログラムを形成していくうえでも重要である。

現地調査を通じたヒアリングでは、重点事項、セクター(サブセクター)ごとに自発的に分科会やタスクフォースが開かれ、将来の援助の方向性について組織を超えた意見交換がなされているものの、現地の方針をつくり東京に提案するには至っていないとのことであった。例えば、アチェ津波災害復興についてはODAタスクフォース(大使館、JICA、JBIC、日本国際協力システムが出席)が1-2か月に1度、アチェ及びジャカルタで開催されている。そこではアチェの治安・政治情勢及び他ドナーの動向についての報告に加えて、実施中のアチェ和平支援事業の進捗状況や今後の支援体制について現地関係者が現状分析や意見交換を積極的に行っている。しかし、津波災害の復興支援が終了した後、平和構築にどうつなげていくかについて支援方針が固まっていないうこともあり、アチェ・タスクフォースの活動は停滞している。インフラ整備や投資環境整備・裾野産業育成においても関係者による調整、議論が行われているものの、それらの多くは現地発で方針をつくり、東京に提案していくという位置付けではない。

本来、現地ODAタスクフォースは人事、予算、指揮命令系統等を備えた組織ではないので、1つの組織のような意思決定を期待することは難しい。しかし、組織を超えて専門知識を動員できるように分科会を制度化し、現地ODAタスクフォースとして援助の方向性を議論し共有する仕組みを作ることは今こそ重要と思われる。地域開発の在り方や開発戦略の中身についてインドネシアとのビジョン共有、各種ステークホルダーとの議論が十分浸透しているかどうかについては課題があり、インドネシア政府からもJBICとJICAの間の調整やスキーム別の対応に対する批判的なコメントもあった<sup>168</sup>。新JICA設立により、3つの援助スキームの連携を組織として行いやすくなることが期待

<sup>166</sup> スラウェシ6州にマルク2州を加えた計8州。

<sup>167</sup> 「南スラウェシ地域開発プログラム」を除き、現地ODAタスクフォースがまとめたセクター分析や方針をとりまとめた書類は、少なくとも文書として形になっているものは確認することが困難であった。加えて、現地ODAタスクフォースでの意見が収集され、提言として東京に送付され、それが援助政策に反映されるというプロセスを確認できる事例はなかった。

<sup>168</sup> 現地調査(BAPPENAS)でJBICとJICAの間の調整や統率がとれておらず効率的でないとの意見があった。

されるので、これを契機として政府と実施機関の役割を明確にし、新JICA事務所の機能を強化する意義は大きいと思われる。

## 2. 日本とインドネシア側との政策対話・援助実施

### (1) 政策協議

インドネシア政府との政策協議については、円借款事業では年次協議と四半期の実施モニタリング(後述)を実施しており、その際に現地ODAタスクフォースと事前に意見調整も行われている<sup>169</sup>。しかしながら、無償資金協力や技術協力、また全スキームを念頭においた包括的な政策協議はここ数年、十分に行われていないとのことであった。

こうした事情も関係してか、インドネシア政府からは無償資金協力と技術協力について意思決定プロセスをより透明にし、円借款事業と技術協力の運営の一貫性を高めてほしい、との要望が示された。なお、JICAは2001年から毎年実施する援助案件の要望調査前に、インドネシアの援助の窓口であるBAPPENASと協議の開始にあたり、方向性を話し合うためのキックオフミーティングを実施している。当初は技術協力案件を中心とした協議であったが、2007年以降、BAPPENASの要望で円借款も一緒に議論することになり、JBICも同席することになった。

さらに、3-2-4で説明したように、インドネシアの政治経済状況の変化に対応して、現行の国別援助計画が示す重点課題や事項をめぐり、今後どのように優先順位をつけ、予算を含む資源配分をして取り組んでいくかについて、日本の方針をインドネシア側に説明し、協議していくことが重要になっている。特に技術協力や無償資金協力の予算が全般的に減少傾向にある一方で、EPAの枠組みで「協力案件」に対するインドネシア側の期待に応え、政策支援型のプログラム・ローンの実効性を確保するための技術協力への需要、「東部インドネシア地域開発プログラム」に対する支援等、技術協力に限っても需要はますます増えている。競合する援助への需要に対し日本として何を選び、どのように支援するのかについて、日本側で十分に検討したうえでインドネシア政府と議論し、説明していく必要がある。また、地方開発支援に関しては、日本の援助全体において「東部インドネシア地域開発プログラム」がどのように位置付けられているのか、どのような基準で南スラウェシ州の開発を重視することを決めたのか、同州への支援から得られた経験をどのように他地域に適用していく方針なのか、などについて明確な説明をしてほしいという要望がインドネシア側、特に中央政府から出された。このように、円借款、技術協力と無償資金協力の相互補完性や連携の在り方について「選択と集中」の観点から再整理することが今、必要になっている。

### (2) 案件形成・実施

インドネシア政府(中央、州、県政府ともに)からはおおむね、日本関係者とのコミュニケーションは密接で、大きな問題はないとの意見が出された。特に案件実施段階に

<sup>169</sup>円借款の候補案件リストの共有を通じ、案件発掘・形成段階での政策対話が促進されている。

おけるJICAやJBICの現地事務所の対応については前向きな評価が得られた。世界銀行やADBをはじめとする他ドナーに比べて日本は案件形成の過程では時間がかかるものの、いったん案件が実施されると比較的円滑に進む傾向にあるとの意見も少なからずあった。円借款事業では、実施段階の連絡・事務手続きは現地事務所が監理権限をもち、モニタリング体制が現地主導であることがこの評価に貢献していると思われる。また、アチェの津波災害後の日本からの緊急復興支援が他ドナーに比べても迅速で、かつ柔軟に実施されたことへのインドネシア側の高い評価は3-2-2で述べたとおりである。なお、JBICはBAPPENASと合同で、円借款事業の進捗状況のモニタリング会合を四半期ごとに実施している。これはBAPPENASが主体となっている、四半期ごとのJBIC、世界銀行、ADBが合同で実施する進捗状況の再確認の一環で、この結果はBAPPENASにより3ドナー全体のレビューとして取りまとめられている<sup>170</sup>。

案件形成・採択段階については、実施段階に比べると、幾つかの点でインドネシア側からより多くの改善の必要性が指摘された。第1に、無償資金協力・技術協力については、要望調査に対してインドネシアが提出した案件の採択可否に対して日本から一定期日に一括して回答が来ないことがあげられた。そのため、全体像を把握することが難しく、その結果、インドネシア政府として実施機関へのプロジェクトに必要な資金を時宜的に手当てすることが困難な場合があるため、採択案件についての情報を一括して知らせてほしいとの要望が寄せられた。第2に、無償資金協力・技術協力については、各案件の予算や資金使途に関する情報を明確にしてほしいといった透明性を求める意見があった<sup>171</sup>。

第3に、円借款事業については、インドネシア政府の複数の面談者から、案件形成・採択から実施までの手続きを迅速化してほしいとの要望があった<sup>172</sup>。円借款事業の準備手続きが長期にわたるため、実施段階で入札の際に価格が高騰して実情に合わなくなるケースもあり、手続きにかかる時間を短縮することが、喫緊の課題であるとの指摘である。案件形成の遅延の理由の一つとして、案件準備のための調査がJICAとJBICの2つの機関で実施されることが指摘されており、新JICA設立を契機に重複が減り手続きが迅速化することへが期待されている<sup>173</sup>。案件形成の速度が遅い、ミッシェンの回数が多すぎるといった指摘に対しては、案件承認までの手続きを含め、日本

<sup>170</sup> 昨年まではJBICが共同議長であったが、法令変更により現在はBAPPENASのみが議長となり、ドナーはオブザーバーとして参加している(現地ヒアリング)。

<sup>171</sup> BAPPENASでのヒアリング。

<sup>172</sup> 緊急性を理由に、円借款による支援を検討していた空港案件2件が、副大統領の判断で国家予算を充当して実施することになった例もある(BAPPENASから)。ただし、2007年6月に、外務省は円借款の迅速化について次のような諸施策を順次実施すると発表している。(a)JICAが案件形成に関与する案件のうち、案件形成から工事等契約まで7年以上かかっているものについて、先方政府の協力を得つつ、右期間の半減に向けて努力する。また、「地球環境・プラント活性化事業等調査」にて案件形成を実施する案件について、JBICとの連携等により、更なる期間の短縮に努める。(b)円借款要請から借款契約調印までの期間について既に設定している標準処理期間(9か月)の遵守を更に推進し、期間内に処理できた割合を平成19年度供与分から公表する。(c)コンサルタント及び本体外工事の調達に要する期間を2年以内に短縮することを目標とする。詳細は以下のウェブサイト参照。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/jinsokuka.html>

<sup>173</sup> 案件形成段階で、JICAとJBICがそれぞれフィージビリティ調査やその確認のための調査を行うので、調査回の回数も多く、また時間を要するとの指摘があった。



側の援助プロセスを十分に説明して理解を進めるとともに、その効率性を図る努力も引き続き必要であろう。なお、現在BAPPENASに派遣中のJICA専門家により、日本の各援助スキームについて案件形成から政策対話に至る業務の流れと関係者を時系列的に整理して援助プロセスを明確化すること、JBIC円借款業務とJICAとの統合に伴い手続き面でどのような変更が生じるかを(また変わらない点も含めて)整理すること、等への支援が行われる予定で、このような具体的な協力は有用と思われる。

第4に、現地コンサルタントをより積極的に活用してほしいとの要望が複数の面談者から示された。日本人コンサルタントの人件費が高いこと、高度な技術を要しないインフラ案件や地方開発案件等については現地コンサルタントに経験が蓄積されていることなどが理由として挙げられている<sup>174</sup>。他方、かんがい事業など地方で実施する案件については、外国人コンサルタントの投入量を減少させる傾向にある。しかし、特に地方で展開する事業は、中央政府によるモニタリングが手薄になりがちで、経験あるコンサルタントが地方政府機関を支援する重要な役割を持つこともあり、そのような努力については政府関係者に認知してもらうような必要があろう。また、地方開発(農業生産や村落開発等)については現地コンサルタントを積極的に活用していくとしても、新しい制度の構築や高度な技術を要するインフラ整備等については、外国人コンサルタントを投入することが有用であるとの見解もある<sup>175</sup>。コンサルタントの費用をどう削減するかについては個別事業別に、関係者間で検討する努力は引き続き重要である。

### (3) 評価

ODA事業の事後評価については、円借款事業ではBAPPENASとJBICの間で評価方法を共有する努力がなされている<sup>176</sup>。他方、無償資金協力や技術協力については、インドネシア側との評価方法の共有が今後の課題として挙げられた。なお、技術協力について、今後、政策支援型プログラム・ローンとの連携やPPP制度の枠組み作り等に積極的に関わっていくのであれば、JICA独自のモニタリング評価体制だけでは十分でなく、関係者に共有できる評価システムの構築が重要になると思われる。

## 3. 民間経済界との連携

日本は、インドネシアにとって輸出入両面で最大の貿易相手国である<sup>177</sup>。また、1967年から2006年までの直接投資累積額では、日本は全体の13%を占め、第1位となっている<sup>178</sup>。その直接投資によって設立された日系企業は約1,000社<sup>179</sup>を超えており、両国間の経済関係は緊密である。

<sup>174</sup>公共事業省でのヒアリング。

<sup>175</sup>国会議員からのヒアリング。

<sup>176</sup>合同評価に関するMOUを2006年に締結。

<sup>177</sup>日本は、輸出入総額で第1位(17%)である。2位はシンガポール(12%)、3位は米国(9%)となっている(在インドネシア日本大使館「Indonesia and Japan Strategic Partners for Peaceful and Prosperous Future」(2007年8月)貿易額の詳細は、第2章の経済動向を参照のこと。

<sup>178</sup>第2位は米国(11%)、第3位はシンガポール(9%)となっている(在インドネシア日本大使館「Indonesia and Japan Strategic Partners for Peaceful and Prosperous Future」(2007年8月))。

<sup>179</sup>2007年4月時点で1,024社。数字は、JETROウェブサイトより。

投資を通じた持続的な経済成長が重要であるとの両国の共通認識のもと、日本とインドネシアの政府及び民間経済団体は、ユドヨノ政権発足後の 2004 年末に日本インドネシア官民合同投資フォーラム<sup>180</sup>を立ち上げた。同フォーラムは、2005 年 5 月に戦略的投資行動計画(SIAP)を策定し、日本とインドネシアの両政府関係者、現地日系企業が加盟するJJC、KADINが連携して投資環境改善のための具体策を活発に協議し、その実施をモニタリングしている。「民間主導の持続的な成長」の実現に向けて、両国の官民が一体となったこのような取組は高く評価できる。

2007 年 8 月に締結された EPA の実施段階においても、SIAP を通じて構築された日本とインドネシアの政府及び民間経済団体の連携が活用されることが期待されている。

SIAP 策定における現地 ODA タスクフォースや JJC の積極的な貢献は、官民連携の特筆すべき例である。図 3-3-1 に日本とインドネシアの協力体制を示す。日本インドネシア官民合同投資フォーラムの「全体会合」の下に、「企画調整委員会」があり、更に、5つの分野別のワーキング・グループ(設置委員会)が定期的開催され、インドネシアの投資環境改善に対し項目別に協議している。5つのワーキング・グループのうち、インフラワーキング・グループは JBIC が、競争力/中小企業ワーキング・グループは JETRO がそれぞれ委員長を務め、JICA を含めた 3 機関がそれぞれに SIAP に関連した支援を実施している(図 3-3-1 参照)。

SIAPの策定、実施、モニタリングにおいては、日系企業の現場の声を日本政府が吸収し後押しする形で、インドネシア政府に対し投資環境改善に向けて働きかけを行っており<sup>181</sup>、高く評価される。また、現地日本国大使館とJJCは、二国間関係及び対インドネシアODAについて、月1回の定例会を開催<sup>182</sup>している。このインドネシアの投資環境について民間企業の要望を吸い上げる二国間協議は、日本とインドネシアの間でしか存在せず、他国では類をみない。もともとこの協議方式は、ビジネス環境の悪化に危機感を抱いたJJCがJETRO(JJC調査部会事務局)の支援を得て 2001 年のメガワティ政権発足時に政権に要望書を提出したところに端を発している。SIAPの内容は、日本の民間団体とインドネシア政府との間の 3 年余りの対話の蓄積が土台になっている。

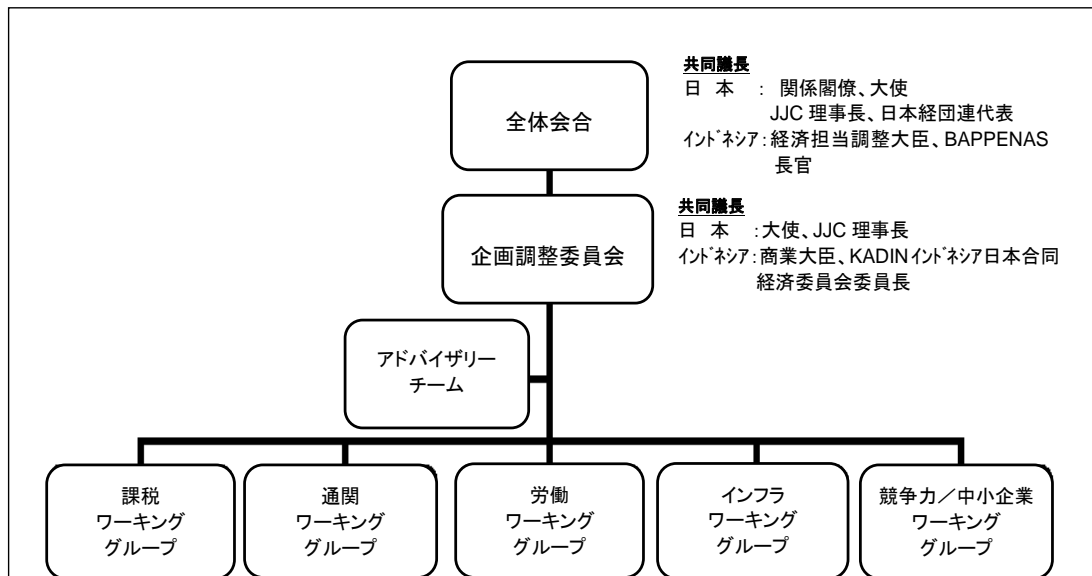
SIAPの大部分の項目は、本来、インドネシア政府のイニシアティブで実施されるべき、投資環境改善に資する制度構築、政策策定により構成されている。しかし、SIAPの改善政策項目を円滑、かつ迅速に実施し成果を上げるために、インドネシア現地における日本側の関係者の意見交換や、在インドネシア日本企業やKADINの協力のもとで日本のODAが多面的に活用されている<sup>183</sup>。

<sup>180</sup> ハイレベル官民合同フォーラムの立ち上げ詳細等については、第 2 章参照。

<sup>181</sup> JJC でのヒアリング。

<sup>182</sup> 現地 ODA タスクフォースでのヒアリング。

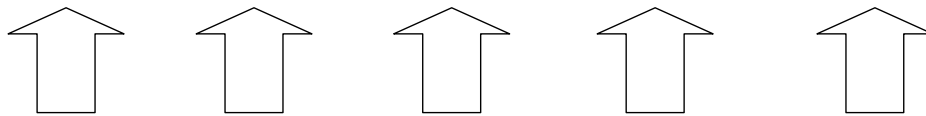
<sup>183</sup> 在インドネシア日本国大使館でのヒアリング。



**共同議長**  
 日本：関係閣僚、大使  
 JJC 理事長、日本経団連代表  
 インドネシア：経済担当調整大臣、BAPPENAS  
 長官

**共同議長**  
 日本：大使、JJC 理事長  
 インドネシア：商業大臣、KADIN インドネシア日本合同  
 経済委員会委員長

共同議長	日本	公使 JJC 課税問題委員 長	公使 JJC 通関・関税委員 長	公使 JJC 労働問題委員 長	公使 JJC インフラ問題委員 長	公使 JJC 競争力/中小企業 問題委員 長
	インドネシア	財務省国税総局 長 KADIN インドネ シア日本合同経済委 員会副委員長	財務省税関総局長 KADIN インドネシア日本合 同経済委員会副委員 長	労働移住省次官 経営者協会会長	経済担当調整大臣府次 官、KADIN インドネシア日 本合同経済委員会委員 長	工業省次官 KADIN 副会長



日本 支援 機関	JICA	JICA JJC	JICA JJC	JBIC	JETRO JJC
インドネシア 実施 機関	財務省	財務省 商業省 運輸省 国家警察 空港ターミナル運送会社 等	労働移住省 国家資格認証庁 法務省 警察 福祉担当調整大臣 府 財務省 等	経済担当調整大臣府 国家開発企画庁 内務省 国家土地管理庁 公共事業省 エネルギー・鉱物資源省 運輸省 道路公社等	工業省 経済担当調整大臣府 国家開発企画庁 商業省/投資調整庁 法務人権省 エネルギー・鉱物資源省 環境省、国家標準庁 財務省 KADIN 等

出所：ハイレベル官民合同投資フォーラム「日本インドネシア戦略的投資行動計画の進捗報告書（仮訳）」  
 （2006年11月）より調査団作成

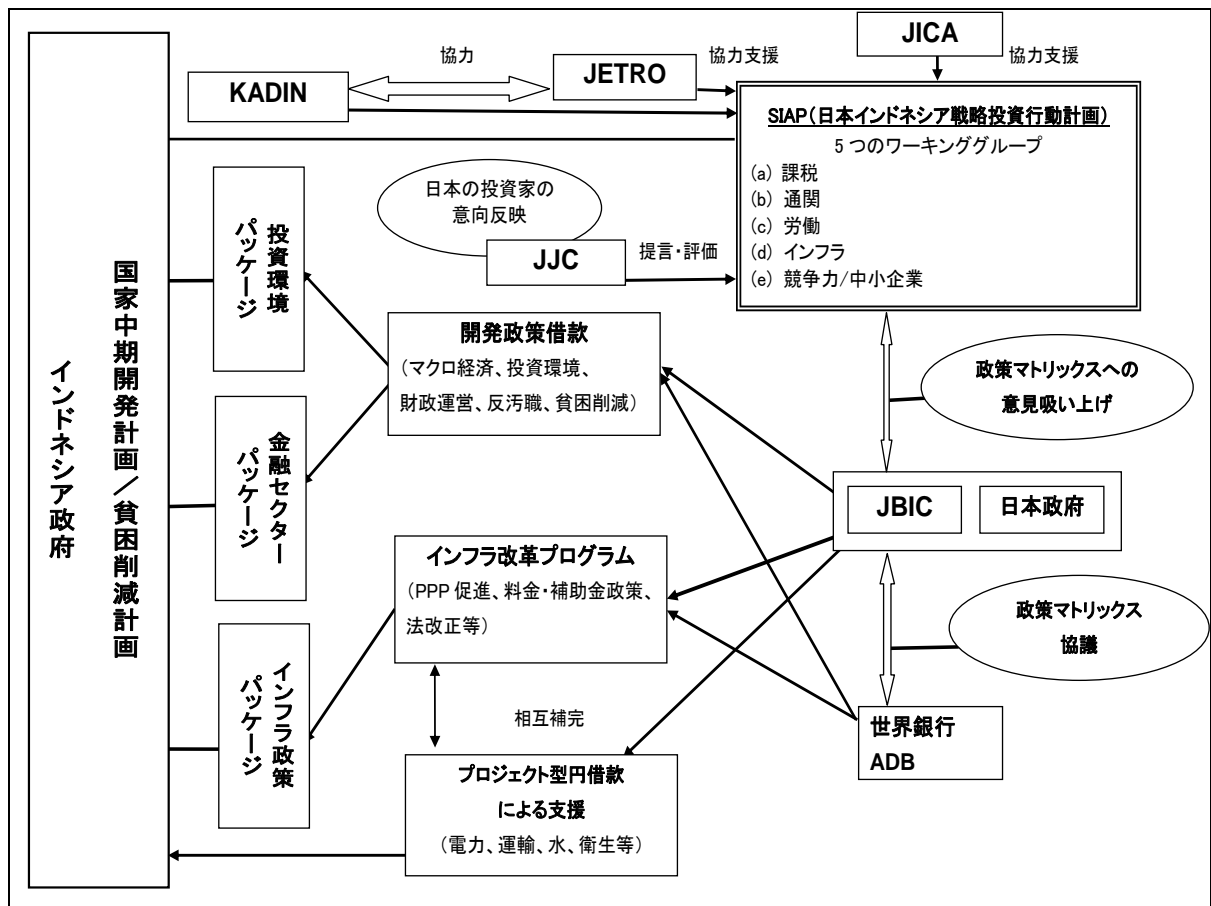
注：JJC はジャカルタ・ジャパン・クラブ、KADIN はインドネシア商工会議所を指す。

図 3-3-1 SIAP における日本インドネシア官民協力体制

日系企業の現場からの提言を盛り込んだSIAPは、インドネシアの投資環境改善に向けた日本のODA実施に多大な影響を与えているほか、JBIC・世界銀行・ADBによる開発政策支援借款の改革項目設定に一役買っている（図 3-3-2 参照）。具体的には、付加価値税還付の早期化を開発政策借款の改革項目に設定してモニタリング（監視）を行った結果、2006年8月に還付促進のための新规定並びに関連通達が出されたこと等が挙げられる。このようなプログラム・ローンの成果は、日系企業（JJC）、KADIN、世界銀行<sup>184</sup>、ADB、インドネシア政府からも評価されている。日本が比較優位をもつ

<sup>184</sup>現地調査では、世界銀行ジャカルタ事務所から、「SIAP を通じた（日本）企業からの具体的な税制面等への問

民間企業との連携による官民合同投資フォーラムの活動は他国からの評価も高い  
185。



出所：JBIC プレゼンテーション資料「新JICAの課題－円借款を中心として－」(2007年5月16日)  
[http://www.jbic.go.jp/japanese/ngo\\_jbic/gijiroku/pdf\\_21/jbic02.pdf](http://www.jbic.go.jp/japanese/ngo_jbic/gijiroku/pdf_21/jbic02.pdf)を参照しつつ、調査団作成

図 3-3-2 SIAP 及び DPL・IRSDP の協力体制

SIAPは一定の成果をあげ、現在まで内外から高い評価を得ているが、課題もある。第1に、政策面や法制度の改革という点では前進したが、3-2-3の1の(3)で述べたように、日系企業が日々接する通関の担当官の意識レベルにまだまだ大きな変化が見られない、など企業が実感できるような投資環境の改善はまだ限定的である。第2に、SIAPの協議に伴う日本側の負担である。日本側の貢献は民間経済団体であるJJCの多大な貢献が根底にある。JJCは、あくまでも民間企業の集合体であり、会員企業の担当者が日常業務の合間を縫ってSIAPの協議やモニタリングを実施している。JJCの貢献の一方で、企業が実感できる改革の成果がそれほど上がらず、JJC内部でSIAPに伴う支援活動を民間企業が負担し続けることを問題視する見方も出てきている<sup>186</sup>。第3に、日本からの投資の伸び悩みによってSIAPの働きかけの効果が弱くなっている

題提起は、「DPL 政策マトリックスに有益であった」との声が聞かれた。

<sup>185</sup>米国が SIAP に参加したいとの旨を伝えてきた例もある(現地ヒアリング)。

<sup>186</sup>JJC でのヒアリング。

可能性を懸念する指摘もある。インドネシア政府内には、「SIAPのもとでインドネシア政府は政策努力をしてきたが、日本の投資は増加していないし、今後も増加する保証はないのではないか」という懐疑的な態度もみられるようになってきている。ハイレベル官民合同フォーラム「企画調整委員会」もここ1年ほど開かれていないという<sup>187</sup>。

#### 4. 他ドナーとの政策対話、援助協調・連携の適切性

##### (1) インドネシア支援国会合(CGI)時代

CGI が開催されていた時代には、日本は、世界銀行、ADB とともに 3 大ドナーの一つとして大きなプレゼンスを保つとともに、大使館を中心に JICA、JBIC も CGI 並びにそのワーキング・グループ(分科会)に参加・貢献してきた。ワーキング・グループ(15-20 グループ存在)の大半に、日本は参加していたが、特に中小企業支援と投資分野は日本が積極的にリードしてきた。また、2003 年の第 13 回 CGI 会合では、民間セクター投資環境について、日米が共同議長を務めている。2006 年の第 15 回 CGI 会合の記者会見は、インドネシア政府、日本、ADB、世界銀行の合同で行われている。CGI のワーキング・グループでは、インドネシアとドナーとの間で頻繁に協議があり、CGI の準備過程でも、他ドナーとの協議の機会は多かった。しかし、2 章で述べたように数多くのドナーが一同に会して CGI を実施する必要性がインドネシア側になくなり、ユドヨノ大統領は 2007 年 1 月に CGI 廃止を発表した。

表 3-3-3 CGI の概略と変遷(2003-2006 年)

回	時期	テーマ及び主要課題	特記事項
第 13 回	2003 年 12 月	テーマ: 経済政策パッケージ実施の進捗 ・インフラストラクチャー ・政策対話(森林、地方分権化、ODA 効果、最高裁改革、貧困削減、保健) ・民間セクター投資環境(日米大使が共同議長) ・開発における安全(Security)セキュリティの役割 本会: ・マクロ経済課題、投資環境、財政セクター改革 ・貧困削減とガバナンス改革、 ・2004 年以降の資金ニーズ	インドネシア政府、世界銀行の共同議長として最後の会議。  2004 年 6 月に中間レビュー開催。
第 14 回	2005 年 1 月	・RPJM を焦点として(RPJM 概要) 地方分権化、保健と教育、安全保障と開発、貧困、援助効果、森林と環境、正義と法制度改革並びに汚職撲滅 本会: 公正で公平な社会に向けた成長促進 ・マクロ経済課題、投資環境、財政セクター改革 ・貧困削減とガバナンス改革 ・2005 年以降の資金ニーズ	RPJM のプレゼンテーション実施。  インドネシア政府が単独議長として初の会議。  2005 年 10 月に中間レビュー会議開催。
第 15 回	2006 年 6 月	・災害対応: アチェとジョグジャカルタ ・2006 年、2007 年の年次作業計画に対する資金ニーズ	1 日の本会議のみ。テーマ別セッションは開催されず。開催時期が予定より半年遅れる。記者会見は、インドネシア政府、日本、ADB、世界銀行の合同で実施。

出所: 世界銀行並びに ADB ウェブサイトをもとに調査団作成

##### (2) ポストCGI時代

<sup>187</sup> JJC でのヒアリング。当初は、年 3-4 回の予定だった(当初の計画については、外務省のウェブサイト「投資に関するハイレベル官民合同フォーラム」(www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/toshi\_hf.html)参照。

CGI廃止後も日本は最大ドナーで、友好的なパートナーと位置付けられ、緊密な政策対話が期待されている。アジア危機直後の世界銀行やIMFの支援(特にIMFは過度な緊縮財政を提案)に対するインドネシア側の不信感はいまだに強い<sup>188</sup>。他方、日本は経済政策支援で中立性をもって、インドネシア側の主体性を尊重した対話を心がけていたと評価されており、インドネシア政府や有識者との間に信頼関係が醸成されている。日本関係者からも、CGI廃止による実質的な影響はないとの意見が多かった。世界銀行、ADBといった主要ドナーやインドネシア政府(特に経済官庁)からはCGI廃止によるネガティブな影響はないとの見解が聞かれた。ただし、セクター横断的にドナー援助の全体像についての情報を得にくくなったという指摘もあった。

現在の援助協調の特徴は、インドネシア側がイニシアティブをとって自ら実施していることである。同国が経済危機直後の緊急支援をはじめとした援助依存から自立に向う途上にあることを考えれば、CGI廃止は健全な方向にあると考えられる。現在、インドネシア側のイニシアティブによるメカニズムとしては、ドナーの円卓会議が月1回開催され、BAPPENAS、財務省、経済調整大臣府の次官級が対応している<sup>189</sup>。また、投資に関しては、政府主催で政策パッケージの発表や、その後の進捗状況の報告を目的としてドナーや民間企業を招集した会合を開催している。このほか、インドネシア政府は、マクロ経済政策を含む特定事項に関するドナーとの意見交換を不定期ではあるものの、引き続き年数回開催している。パリ宣言に基づき、現在はインドネシア政府が調達手続きの調和化等も積極的に呼びかけている<sup>190</sup>。例えば、環境への影響評価等公共投資事業にかかわる諸手続きがドナーによって異なることの非効率性を指摘し、ドナーに対して、インドネシアの制度を適用することを要請している。

次表に示すように、CGI廃止後も、様々なフォーラムやワーキング・グループが多数存在し、インドネシア政府がフォーラムに招待するドナー国・機関、NGO等を決めている。ただし、CGI時代には、政府とドナーが合同で文章を作成するなど、活発に活動するグループがあったが、現在は地方分権化を除くと低調気味であるという意見も現地で聞かれた。日本は、ほぼすべての分野のフォーラムやワーキング・グループに参加し、特にインフラの道路政策やPPPに貢献し、主導的役割を果たしている。他方、マルチドナー信託基金<sup>191</sup>に関する会合については、資金的に貢献していないこともあり、日本の参加は限定的である。

表 3-3-4 援助調整メカニズム(フォーラム、ワーキング・グループ等)一覧

<sup>188</sup>現地調査でのヒアリングにおいて、現地 NGO 等から示された意見。

<sup>189</sup>ドナー円卓会議では、(a)各ドナーの援助戦略の共有(貧困問題に対する援助等各ドナーが持つ問題を提起、共有)、(b)中央と地方との格差是正、(c)分析やモニタリング、キャパシティ・ビルディング等について協議されている(現地ヒアリング)。

<sup>190</sup>現地調査でのヒアリング。2007年の世界銀行の年次総会でスリ財務大臣は、世界銀行の調達制度が依然として複雑であるとし、合理化を要請した(World Bank Group, Press Release No.31, October 22, 2007)。

<sup>191</sup>「共通基金」方式と呼ばれ、各ドナーは共通基金にそれぞれの贈与・融資資金を拠出し、相手国との緊密な協議(パートナーシップ)の中で、相手国の開発政策全体あるいは特定セクターの政策を議論した上で、その使い道を決定していく、というやり方である。

枠組み		参加機関・国	日本の位置付け	補足事項
政策レベル				
1) 貧困削減戦略文書		特に記載なし	記載なし	2005年9月設立
2) 合同支援戦略	アチェ津波災害復興支援マルチドナー基金	アチェ・ニース復興再建庁(BRR)、世界銀行他15ドナー	不参加	BRRと世界銀行により2005年5月設立
	コミュニティ・エンパワメント・マルチドナー基金	世界銀行、日本(JBIC)、DfID、AusAID、NGOs他	JBICが、「貧困削減地方インフラ開発事業」案件を通じて連携	政府により2007年8月設立。世界銀行の信託基金。コミュニティベースの貧困削減プログラムの調和化を目的とする
3) 一般財政支援プログラム・ローン		世界銀行、ADB、日本(JBIC)	合計4億ドルの円借款供与	
4) 援助協調行動計画		インドネシア政府のイニシアティブにより計画中。		
5) パリ宣言モニタリング		BAPPENAS、ほぼすべてのドナー	参加	BAPPENASのイニシアティブにより、パリ宣言に基づく調和化促進が目的
6) その他	調達システム	ADB、JBIC、世界銀行	参加	調達メカニズムの調和化が目的
	ドナー円卓会議	二国間・多国間ドナー各国	参加	優先課題(例:MDGsや気候変動)の情報共有
セクター・課題レベル				
1) 財政	公共財政管理	世界銀行をリードにUSAID、AusAID、DfID、日本(JICA)、ADB、GTZ等	日本は世界銀行の開発政策・人材育成基金を通じて貢献	CGI廃止以前から存在
	公共支出と財政アカウンタビリティ	世界銀行がリードEU、オランダ	不参加	共通基金(コモン・ファンド)を準備中
2) インフラ(交通)		世界銀行、ADB、AusAID、KfW、フランス、アセアン、日本	道路政策のPPPでは日本が実質的なリード・ドナー	インドネシア政府は参加せず、ドナーだけで調整している会合
3) 分権化	政府とドナーのワーキング・グループ	UNDPリード、CIDA、GTZ、USAID、AusAID、日本(JICA・JBIC)等	参加	
	分権化支援ファシリティ	世界銀行、DfID、UNDP、ADB	日本(JICA-MFO(マカッサル))による調整、情報交換	共通基金(コモン・ファンド)を世界銀行とDfIDを中心に運営。地方政府の財政分析のペーパーがアチェ、ニース、パプアについて完成。マカッサルの東部インドネシア地域開発現地支援委員会も分権化支援ファシリティによる支援の一部
4) 鳥インフルエンザ		インドネシア政府の鳥インフルエンザ国家対策委員会が大局的見地から関連省庁・ドナーの間の調整を行っている。人分野の対策については、WHOと保健省の関係が改善せず調整が遅れている。動物分野の対策については、FAO及び農業省を中心に調整が行われており、日本はこれに参画している。また、日本は、無償、技術協力、信託基金(世界銀行)等複数活用して支援している。		
5) 保健		保健分野の会合は過去WHOがリードしていたが、2年以上開催されていない。BAPPENASが委員会を2007年10月に立ち上げた。保健省はあくまでも援助調整は必要ないとの姿勢		
6) 中小企業・裾野産業		日本(JICA)、GTZ USAID、ADB、アジア財団等	参加	中小企業についてCGI時代は日本がリーダーだったが、現在は活発な活動はなく、リード機関になる意図はない

7)教育	NGOも含む13機関が参加	参加。リード機関になるべく考慮中	中等、高等教育で注目すべきモデルを構築したとみなされており、政府や、他のドナーが模倣していく傾向がある(REDIP) 世界銀行、EU、オランダにより地方政府を対象とした財政支援の共通基金(コモン・ファンド)計画中
------	---------------	------------------	---

出所: JICA, *Aid Coordination and Cooperation with Other Donors*、現地ヒアリングを元に調査団作成

注: AusAID はオーストラリア、CIDA はカナダ、Dfid は英国、GTZ と KfW はドイツ、USAID は米国の援助機関。

現在は、ポスト CGI 体制の確立に向けた過渡期にある。主要ドナーである日本にとって、CGI 廃止はインドネシア政府との政策対話の面で大きな影響はないものの、ポスト CGI 体制において、日本が留意すべき側面もある。以下、留意点として、(a)プログラム・ローン、(b)マルチ・ドナー信託基金の影響について記述する。また、特記できる取組であり、ポスト CGI 体制下でも引き続き活用していく意義があると思われる(c)国際機関への拠出基金への取組についても触れる。

### (3) プログラム・ローン

JJC による政策マトリクスへの貢献ともあわせ、プログラム・ローンを通じた改革の促進に他ドナーとの協調を通じた日本側の貢献は大きい。CGI 廃止により、プログラム・ローンを軸とした3大ドナーによる政策対話の重要性が相対的に増したと考えられる。表 3-3-5 は、日本が世界銀行、ADB との協調融資を行っているプログラム・ローンの一覧である。現在は、プログラム・ローンを実施している日本、世界銀行、ADB とインドネシア政府(財務省及び関係省庁)の間では改革項目の進捗状況の確認、新規設定に関する協議を毎年相当回数行っている。また、不定期にドナーとインドネシア政府(議長: 経済調整次官)との間で、進捗モニタリング協議が開かれている。日本側は、モニタリングに関しては、JJC の協力を得て、政策制度改善についての投資家の実感を調査し、結果をドナーとインドネシア政府とで情報共有しているにとどまっている。

よって、特にプログラム・ローンについては、政策の実効性や資金面の透明性を確保するモニタリング体制は極めて重要である。一方、プログラム・ローンは改革の促進が目的であり、ドナーにとっては政策レベルへの関与が可能となる効率的なツールでもある。政策制度面での分析・提言、改革の実施モニタリングと同時に、資金の流用や汚職等についても留意する必要があるため、モニタリング体制を強化して国民にも説明できるよう努める必要がある。特にDPL/DPSPやIRSDPに関しては、少なくとも日本が比較優位をもつ課題については、前述したSIAPの取組との連携を含め、日本側の政策対話メカニズムと現地でのモニタリング体制を具体的に強化していくことが重要となる<sup>192</sup>。また、一般的に言って、資金の透明性を確保するためには、インドネシアの

<sup>192</sup>世界銀行やADBは、プログラム・ローンを通じたインドネシア側との政策対話が可能であるが、いずれも開発金融としての観点に基づく対話となろう。日本の場合は、より総合的に政治、貿易、経済等も包括した対話チャネルが必要であり、その1つの可能性がSIAPである。開発金融とは違った観点(総合的な観点)を持ち込むこ



会計監査報告の確認、世界銀行やADBとの連携を通じた公共財政管理の強化に対する支援は引き続き重要である。

表 3-3-5 円借款による世界銀行、ADB との協調融資プログラム・ローン案件一覧

供与年*	日本(JBIC)	世界銀行	ADB	政策項目
開発政策プログラム・ローン(DPL シリーズ)				
2004	開発政策借款 I (1 億ドル)	DPL 1 (3 億ドル)	-	(a)マクロ経済安定 (b)投資環境改善
2005	開発政策借款 II (1 億ドル)	DPL 2 (4 億ドル)	DPSP*1 (2 億ドル)	(c)財政運営改善と反汚職 (d)貧困削減(DPL3 拠出条件として追加)
2006	開発政策借款 III(1 億ドル)	DPL 3 (6 億ドル)	DPSP 2 (2 億ドル)	
2007	(予定)開発政策借款 IV	DPL 4 (6 億ドル)	(予定)DPSP 3 (2 億ドル)	(a)投資環境改善 (b)財政運営改善とガバナンス (c)貧困削減
インフラ改革セクター・プログラム・ローン				
2006	インフラ改革セクター開発プログラム(1 億ドル)	-	IRSDP 1 (4億ドル)	(a)セクター政策・制度改善 (b)セクター改革(運輸、電力、石油・ガス、通信、水・衛生) (c)モデル事業
2007	-	IDPL (2 億ドル)	-	(a)政府のインフラ整備拡充 (b)地方インフラサービス改善 (c) PPP を通じたインフラ拡充 (d)用地取得、環境保全、調達等にかかるガバナンス強化

出所:世界銀行、JBIC、ADB ウェブサイト、各プログラム文書等より調査団作成

注 :\*日本(JBIC)は年度であり、暦年ではない。

DPL は Development Policy Loan, DPSP は Development Policy Support Program, IDPL は

Infrastructure DPL, IRSDP は Infrastructure Reform Sector Development Program の略。

なお、(予定)とある案件は、開発政策借款 IV についてはヒアリング、DPSP3 については ADB の CSP Indonesia 2006-2009 より。

#### (4) マルチ・ドナー信託基金

既述のとおり、インドネシアでは、他国の保健や教育分野等で見られるようなセクターワイド・アプローチ<sup>193</sup>等は実施されていないものの、マルチ・ドナー信託基金を設置して地方分権や平和構築等を支援する動きが見られる。次表に世界銀行が管理する現行の主なマルチ・ドナー信託基金の概要を示した。世界銀行を中心に多国間、二国間ドナーの多くが参加している。また、援助調整メカニズム一覧の表 3-3-4 でも示したように、財政(特に公共支出管理や財務アカウンタビリティ)や教育でもマルチ・ドナーによる援助資金の共通管理が計画されている。今までのところ、日本側はマルチ・ドナー信託基金の議論には加わっていない。しかし、CGI廃止後の動きとして、今後、インドネシア政府は特に無償資金協力のみ供与するドナーとの関係では、幾つかのテーマごとに政府主導で共通の政策枠組みを作成した上で、枠組みへのドナーからの合意を取り付け、マルチ・ドナー信託基金を含む資金を動員したい考えをもっている<sup>194</sup>。ド

とが期待されている(国内ヒアリング)。

<sup>193</sup>セクター・ワイド・アプローチ(Sector Wide Approach(SWAP))とは、「途上国が援助国、国際ドナーとともにセクターの開発計画を策定し、この計画に沿って開発や援助をすすめるという試み。セクター・プログラムともいう」(外務省略語表・用語解説より)。

<sup>194</sup>現地調査でのヒアリング。

ナー側からもCGI廃止後は、特定テーマごとに政策・資金面をあわせて援助調整する仕組みができるのではないかとの見解が示された。他方、インドネシア側（BAPPENAS）からは、JICAの支援は概して自己完結的であり、他ドナーとの連携をより強化してもよいのではないかといった意見も聞かれた<sup>195</sup>。インドネシア政府は、（無償ドナーとの）共通の政策枠組みが合意に至れば、プロジェクト（信託基金でない形態）による支援も歓迎する意向のようだが、こうした動きは、JICAの技術協力や無償資金協力による援助においても、日本が従来以上に政策枠組みを意識して取り組む必要があることを示唆している<sup>196</sup>。

表 3-3-6 世界銀行が管理する主なマルチ・ドナー信託基金の概要

マルチ・ドナー信託基金	参加国・機関	資金総額	内容
アチェ・ニマス津波災害復興支援	15（EC、オランダ、世界銀行、DfID、GTZ、ADB等）	6億5,550万ドル	BRR、EC（最大支援額）、世界銀行の3者が共同議長で運営委員会メンバー
ジョグジャカルタ、ジャワ中西部地震災害復興支援	6（EC、オランダ、DfID、CIDA、等）	7,990万ドル	同上
地方分権化支援ファシリティ	9（DfID、世界銀行、ADB、AusAID、GTZ、USAID、UNDP等）	DfID 拠出金額 3,000万英ポンド （2005-2009年）	DfIDにより創設された信託資金

出所：世界銀行インドネシア事務所ウェブサイトより調査団作成

以上のように、インドネシア政府が主体的にドナーと政策対話を行う場面が多くなり、BAPPENAS 主催による月例のドナー円卓会議の開催、上記の信託基金を軸とする援助調整メカニズム等が存在する。日本は必要に応じて、セクター別ワーキング・グループにも参加している。ほぼすべてのセクターに支援している日本であるが、協調融資や、政策支援を調整する必要があるセクター（マクロ経済運営、インフラ整備の一部、投資環境整備等）への支援を行っている世界銀行とADBを除けば、他ドナーとの調整は必ずしも緊密とはいえない。現在、世界銀行、AusAID 等複数のドナーは、対インドネシア援助戦略の改定作業を始めており、CGI 廃止後の援助調整メカニズムづくりも念頭に、ドナー間の対話が活発となっている。既述のとおり、多様な無償資金協力のドナーの手続きを簡素化・調和化し援助実施にともなう取引費用を削減し、援助効果を高めるためにも、インドネシア側は、同国の政策枠組みを尊重し、国内システム（調達、環境影響評価、用地取得他）を活用した援助実施をドナーに強く希望している。その意味でも、今後、インドネシアのイニシアティブによる調整メカニズムの更なる尊重と共通の政策枠組みへの参加が日本に求められる状況にある。これらに留意して、特に技術協力や無償資金協力については、ポスト CGI 時代における援助調整に臨む体制を一層強化していくことが望まれる。

<sup>195</sup>BAPPENAS でのヒアリング。

<sup>196</sup>世界銀行は、「CGI 廃止後の協調メカニズムとして、DPL は確かに1つのメカニズムになるが、（DPL が対応していない）他のセクター、課題もある。今後は、いくつかの異なるセクター、課題ごとにドナーがインドネシア政府と協調していくことになるだろう（例えば、公共財政管理、投資環境整備）。課題に応じて、マルチ・ドナー信託基金を作っていく可能性もある」と述べている（現地調査でのヒアリング）。

## (5) 国際機関に拠出している日本基金の活用

日本政府は、インドネシアにおいても、世界銀行や ADB に拠出した日本基金を通じた支援を実施し、二国間援助との連携強化を図っている。現地ヒアリングによると、世界銀行等国際金融機関の日本信託基金を用いるプロジェクトについては、(日本政府に承認申請をする前の)プロジェクト形成段階において、大使館は世界銀行等の担当者からプロジェクト内容の説明を受け、意見交換を実施している。その際、JICA 事務所、JBIC 事務所にも参加を求め、現地 ODA タスクフォースとして意見交換を行うことに努めている。意見交換の場では、プロジェクトの日本の援助方針との整合性や日本の既存案件との重複の有無を確認するのみならず、日本の援助経験や今後の方針を説明することを通じて、プロジェクト形成に対し意見、助言を与えている。例えば、世界銀行とは、円借款の「貧困地域小規模インフラ事業」との連携が予定されている。

また、国際金融機関が高い専門性を有する分野については、情報聴取も同時に行い、国際金融機関が実施中の個別プロジェクトの進捗報告会議等には、ODA タスクフォースメンバーが積極的に参加し、国際金融機関既存プロジェクトのノウハウ、経験を吸収し、日本の援助実施の参考とすべく努めている。さらに、日本の援助を広報する重要性を認識して、(a)国際金融機関とインドネシア政府間のプロジェクト署名式には大使館幹部がスピーチを行い国際金融機関のプレスリリースに大使館のコメントを掲載、(b)援助現場で使用される資料等に日本の ODA のマークを付した上で日本の援助であることを実施機関から説明している、とのことであった。

2-3 の表 2-3-3 が示すように、日本政府が世界銀行に拠出している開発政策・人材育成基金や ADB による日本特別基金は、案件形成段階における技術協力として活用されることが多い。また、日本は開発政策・人材育成基金を通じて公共財政管理を支援している。ポスト CGI における援助調整メカニズムとして、共通の政策枠組みへの参加、個別案件と上位の政策制度との一層の関係強化の必要性を考えたときに、これら日本基金を有用に活用する意義はあるものと思われる。引き続き、各種の日本基金を通じた連携を強化する努力に期待する。

## 5. NGO、アカデミア、市民社会との連携

インドネシアでは、世界銀行等に比べて、日本に対して批判的な印象をもつ NGO 関係者はあまり多くない<sup>197</sup>。実際に、ODA 事業を通じて日本の価値観や技術を学ぶ機会を得ることに関心をもち、以後連携を強化したいと考えるようになった識者もいる<sup>198</sup>。地元の大学等との協働を通じて非政府関係者との協力を一層進めている例は、マカッサルの地元のハサヌディン大学、アチェの復興支援時のシャクワラ大学との協力等複数存在する。高等教育支援を通じて日本への留学経験者が増加し、特に理数科系の教員におけるネットワークが強いのも日本にとっては大きな財産である。さらに円借款

<sup>197</sup> NGO:INFID でのヒアリング。

<sup>198</sup> インドネシア大学医学部でのヒアリング。

事業ジャカルタ都市高速鉄道計画(大量高速公共交通システム(MRT)<sup>199</sup>の建設)においても日本から地下鉄専門家、マスコミ、大学関係者、インドネシアからマスコミ、大学関係者が参加する「MRT有識者委員会」<sup>200</sup>が設置された。エンジニアリング、社会的な影響の見地から専門家が助言を行い、それをインドネシア運輸大臣傘下の機関であるインドネシア交通委員会の議長が取りまとめて、事業実施に役立てている。

さらに大使館の主催で、2004年初頭にインドネシアの研究者、メディア、NGO、ビジネス界、文化人 12名からなる「ODA有識者懇談会」が設置された。この懇談会は2006年4月まで合計6回開催され、日本の援助実績、方針、個別分野(保健、教育、ガバナンス)について日本の専門家が説明し、インドネシアの有識者と意見交換を行ったほか、プロジェクトの視察を実施するなど、現地の有識者に日本の支援に対する理解を促進する機会となった<sup>201</sup>。

このような取組は特記できるが、全般的に現地調査のヒアリングを通じて、大学、マスコミ関係者等有識者やNGO、民間企業関係者からは日本が政府組織中心の援助(政府対政府の援助)に特化しているのではないかと、との意見が多く出されたことも事実である。日本のODAはJICA技術協力・円借款事業ともに、NGO等非政府組織との協力実績をもち、特に近年は民主化、地方分権化推進に向けての市民参加を念頭に、現地NGOを活用したコミュニティ・エンパワメント・プログラム(CEP)を各地域、各分野で積極的に推進している。しかし、こうした日本の取組は必ずしも十分に認知されておらず、他ドナーに比べて市民社会の育成や非政府組織を通じた協力を積極的に取り組んでいるという印象はもたれていない状況である。

NGO等の直接支援を重視する他ドナーのアプローチを補完する意味からも、日本が引き続き政府間の協力を中心に援助を行っていく意義は大きい。ただし、今後は更にNGOや大学等を通じた協力も拡大する必要もあろう。築き上げた大学等とのネットワークの活用、ODA事業に対するアドバイザリーグループの参加促進など、既にある取組を参考にしてNGOや市民社会との連携を拡充していくことが望ましい。

### 3-3-3 今後の取組について検討すべき課題

#### 1. 政策支援型プログラム・ローン

3-2-1で述べたように今後、有償資金協力においては、短中期的にはプログラム・ローンの拡大が予測されるが、プログラム・ローンが掲げる政策目標の設定における助言や、実施状況についてモニタリングを行うシステムの構築が重要である。特に政策支援型の財政支援の場合には、政策分析・提言能力や改革の進捗をモニタリングし、かつ実効性を高めるための協力ができるような体制づくりも必要になる。円借款事業の技術協力コンポーネントの活用可能性、JICAの技術協力の活用、日本とインドネシア双方の研究機関の間で知的連携を進める可能性など、様々な選択肢について日本

<sup>199</sup>MRT: Mass Rapid Transit

<sup>200</sup>委員会はエンジニアリングサービス段階から、MRTの完成まで継続する。エンジニアリングサービス期間中は年2-3回、建設期間中は年1回程度の頻度で、現地で委員会が開催される。

<sup>201</sup>The Advisory Group for Japan's ODA, *Report on Japan's ODA to Indonesia*, April 2006.

側関係者内、及びインドネシア側との間で検討が始まっている。ただし、これは援助予算の優先付けやスキーム間の連携の在り方等に影響を及ぼすところ、今後のプログラム・ローンのモニタリングの在り方について、JBICをはじめ、日本政府機関、JICA、大学等関係者間で、協議を重ね、合意形成されるべきである。

SIAPを通じて吸い上げた日本の産業界からの具体的な提言を、改革項目に取り入れ、モニタリングするといった方法は具体的な成果(税制の改善)を上げ、有効であった(3-3-2の3を参照)。新規のプログラム・ローンを形成する際には、投資環境改善のために日系企業(JJC)が果たしたような日本側の支援体制があるかについて留意しつつ、インドネシア側と協議することが必要である。また、政策改革の実現を支援する際には、引き続きODAプロジェクト(円借款、技術協力等)を補完的に活用していくことも重要である。この点については、3-2-3の1で述べたとおり、既に、IRSDPが定めたモデルPPP案件の具体化を開発調査や専門家派遣を通じて支援するといった実績がある。

なお、日本政府はJBICを通じて、既存の世界銀行、ADBとの協調融資で供与した2件のプログラム・ローン(DPLやIRSDP)に加えて、単独で約232億円災害復興・管理セクター・プログラム・ローンを供与した(2007年12月)。災害復興・管理セクター・プログラム・ローンは、インドネシア政府の災害関連の支出に対し、遡及的に財政支援する側面もあり、日本が援助資金の透明性を説明できるように、同国の会計検査書類を含めた財務管理状況をモニタリングすることは重要である。

## 2. 地域開発

貧困削減という中長期的な課題への取組として、地域開発アプローチという視点から、地方の雇用拡大に貢献する経済振興策を検討していくことは重要である。これはインドネシア政府の方針とも合致しており、地域別の成長戦略と組み合わせた分配・貧困対策が必要で、その双方を連携した支援を行うことが重要である<sup>202</sup>。その観点から、既に取り組が始まった「東部インドネシア地域開発プログラム」を含め、インドネシア政府と地域開発についてのビジョンを共有し、そのプログラムの位置付けを考えていくことが必要である。

なお、地域開発、地方の貧困削減については、JICAとJBICでは目指す戦略と実績に差異があることから今後の方針について認識を共有することが重要である。JICAは地方における人材育成で実績がある(地方行政人材育成プロジェクト、地域開発政策プロジェクト)ので、それらの支援を点から線へ繋げる努力、あるいは面的に展開するために「東部インドネシア地域開発プログラム」(南スラウェシ州、東北インドネシアを対象)に注力する方針を打ち出し、実施している。また、現地機能の強化に向けた取組に

<sup>202</sup>アジア経済研究所「JICA委託調査：新JICA国別事業実施方針(インドネシア)策定支援のための社会経済調査」(2007年8月)では、「成長の地域別二面戦略」と「成長と貧困削減の二面戦略」からなる、二重の二面戦略をとる必要性を指摘し、そのために地域アプローチによる成長・貧困削減の連携支援を行うことを提案している。その根拠として、地域を特定した目的横断的、セクター横断的、ハード・ソフト包括的、地域参加型の支援の有効性が認められること、成長メカニズムや有効な貧困削減対策は地域によって異なることを挙げている。

については、3-2-2 の 2 で述べたとおりである。

他方、JBIC は経済成長を牽引するために、ジャワ・バリ島、スマトラ島の開発を重視している。有償資金協力におけるスラウェシ島への有償資金協力により、廃棄物管理、上水の分野で新規事業を形成中であるが、JICA が技術協力で注力しているほど比重は高くない。地方の膨大なインフラ需要を効率的に支援するために、小規模かんがい事業、地方インフラ事業、地方都市のインフラ事業等に注力しているが、特定地域に集中するアプローチはとっていない。

地域開発支援のアプローチとして、地方分権化の流れのなかで、現在南スラウェシ州を中心に東北インドネシア各地で実施されている州から県をつなぐアプローチによる行政能力向上支援は日本の協力の特徴であり、評価も高い<sup>203</sup>ので、このような州政府との政策対話は今後も継続することが望ましい。日本のこのようなアプローチは、中央政府・州政府等の政府機関に対する支援を回避し、NGO やコミュニティを直接支援する傾向が強い他ドナーと補完的である。地域ごとの成長戦略の中味を含む地域開発の在り方について認識を共有し、JICA と JBIC がそれぞれの支援を通じて相乗効果をあげていくような継続的な努力を期待する。

また津波災害のため 2004 年以降に膨大な支援が投入されたアチェについては、今までは災害復興と平和構築への側面の支援が中心であったが、地域開発の視点からの支援に対する需要もあると思われる。アチェ・ニマス復興再建庁(BRR)との面談では、マラッカ海峡に面するアチェの戦略的な地政的条件を生かして、シンガポールやマレーシア等の近隣の東アジア諸国との経済統合や、海運ルートの安全管理とインド洋地域の安全保障を視野に入れた発展戦略の可能性など、今後の開発シナリオや選択肢を検討していくことに強い関心が示された。しかし、災害復興や平和構築支援を超えて、今後どの程度アチェ支援に戦略的に取り組んでいくかについての日本側の検討は開始されているとは言い難い。2005 年以降に構築されてきた政府機関や地元の大学、NGO や民間企業といったネットワークを生かしつつ、日本としてアチェ支援に引き続き取り組んでいくのか、その場合にどのような方向とアプローチをとるのかについて、日本関係者の中で検討し合意形成することが必要である。

### 3. 平和構築

アチェにおける日本の平和構築支援は、津波復興支援が契機となって開始された。調査団は現地調査中にアチェを訪問できなかったことから、無償資金協力、技術協力、国際機関への信託基金を通じた支援等の連携や相乗効果について詳細な情報収集を行うことはできなかった<sup>204</sup>。しかし、アチェ及びジャカルタで頻繁に開催されるインドネシア政府・ドナー会合には、大使館が出席し、国際移住機関の新規案件の形成にあたり、度々会合を開催しているが、それが 3-3-2 の 1 の(2)で述べた、アチェのタスク

<sup>203</sup>南スラウェシ州でのヒアリング。

<sup>204</sup>評価調査団は、平和構築支援の取組について情報収集することを目的に、当初現地調査において、インドネシア専門家を中心としたグループによるアチェ訪問を計画していた。しかし、外務省の渡航情報の基準により、治安上の懸念があるとの理由で、訪問を断念した経緯がある。

フォースとどのような議論を踏まえて形成されたものであるかは確認できなかった。大使館は、草の根委嘱員及びアシスタントをバンダ・アチェに常駐させ、アチェ平和構築支援に係る作業を委嘱し、アチェ和平・社会復帰支援庁(BRA)と主要外国ドナー、GAM、市民社会代表、国連組織、有識者との間の対話と調整の枠組みとして組織されたアチェ・フォーラム(月1回開催)及び複数の作業部会に出席し、BRAの基本的な政策や方針を吸収し、他ドナーの支援の把握に努めている。現在、(a)社会復帰、(b)ドナーと政府間の調整、(c)住宅建設、(d)経済再生、の4作業部会が開催され、草の根委嘱員が上記(a)の作業部会に出席している。その上で、政策的な議論や調整が必要になる場合は、館員が出張して対応している。現時点の平和構築に対する支援は、草の根無償と国際機関(この場合、国際移住機関)といった大使館、外務省による支援が中心になっている。

マルクについては JICA が CEP を通じて、紛争地域のコミュニティ再建という課題に取り組んだ。このプロジェクトは NGO や地元の大学との委託契約によって実施され、住民の再融和につながる教育事業や安全確保能力の向上のための研修を行ってきたが、安全上の問題で日本人専門家の派遣が難しく、モニタリングが困難な中、現地 JICA 関係者の努力で進められた取組であった。

紛争後の平和構築については、治安状況を見極め、宗教等複雑な社会・文化の中で適切な支援の方法やスキームを選定する必要があり、難しい判断を求められる。例えば、日本の援助機関が直接支援する方法と国連等の機関を通じて支援する方法をどう使い分け、モニタリングをどのように行うか、現場と東京の関係者の間で十分な協議が必要である。治安確保のための体制づくりを含め、日本の関わり方について難しい判断が求められる場合、実施機関やスキームごとではなく総合的な判断・意思決定が必要である。同時に、困難な判断を前提に慎重な政策を繰り返すだけは平和構築という分野における日本の国際的な地位は向上しないばかりか、平和構築の人材育成が遅れることになる、という考え方もあろう。

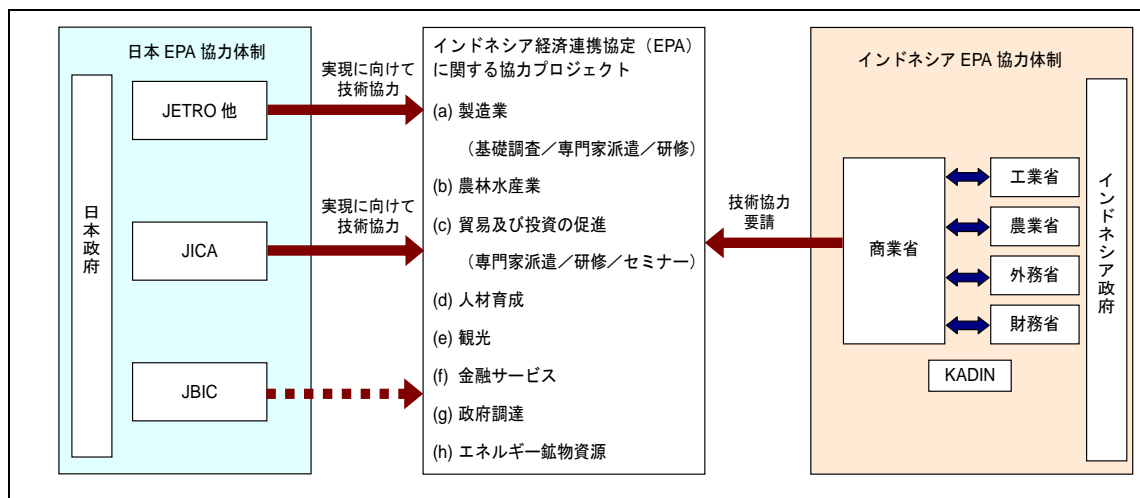
#### 4. SIAPとEPAの協力体制の在り方

2007年8月に署名されたEPAは、SIAPとあいまって日本とインドネシア両国の貿易及び投資分野の緊密な関係を更に促進させるものとして、位置付けられている<sup>205</sup>。EPA署名に伴い、その実施に必要な技術協力支援について、日本からは、JICA、JBIC、JETRO、JJC、インドネシアからは交渉段階から中核である商業省を主とし、農業省、外務省、財務省等関係機関が協力しつつ、インドネシアの経済団体であるKADINを巻き込む形で、日本とインドネシアとの経済連携をより深めていく形になると思われる(図 3-3-3)。日本の各関係機関は、それぞれのスキームに応じて、必要な技術協力を実施していく予定であるが、日本の協力体制及び、インドネシアとの協力体制については 2007 年末現在具体的に決定していない。そうした中、インドネシアから

<sup>205</sup>2005年6月の日本インドネシア戦略行動投資計画(SIAP)に関する共同発表参照  
(<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2005/06/02press3.html>)



は、EPA対象となる幅広い分野で、日本からの技術協力やキャパシティ・ビルディング（能力構築）等の要望があるなど、EPA支援のためのODAの活用を期待する声も大きい<sup>206</sup>。



出所：各種資料より調査団作成

図 3-3-3 日伊 EPA 実現に向けての協力体制

インドネシア関係者からのヒアリングをもとに、日本政府内で EPA 実施に向けた協力体制をつくる際に留意すべき点を以下 3 点挙げたい。

第 1 に、EPA の枠組みでの「協力案件」は、日本側の技術協力のチャンネルが JICA、JETRO 等、複数存在する。ODA 案件と経済産業省の経済協力案件と両方が対象となるため、インドネシア側から、候補案件について協議する日本側の窓口を明確にしてほしいという要望がある。また EPA 実施を支援する技術協力と通常の ODA による技術協力の違いについてわかりにくいとの発言<sup>207</sup>があった。EPA の枠組みでの「協力案件」についての包括的な文書は、2007 年の現地調査時点（11 月）で作成に至っておらず、その支援の全体像を掴むのは難しい。現場の経済協力関係者の意見をふまえて、協力体制を明確にしていくことが重要である。

第 2 に、「協力案件」が追加的 ODA になるのか、それとも既存の ODA 予算枠から拠出されるのかが明確にされていない。インドネシア側からは、EPA 交渉にて譲歩した分、日本の ODA による追加的な技術協力支援を希望する声が聞かれる一方で、日本側からは、EPA 促進に向けた支援は、これまでの ODA 支援の延長線上にあり、従来の ODA 活動に変化を与えるほど EPA 支援に資金を割くことはできないとの声が聞かれた

<sup>206</sup>2007 年 5 月には、経団連は、「わが国国際協力政策に対する提言と新 JICA への期待」と題し、国際協力のあり方について提言している。その中で、経済連携強化促進のための ODA の活用として、「途上国との間で EPA 締結を促進し、互恵的な関係を築くために、ODA は重要な要素である。例えば、フィリピンやインドネシア等からの要望の強い人の移動分野では、技術分野の外国人受入れのため、相手国において技術指導や日本語教育を通じた人材育成支援を行うなど、政府ベースの協力をより積極的に行う必要がある。政府においては、省庁間の壁を乗り越え、また EPA 担当部署と ODA 担当部署間の連携を密にしつつ、EPA と ODA を有機的に連携させることを期待する」と述べている。（経団連のウェブサイト参照：

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/040/html>

<sup>207</sup>商業省でのヒアリング。



第3は、同様に投資環境整備に関する具体策の提言と実施モニタリング、及びODAによる支援を実施しているSIAPとの協力体制についてである。SIAPとEPAは、インドネシアの裾野産業育成、投資環境の改善(関税、課税等)といった共通目標のもとで、日本とインドネシアが協力する有効な2つのチャンネルである。SIAPでの官民協力の実績を踏まえ、EPA締結後の支援協力体制を検討していくことが、対インドネシア支援にとって重要な課題のひとつである。このように、現場のODA関係者が中心となって、SIAP、EPAの枠組みの中でのODAの役割について整理し、実施体制や協力方針を発信していくことが重要である。

## 5. 広報

現地調査で面談した非政府関係者(NGO、学者、マスコミ)や国会議員の大半から、日本の援助の認知度は実際の貢献度と比べて高くないとの指摘があった。ODA事業のパートナーとして関わったNGOや大学関係者であれば、日本の援助に対して大きな批判をもつ者はいないが、一般的に政府対政府の支援が多く、非政府組織機関との関わりが少ないという印象をもつ有識者は多い<sup>209</sup>。予算制約があり、出版やメディア媒体の活用に限界がある点は理解できるが、援助規模に比して日本の認知度が高くないことは望ましくない。日本関係者はインドネシアの報道関係者に対し、日本の支援プロジェクトの見学を目的とするプレスツアーと、日本のODAに関するセミナーに招待し、主要人物往来時の取材を依頼するなど日常の努力は行っているが、認知度が低いのが現実である。インドネシアの政策決定に一定の影響力を持つようになった国会においても、日本の援助への認知度を高めることは重要である点も考慮し、更なる工夫、努力が必要である。

また日本の対インドネシア援助の基本方針を示す国別援助計画の英語版は、日本語版が策定された2004年11月から約3年後の2007年10月に本評価調査団のインドネシア訪問が契機となって英語の最終版作成とウェブ掲載が行われた。したがって、国別援助計画については、最近まで、インドネシアの政府機関関係者が概要を知るのみにとどまっていた。この基本情報は迅速に英語版で作成・発信する必要がある。同時に、市民社会、及び民主化が定着しつつあるインドネシアにおいて予算承認権限をもち、日本の支援に関する理解を得ることが従来以上に重要になっている国会議員等への広報を念頭において、国別援助計画をインドネシア語版でも同時に作成することを、今後は検討すべきであろう。

多くのコストをかけずに広報のインパクトを高める努力が必要な中で試みられている具体例として、JICA ジャカルタ事務所のウェブサイトの充実化が挙げられる。JICAはインドネシアのメディア、知識層並びに、他ドナーに直接JICAのインドネシアでの活動状況を発信することができるような体制をつくっている。さらにJICAでは、マカッサル・

<sup>208</sup> 経済産業省(2007年9月)、在インドネシア日本国大使館でのヒアリング。

<sup>209</sup> 現地調査期間中のヒアリング(大学関係者、NGO、マスコミ関係者等)。

フィールド・オフィスで設立した大学、NGO 出身者等の有識者から構成される支援委員会を通じ、意見交換を通じて、日本の援助に理解ある有識者の層を厚くするための努力を行っている。また、前述した国際機関に拠出した日本基金が活用される際のプレスリリースや大使館幹部による紹介・説明努力、大使館主宰の「ODA 有識者懇談会」は広報にも貢献する取組である。「ODA 有識者懇談会」については、出席していた関係者から再開を望む意見があった。

欧米や国際機関に比べて広報予算に制約がある日本としては、当面は、低コストで高いインパクトが期待できる方法が必要である。2008 年の日本インドネシア国交 50 周年は、オールジャパンで広報への取組を再考する絶好の機会である。